

西東京市第4次男女平等参画推進計画
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画
実績評価報告書(令和2年度)

令和4年3月 31 日

西東京市男女平等参画推進委員会

目 次

はじめに	1
評価割合	4
重点課題別評価	15
I－1 男女の固定的性別役割分担意識の解消	
I－3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	
II－1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	
III－1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	
IV－1 庁内推進体制の充実	
令和2年度 各課事業評価報告	21
I 人権の尊重	
II 地域における男女平等参画の推進	
III ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性の活躍の推進	
IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	
西東京市男女平等参画推進委員会評価報告	77
これからの課題	129
課題ごとの指標及び目標値	130
第4次計画の評価活動	131

西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画 実績評価報告書（令和2年度）

はじめに

令和2年度は「西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」の2度目の評価になる。委員会評価及び担当課評価は下記のとおりとなった。

令和2年度	評価項目数	A	B	C	D
委員会評価（施策全体についての評価）	46	22	20	4	0
	100%	48%	43%	9%	0%
委員会評価（課別評価）	114	56	49	9	0
	100%	49%	43%	8%	0%
担当課評価（事業別評価）	215	130	65	20	0
	100%	61%	30%	9%	0%

第4次計画では、委員会は施策単位と施策内の課別の評価を、担当課は第3次計画と同様各課事業別で評価を行うこととなった。担当課評価は令和元年度よりもA評価が減少し、C評価が増加した。新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止が主な原因と思われる。委員会評価は課別評価では同様の傾向となったが、施策全体についての評価（以下「施策評価」という）ではA評価が前年の43%から48%へと増加した。一方でC評価が4%から9%へと増加した。中止や予定通り実施できなかった事業は、C評価となったものもあるが、コロナ禍においてもできることを考え取組んだ事業については、一定の評価を行った。取組・検討が進まず前回に引き続きC評価となった事業については、工夫して前進を図りたい。女性の活躍や子育て、介護、相談事業などの取組が新たにA評価となったことは評価したい。

評価方法について

◆評価上の着眼点

評価に当たっては、下記の「評価上の着眼点」を踏まえて評価を行った。

- ① 「男性は」「女性は」こうあるべき、といった「固定的性別役割分担意識」にとらわれないよう配慮しているか。
- ② 性別等による差別や人権侵害に配慮しているか。
- ③ 男女いずれかに偏った表現や、性別によってイメージを固定化した表現になっていないか。
- ④ 機会均等における男女間の格差を改善するため、必要な範囲で男女いずれか一方に対して、積極的に機会提供を図っているか。
- ⑤ 事業の企画立案や実施にあたって、女性・男性双方の意見が反映されるよう、配慮しているか。
- ⑥ 前年度の取組に課題があった場合、委員会の評価を踏まえ取組の改善・工夫を行ったか。
- ⑦ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・男女共同参画社会基本法を踏まえ、西東京市第4次男女平等参画推進計画に沿った取組を行っているか。

1. 担当課評価

担当課は各課の事業ごとに「具体的な事業又は取組計画」、「執行状況・事業計画」、「次年度の課題」を明確にし、下記の基準に照らして担当課評価（A～D評価）を行った。

◆担当課評価基準

A	事業・取組計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。
B	事業・取組計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。
C	事業・取組計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。
D	未実施のもの。

2. 委員会評価

委員会は担当課評価をもとに、施策ごとの評価（施策評価）、重点課題ごとの評価、報告書の総評（これからの課題）を行った。施策ごとの評価は、施策全体についての評価（施策評価）と、同一施策内の課単位での評価（課別評価）とにより行った。

（1）課別評価の評価基準

課別評価は、担当課評価基準に合わせ、3項目（「具体的な事業又は取組計画」、「執行状況・事業計画」、「次年度の課題」）について4段階（A～D）で評価する。さらにそれらを換算表に当てはめ、総合評価（「課別評価」と呼ぶ）を行う。

3項目の評価基準は下記のとおりである。

◆委員会評価基準

・計画内容評価（「具体的な事業又は取組計画」に対する評価）

A	施策の内容に合致しており、男女平等推進計画を推進するうえで効果的な事業。
B	施策の内容に概ね合致している事業。
C	施策の内容に関連している事業。
D	施策との関連が乏しく、見直しが必要な事業。

・執行状況評価（「執行状況・事業計画」に対する評価）

A	計画通りの執行状況。
B	概ね計画通りの執行状況。
C	計画より遅れている執行状況。
D	未執行のもの。

・課題把握基準（「次年度の課題」に対する評価）

A	課題を正確かつ的確に把握している。
B	課題を把握している。
C	課題の把握が不十分である。
D	課題の把握ができていない。

（2）施策評価の評価基準

「施策評価」は課別評価を換算表(後出)に当てはめることにより自動的に算出される。算出された評価は下記のように見なすこととする。

・施策評価基準

A	課題に対する取組が十分である。
B	課題に対する取組が概ね十分である。
C	課題に対する取組に一部改善の必要がある。
D	課題に対する取組が不十分である。

◆委員会評価の換算方法及び評価手順

- ①下記の換算表に従い、A～D評価を点数に換算し、合算する。
 「執行状況」に比重を置き、「計画内容」「課題把握」の各評価を以下のとおり3～0点に、「執行状況」を9～0点に換算し、合算する（15点満点）。

評価項目 評価	換算点		
	計画内容	課題把握	執行状況
A	3	3	9
B	2	2	6
C	1	1	3
D	0	0	0

- ②合算した点数を下記の変換表に従い、A～D評価に変換する（課別評価が決定）。

各課平均値	課別評価
13点以上	A
8点以上	B
5点以上	C
5点未満	D

- ③ ②で算出した各課の課別評価の点数を合算し、課の数で除して平均点を算出する。
 (例) (A課13点+B課9点+C課11点+D課7点) ÷ 4 (課) = 10.0点
 算出した平均点を下記の変換表に従いA～D評価に変換する（施策評価が決定）。

各課平均値	施策評価
12.5点以上	A
8.0点以上	B
5.0点以上	C
5.0点未満	D

(例) 10.0点 = B

(3) 重点課題別評価の評価基準

上記の手順にならない、施策評価の平均点を算出し、上記③の変換表に従いA～D評価を決定する。

評価の推移及び基本目標別内訳

令和2年度 担当課評価基準(事業別評価)

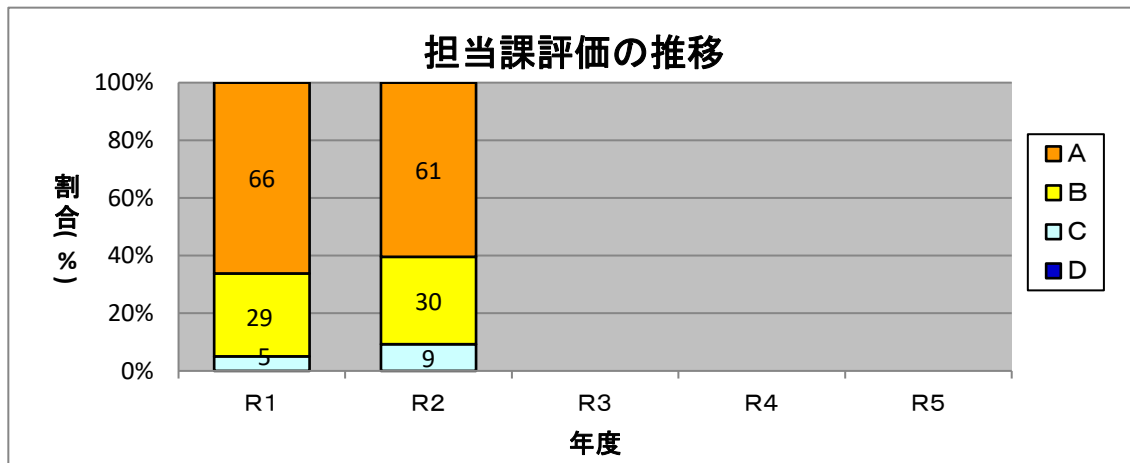
A: 事業・取組計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。

B: 事業・取組計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。

C: 事業・取組計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。

D: 未実施のもの。

全体	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
A	143	130			
B	62	65			
C	11	20			
D	0	0			



令和2年度 委員会評価基準(施策評価、課別評価)

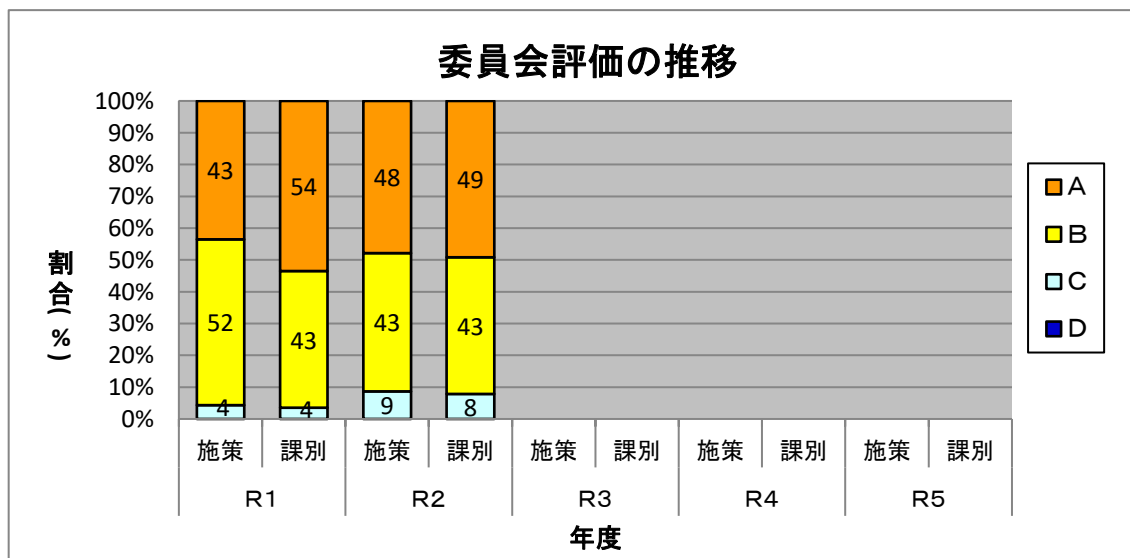
A: 課題に対する取組が十分である。

B: 課題に対する取組が概ね十分である。

C: 課題に対する取組に一部改善の必要がある。

D: 課題に対する取組が不十分である。

全体 区分	R 1		R 2		R 3		R 4		R 5	
	施策	課別	施策	課別	施策	課別	施策	課別	施策	課別
A	20	61	22	56						
B	24	49	20	49						
C	2	4	4	9						
D	0	0	0	0						



基本目標

I：人権の尊重

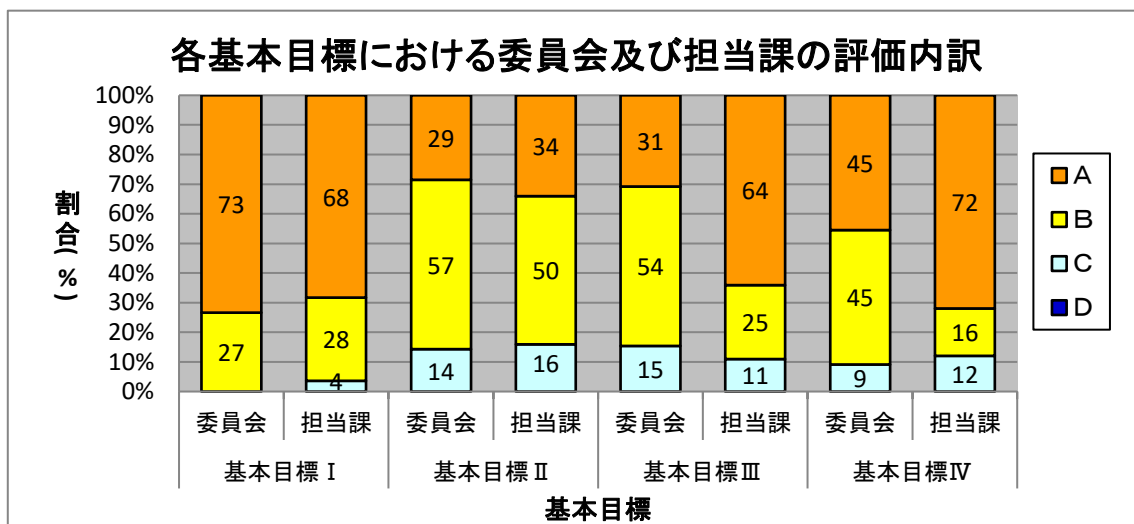
II：地域における男女平等参画の推進

III：ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性活躍の推進

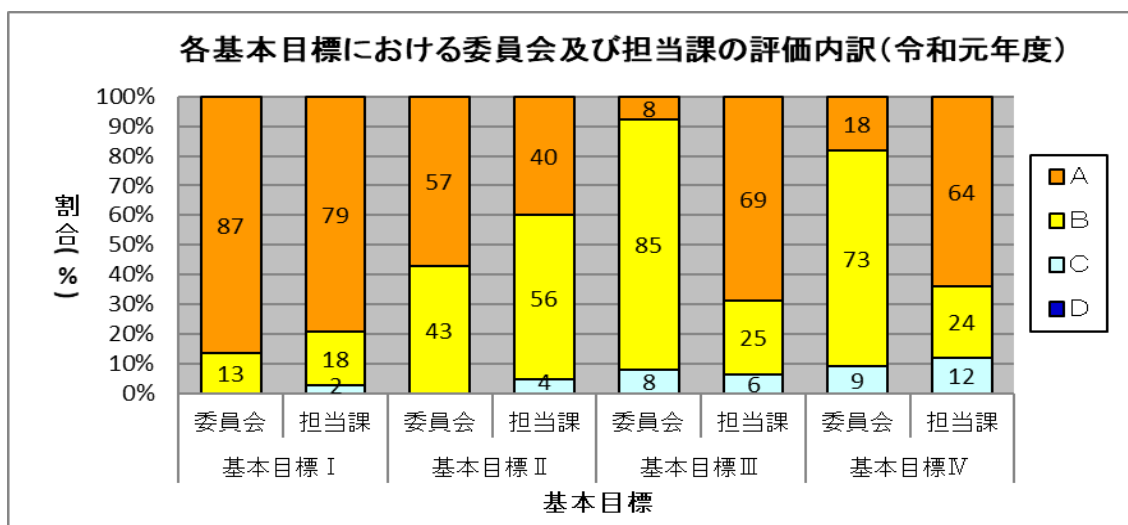
IV：男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

全体 区分	基本目標 I		基本目標 II		基本目標 III		基本目標 IV	
	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課
A	11	56	2	15	4	41	5	18
B	4	23	4	22	7	16	5	4
C	0	3	1	7	2	7	1	3
D	0	0	0	0	0	0	0	0

※委員会は施策評価、担当課は事業別評価の数



<参考>



I 人権の尊重

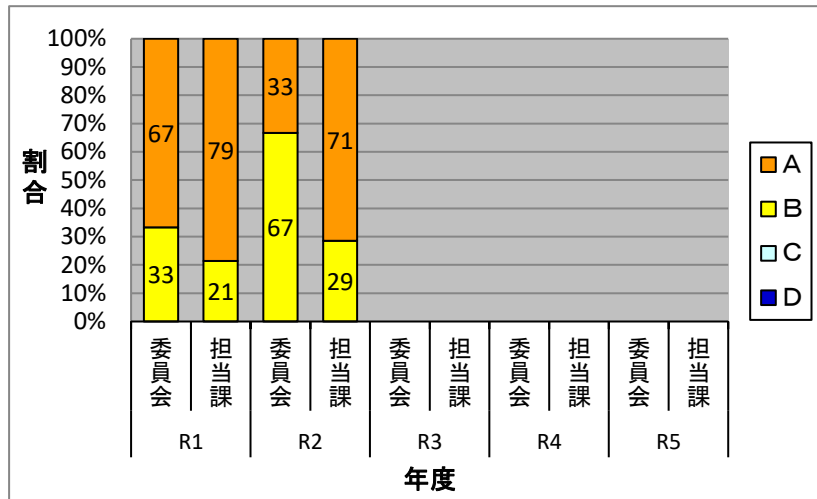
I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2	1			
B	1	2			
C	0	0			
D	0	0			
計	3	3			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	11	10			
B	3	4			
C	0	0			
D	0	0			
計	14	14			



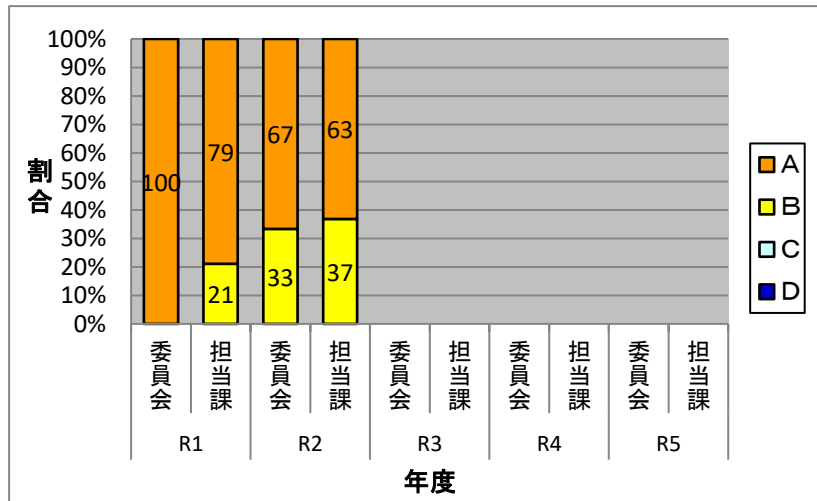
I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	3	2			
B	0	1			
C	0	0			
D	0	0			
計	3	3			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	15	12			
B	4	7			
C	0	0			
D	0	0			
計	19	19			



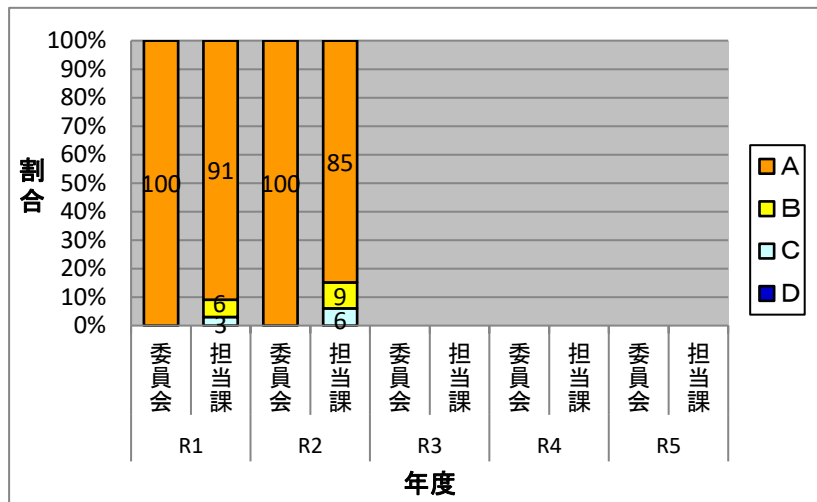
I-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	5	5			
B	0	0			
C	0	0			
D	0	0			
計	5	5			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	30	28			
B	2	3			
C	1	2			
D	0	0			
計	33	33			



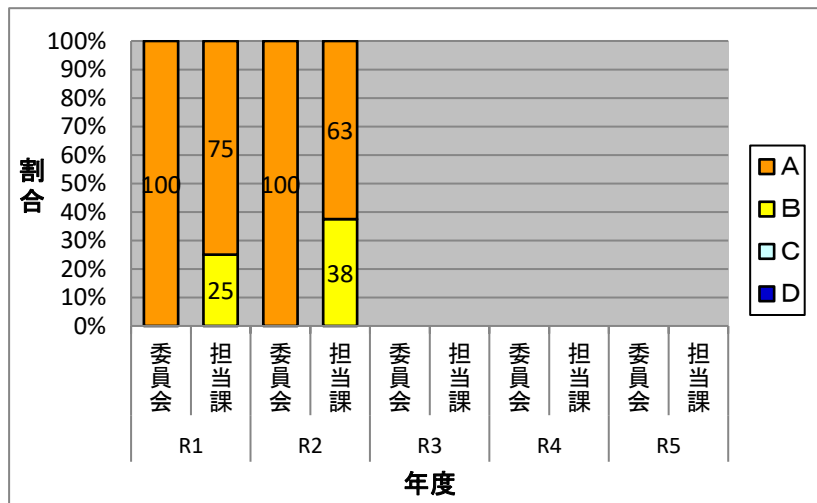
I-4 男女平等を阻む暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2	2			
B	0	0			
C	0	0			
D	0	0			
計	2	2			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	6	5			
B	2	3			
C	0	0			
D	0	0			
計	8	8			



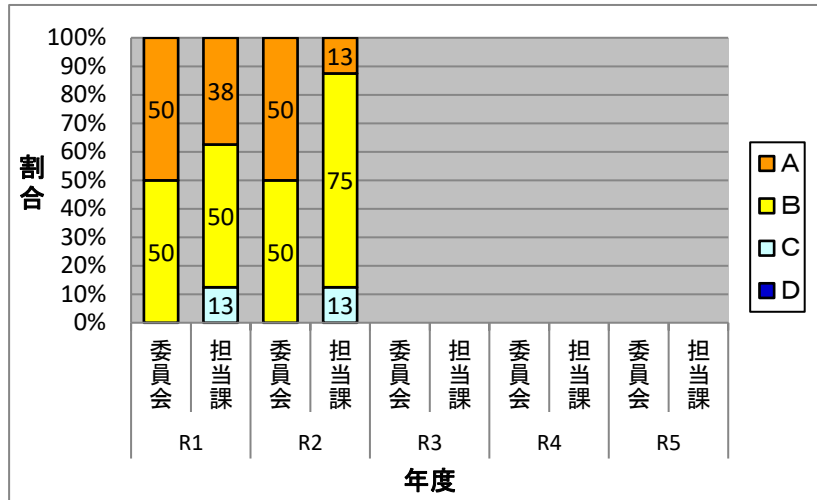
I-5 性と生殖に関する健康支援

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1	1			
B	1	1			
C	0	0			
D	0	0			
計	2	2			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	3	1			
B	4	6			
C	1	1			
D	0	0			
計	8	8			



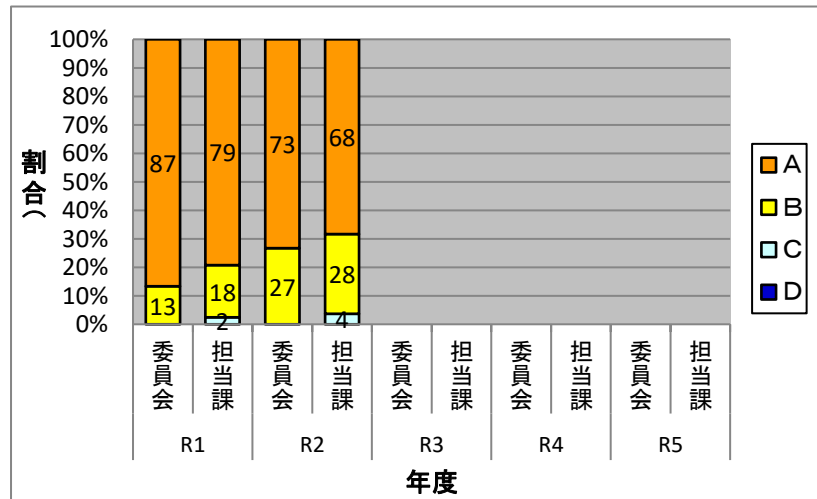
基本目標 I (計)

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	13	11			
B	2	4			
C	0	0			
D	0	0			
計	15	15			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	65	56			
B	15	23			
C	2	3			
D	0	0			
計	82	82			



II 地域における男女平等参画の推進

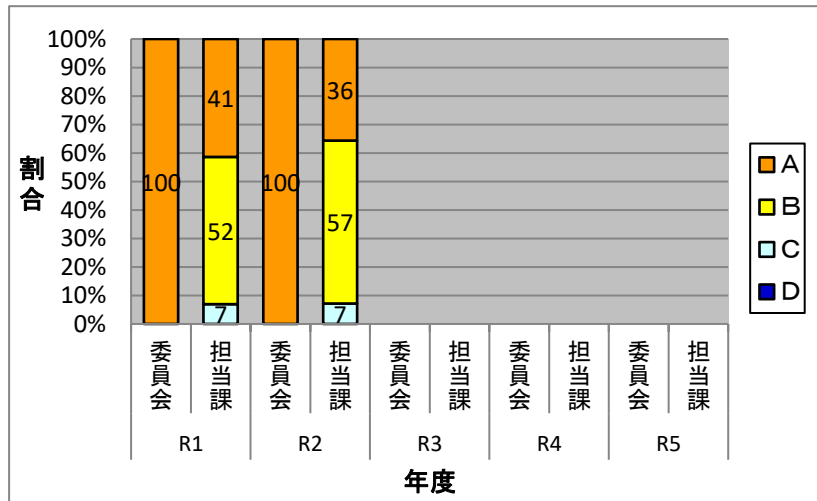
II-1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2	2			
B	0	0			
C	0	0			
D	0	0			
計	2	2			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	12	10			
B	15	16			
C	2	2			
D	0	0			
計	29	28			



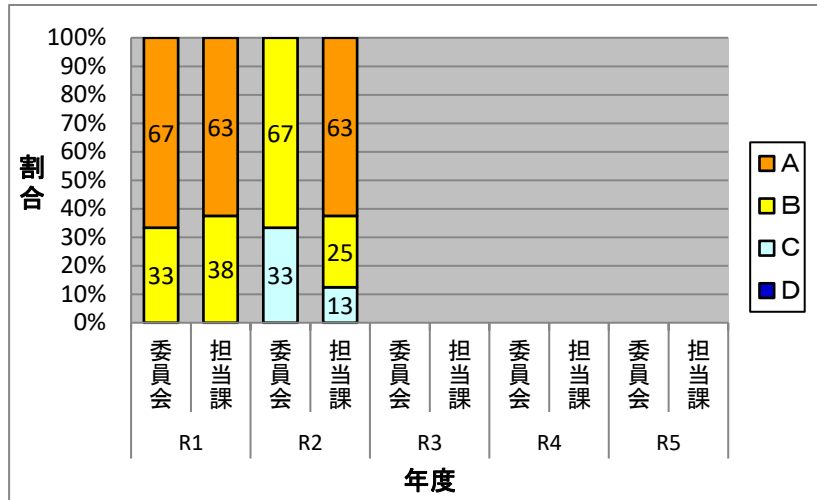
II-2 地域活動における男女平等参画の推進

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2	0			
B	1	2			
C	0	1			
D	0	0			
計	3	3			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	5	5			
B	3	2			
C	0	1			
D	0	0			
計	8	8			



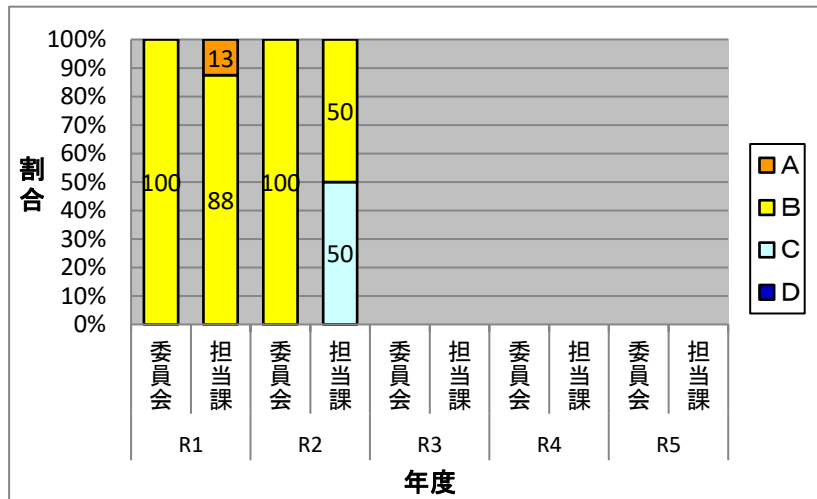
II-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0	0			
B	2	2			
C	0	0			
D	0	0			
計	2	2			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1	0			
B	7	4			
C	0	4			
D	0	0			
計	8	8			



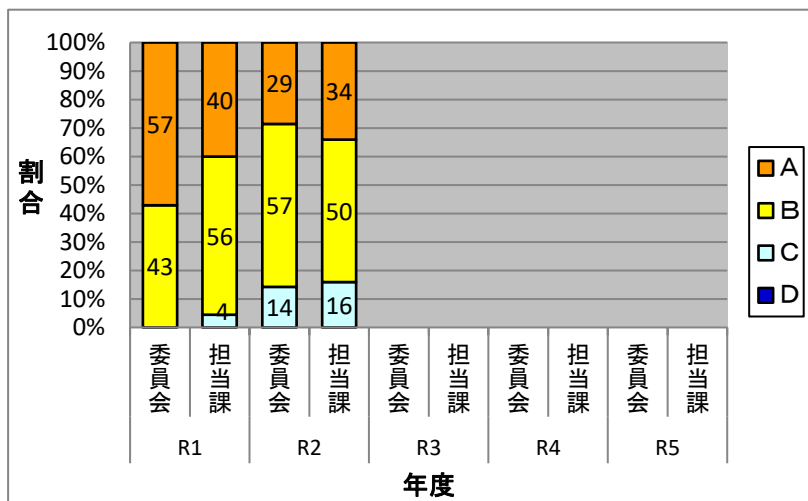
基本目標Ⅱ(計)

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	4	2			
B	3	4			
C	0	1			
D	0	0			
計	7	7			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	18	15			
B	25	22			
C	2	7			
D	0	0			
計	45	44			



Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性の活躍の推進

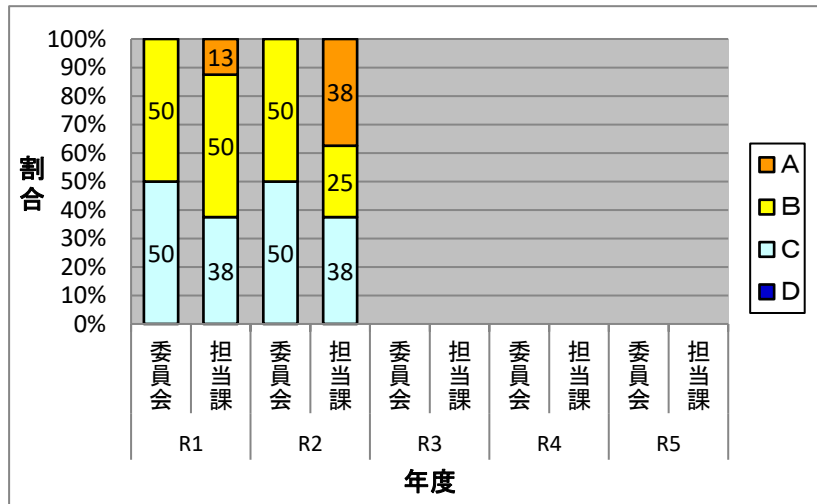
Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0	0			
B	1	1			
C	1	0			
D	0	1			
計	2	2			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1	3			
B	4	2			
C	3	3			
D	0	0			
計	8	8			



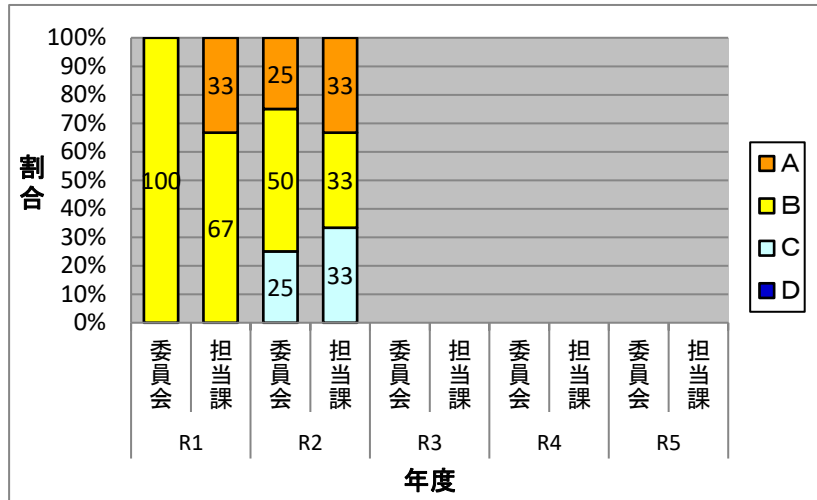
Ⅲ-2 経済活動における女性活躍の推進

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0	1			
B	4	2			
C	0	1			
D	0	0			
計	4	4			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	3	3			
B	6	3			
C	0	3			
D	0	0			
計	9	9			



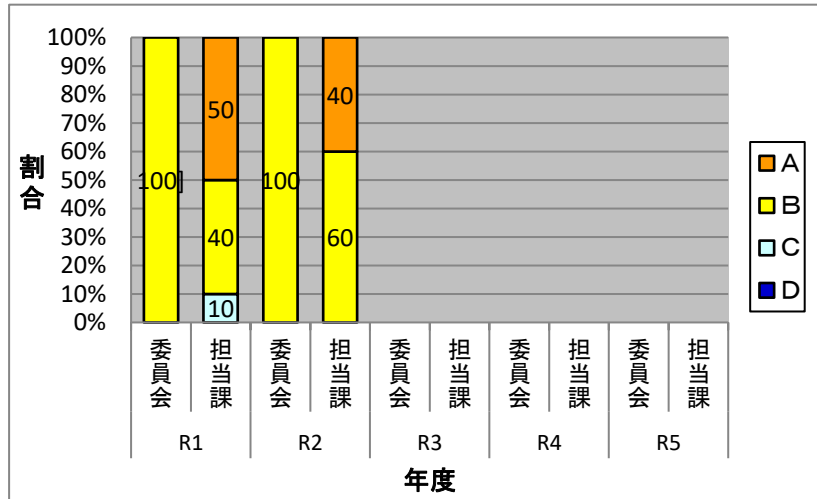
Ⅲ-3 男性の家事・育児・介護への参画促進

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0	0			
B	2	2			
C	0	0			
D	0	0			
計	2	2			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	5	4			
B	4	6			
C	1	0			
D	0	0			
計	10	10			



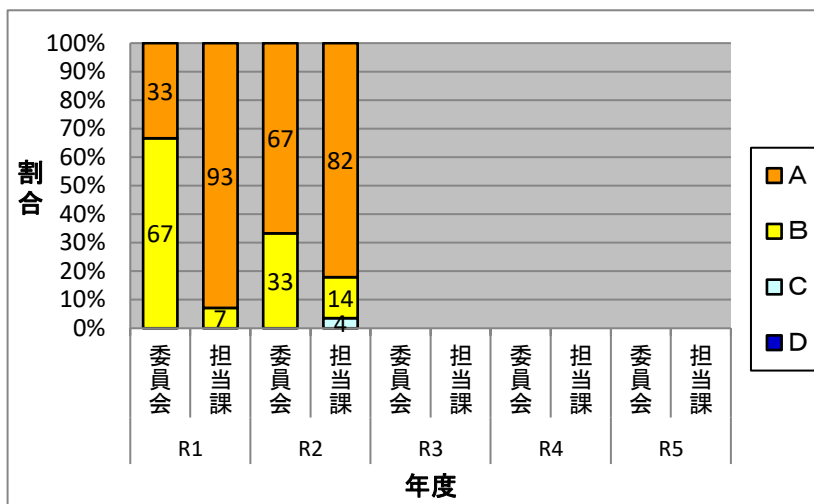
Ⅲ-4 子育てへの支援

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1	2			
B	2	1			
C	0	0			
D	0	0			
計	3	3			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	26	23			
B	2	4			
C	0	1			
D	0	0			
計	28	28			



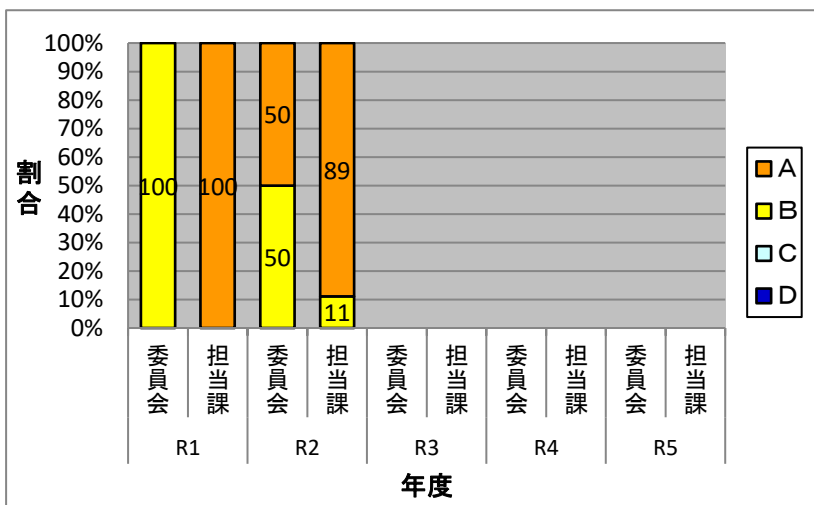
Ⅲ-5 介護への支援

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0	1			
B	2	1			
C	0	0			
D	0	0			
計	2	2			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	9	8			
B	0	1			
C	0	0			
D	0	0			
計	9	9			



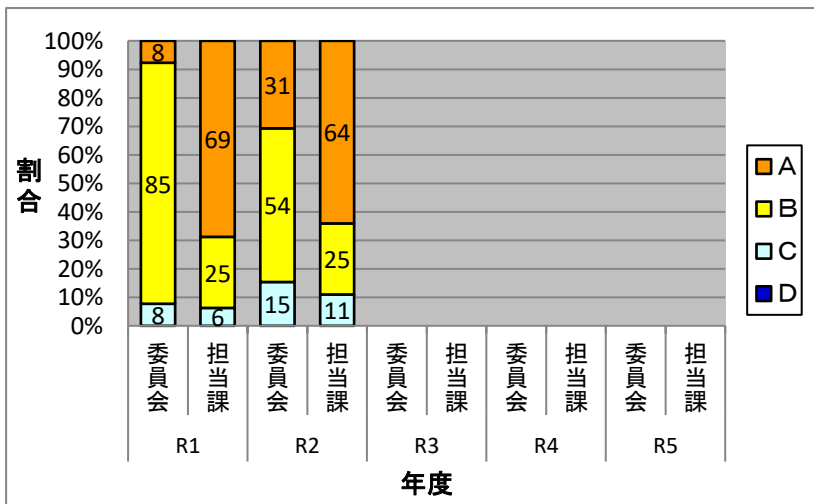
基本目標Ⅲ(計)

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1	4			
B	11	7			
C	1	1			
D	0	1			
計	13	13			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	44	41			
B	16	16			
C	4	7			
D	0	0			
計	64	64			



IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

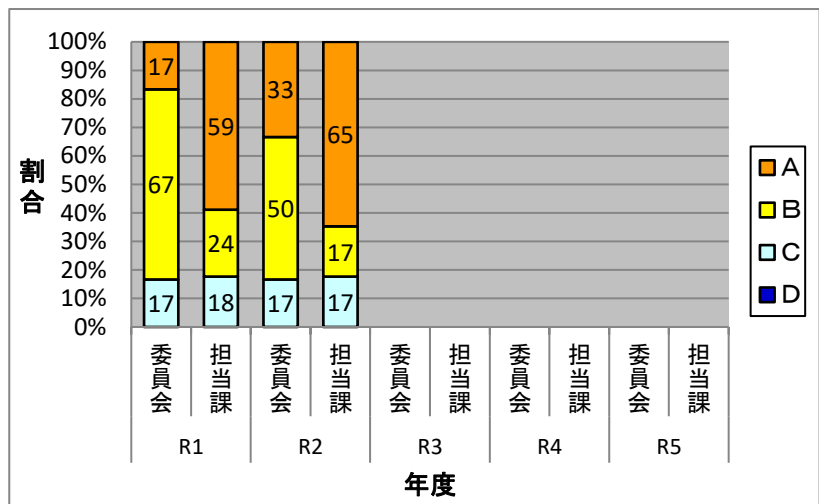
IV-1 庁内推進体制の充実

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1				
B	4	3			
C	1	1			
D	0	0			
計	6	6			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	10	11			
B	4	3			
C	3	3			
D	0	0			
計	17	17			



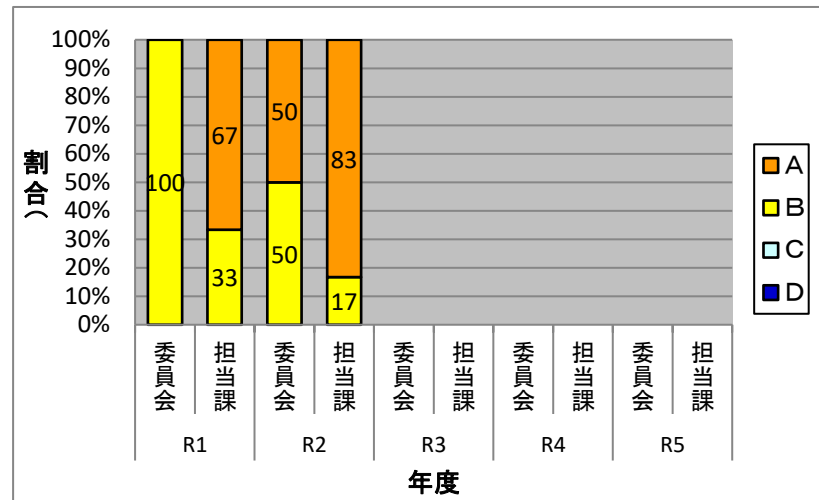
IV-2 男女平等推進センターパリティの事業の充実

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0	2			
B	4	2			
C	0	0			
D	0	0			
計	4	4			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	4	5			
B	2	1			
C	0	0			
D	0	0			
計	6	6			



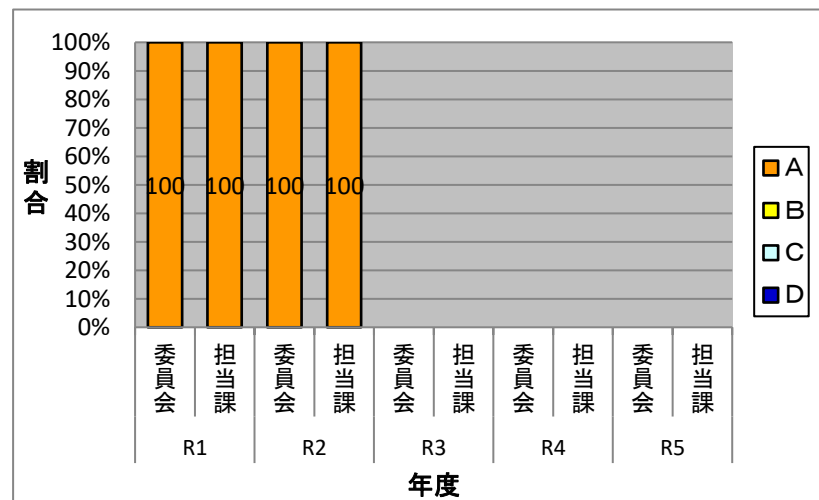
IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1	1			
B	0	0			
C	0	0			
D	0	0			
計	1	1			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2	2			
B	0	0			
C	0	0			
D	0	0			
計	2	2			



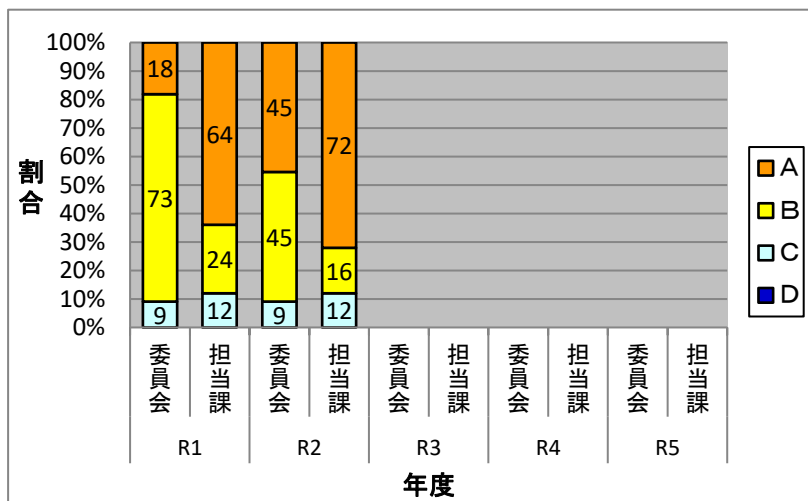
基本目標Ⅳ(計)

委員会評価(施策評価)

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2	5			
B	8	5			
C	1	1			
D	0	0			
計	11	11			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	16	18			
B	6	4			
C	3	3			
D	0	0			
計	25	25			



重点課題

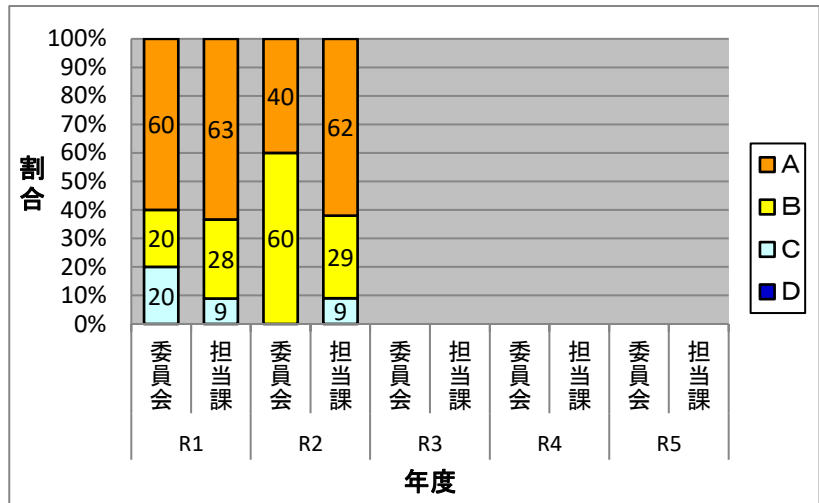
年度別重点課題(計)

委員会評価(施策評価)

評価	年度(課題数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	3	2			
B	1	3			
C	1	0			
D	0	0			
計	5	5			

担当課評価

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	64	62			
B	28	29			
C	9	9			
D	0	0			
計	101	100			



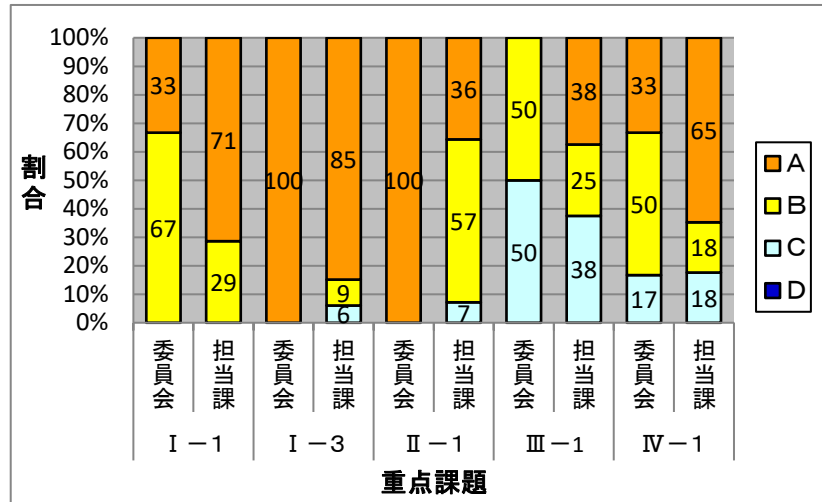
令和2年度重点課題

委員会評価(施策評価)

評価	課題(施策数)				
	I-1	I-3	II-1	III-1	IV-1
A	1	5	2	0	2
B	2	0	0	1	3
C	0	0	0	1	1
D	0	0	0	0	0
計	3	5	2	2	6

担当課評価

評価	課題(事業数)				
	I-1	I-3	II-1	III-1	IV-1
A	10	28	10	3	11
B	4	4	16	2	3
C	0	1	2	3	3
D	0	0	0	0	0
計	14	33	28	8	17



重点課題別評価

I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」（コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会、内閣府男女共同参画局、令和3年4月）において、「コロナの拡大は、男性と女性に対して異なる影響を及ぼしている。」「我が国においては、既に存在していた固定的性別役割分担意識に基づく構造的な問題がここに加わることによって、男女間の格差が拡大していく可能性をはらんでいる。」と懸念が示されている。コロナ禍が続く今、固定的性別役割分担意識の解消に向けた、実効性のある取組みが急務となっている。

また、昨年の12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」の「基本的な方針」において、男女共同参画の取組の進展が未だ十分でない要因のひとつとして、「社会全体において固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が存在していること」があげられている。

「固定的性別役割分担意識」とは何か、そこにどのような問題があるか、「ジェンダー」、「アンコンシャス・バイアス」などへの理解も深めつつ、男女の固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組みが加速することを要望する。

そのためには、担当課が、各施策を計画、執行、評価、課題設定を行う際には、「男女の固定的性別役割分担意識の解消」という課題を意識し、それぞれの施策が課題解決に向けて効果を発揮するよう、注力いただきたい。また、協働コミュニティ課には、計画推進が加速する取組みを期待する。

(1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

引き続き、SNSの活用も含め、さまざまな媒体や機会を活用した男女平等参画推進のための情報提供を期待する。また、情報提供の内容についても、さらなる検討を要望する。

(2) 男女平等に関する学習機会の提供

講座開催にあたり、さまざまなテーマを取り上げている点を評価する。講座／事業を開催するだけでなく、講座／事業の目的、成果などを明確にして、計画推進につなげる取組みを要望する。また、コロナ禍で見えてきた現状を考慮した今後の事業展開を期待する。

(3) メディア・リテラシーの普及・啓発の推進

メディア・リテラシーは、男女平等参画推進、固定的性別役割分担意識の解消に大きく関わるので、さらなる取組みを期待する。メディア・リテラシーへの理解を深める事業や「パリティ・ライブラリーニュース」の児童館での配布などのように他の施策推進と関連した事業展開の推進を期待する。

委員会評価	施策（1）	施策（2）	施策（3）	重点課題評価
R1年度	B	A	A	A
R2年度	B	B	A	B
R3年度				
R4年度				
R5年度				

I-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会も家庭も大きな変化を余儀なくされた。特に家庭においては、外出自粛や働き方の変化（リモートワークの普及・促進等）、子どもたちの学校の休校等により、物理的に家族と一緒に家で過ごす時間が増えた。また、コロナ禍での生活への不安や環境の変化に伴うストレスが強まっていく中で、家庭内での暴力のリスクが高まった。そのためか、DV相談は、前年度に比べて1.6倍に増えた。

（配偶者暴力相談支援センターと昨年から新たに内閣府が実施したDV電話相談プラス合計、約19万件、内閣府統計令和2年度）。西東京市においては、子どもの虐待件数は、過去最多の474件（前年より190件増）となっている。「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、女性が6割、男性が7割強が解消されている（※）と回答しているものの、家族が過ごす時間が増えれば、女性が主として家庭も仕事も担い、女性に家事・育児の負担がかかる役割意識は根強く残っている。

そんな中で、夫婦関係に亀裂が生じ、力のコントロールにより弱いものが攻撃される（DV/虐待）という事態が増えてくるのは否めない。

暴力を受けて相談したかの問いに約6割が「相談しなかった」（※）と回答し、相談しなかった上位5位の理由に「相談するほどのことでもない」、「人に打ち明けることに抵抗があった」「自分にも悪いところがあると思ったから」という被害者特有の心理状態が見える。また「相談したくてもどこに相談してよいかわからなかった」、「相談できる人がいなかった」（※）という回答もみられることから、DV被害者への理解と相談場所の周知を様々な形で浸透させていくことを一層努力されたい。（※）西東京市市民意識・実態調査（平成29年）

（1）暴力の未然防止と早期発見

DVとは何かという周知度は、約7割（内閣府世論調査）になってはいるものの、身近なところではDVはないと公言する人もいまだに多い。その対応に、あらゆる機会を利用してDVに対する周知の機会を設けていることは評価できる。図書館、公民館などでDV週間にパネル展示、図書の貸し出し等を通して若い世代へのデートDVの啓発の働きかけを推進していくことを期待したい。

（2）相談窓口の充実

コロナ禍において、相談体制は休務なく実施、また、対面での相談が難しいことを配慮し、女性相談を出張相談、電話相談で対応した取り組みは評価に値する。また、専門相談員を配置し、平日は、ほぼ毎日2か所（パリテ・庁舎）を開設し、相談したいときにできる体制づくりをしている点でも評価できる。DV被害者支援は緊急性を伴う点からも庁内部署の連携体制を充実させ、ワンストップサービスをお願いしたい。また、外国人に対する支援の体制も言葉や文化の違い等を配慮し、充実させることが望ましい。

（3）被害者の安全の確保と自立への支援

安心・安全な相談場所の確保は、DV被害者の自立への第一歩に大きく左右される。そのためには2次被害を起こさない専門性のある相談員の対応と緊急時における連携体制が必要となる。

緊急時においては、警察、都の女性相談センターとの連携において安全性を配慮した支援を実施されている点は評価できる。今後も更なる充実を期待したい。

また、自立支援においては切れ目のない支援、関係機関との連携について地域との協働体制

も視野に入れ、今後も継続していくことを期待したい。

(4) 市の体制整備に向けた取り組みの評価

DV被害者支援の根幹には、DVを始めあらゆる暴力が男女平等参画を推進する上での一番の妨げになっていることを常に念頭において、市内でもその視点からの支援体制となることが望ましい。そのためには市内においてのDV研修・DV専門委員会などの設置に期待したい。

(5) 関係機関との連携強化

DV被害者の支援は様々な関係機関との連携の中でしか行えない。このことを念頭に入れた体制の充実の評価する。切れ目のない支援を視野に入れ、民間団体等様々な形での連携先とのつながりをつくることを更なる目標に進めていくことに期待したい。

関係機関との連携の際に重要なことは、守秘義務の重さと開かれた連携体制と特に案件に対するケースワークの必要性がうかがえる。昨今、母親のDVと子どもの虐待は表裏一体の関係にあることの認識が強まり、内閣府の統計でもこの点が加味されている。この点を意識化するとともに連携体制の充実・連携強化に期待したい。

■配偶者暴力相談支援センター設置への検討

現在、DV被害者支援に関しては同様な内容での支援を行っているように見受けられ、センターを設置しているところと遜色はないように見受けられるが、センターの設置については機能・役割、設置基準等、メリットデメリットを検討したうえで再評価してみてもどうか。配偶者暴力相談支援センターの名称を掲げることも重要であるが、被害者支援の体制の充実という点では評価に値する。

委員会評価	施策 (1)	施策 (2)	施策 (3)	施策 (4)	施策 (5)	重点課題評価
R1年度	A	A	A	A	A	A
R2年度	A	A	A	A	A	A
R3年度						
R4年度						
R5年度						

II-1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

まず国としては、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になることを目標と掲げており、特に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体には政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定・実施するよう、「努めること」が求められている。

このような流れの中西東京市では、「審議会や委員会において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性登用に努めること」とし、審議会や委員会に女性が参加しやすくなるための配慮として、会議の日時や保育体制等の環境整備に努めている姿勢には昨年度より

変化はないが、各方面で未だに課題は残る、或いは増えている現状を改めて注視する必要がある。

特に「協働コミュニティ課」においては、男女平等参画を担う立場とその働きの内容もあり、女性の登用率は目標の 40%を超えており、育児中の女性などへの配慮も行き届いている印象があるため女性が参加しやすい状況と言える。

しかしながら、関係各課・委員会においては依然として女性登用率へのばらつきが目立つ。特に、その専門性や任期等の考慮できる要因での女性登用率の低さは理解に易いが、登用方法そのものを抜本的に見直す必要のある部分も見受けられる。例えば、関係団体や他機関からの推薦や任命によつての登用がなされている場合が慣例化している場合、各所への呼びかけや理解の拡充を求める働きを求められる段階である。

その際、よく勘違いされがちだと考えられるのは、「男女平等＝女性登用」という短絡的な考え方である。それだけの基準で言えば、「比較的女性には不向き・困難な業務内容である」などという理由づけがなされ、永続的に女性登用率が向上しない場合も想像できる。

そうではなく、「女性にも意識・興味の高い人材がいる」という前提において、いかに女性たちに審議会・委員会の存在そのものや、その意義を周知並びに告知していきけるか。つまり、「女性登用」以前に、「女性に興味関心を抱いてもらう」ための働きかけから再考していく余地があると考えられる。

さらには、女性登用のパーセンテージだけを追いかける方針ではなく、「男女共に」適任である人材を選任・任命して良い。という意識を共有することも重要である。単に女性を多く登用すれば良いわけではなく、適任者への養成・選任基準に男女の差異を設けない上で、結果的に現状以上の女性が登用されるという流れを大切にしていきたい。

そのために、女性のライフプランにおいて仕事のみならず生き方そのものを左右する、妊娠・出産、そして育児についての負荷や、それにより得られるスキル・経験、男性との意識の違い等の研修等を協働コミュニティ課が先導し、各課責任者は必須受講とするなどし、「女の人とは結婚したら辞めてしまうことが多いから」などという時代遅れの慣例的意識を改め、女性の力が生かされやすい環境整備を具体的に行っていくのはいかがか。

職員・委員・審議会メンバーが一人ひとり、「男女平等参画」とは何か、自ら具体的に考えられる市を目指すことが、数字的目標よりも重要だという基本を忘れず今後も働きかけてくれることを願う。

委員会評価	施策（１）	施策（２）	重点課題評価
R 1 年度	A	A	A
R 2 年度	A	A	A
R 3 年度			
R 4 年度			
R 5 年度			

Ⅲ—1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

昨今、市民を取り巻く環境は加速度的に変化をしており、さらに新型コロナウイルス感染症が発生し、長期間にわたり蔓延をしたことで、さらに激しい変化を齎している。ワーク・ライフ・バランスの「仕事とプライベートのバランスをとる」という考え方についても、ワーク・ライフ・インテグレーションという、「仕事とプライベートを分けて考えず、総合的な充実（仕事で充実することでプライベートも充実する、またその逆）を図る」という新たな考え方が出てきている。この背景には、少子高齢化に伴う労働人口の減少により、育児や介護を理由とした離職の防止、シニア世代労働者の活用、労働スタイルの多様化への対応が求められていることが挙げられ、仕事と生活の調和を向上させるための市と企業の役割は、さらに重要性が増してきていると考えられる。

そんな中、本重点課題である、ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供については、コロナ禍の中、講座（講演）を中止せず、オンラインを活用したことは評価できる。また、参加者が少なかったことを反省点として挙げ、来年度の課題として広報の方法を工夫することも賛成である。加えて、オンラインでの参加者を増やすための工夫（IT 講座、iPad や wifi ポケットの貸し出し等）を合わせて検討してもらいたい。

就労者を増やすためのハローワーク等の取り組みについては、コロナの影響もあり、セミナーが実施できない中、市の広報や HP に情報掲載をしたことは評価できる。次の段階として、オンラインでのセミナー開催など、しばらくはコロナ禍の中での活動を想定した取り組みを検討してもらいたい。

続いて、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけについては、市内事業団体へのアプローチが難しいという理由で、前回から進捗があまりみられない。実行できる目標とスケジュールを立て、少しでも進捗をしてもらいたい。そんな中、他市の取り組み状況の情報把握は評価できる。他市の実施例、成功例などを参考に様々な角度からアプローチをして取り組みを進めてもらいたい。

公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進についても、課題の特性上、慎重にならざるを得ないことは理解できるが、執行状況をみても進捗があまりみられない。また、次年度の課題についても「検討を継続する」では、どのような検討するのか具体性がなく、いつまでに評価方式の導入を目指しているかなど、スケジュールや具体的な取り組み内容を示してもらいたい。

委員会評価	施策（１）	施策（２）	重点課題評価
R 1 年度	B	C	C
R 2 年度	B	C	B
R 3 年度			
R 4 年度			
R 5 年度			

IV—1 庁内推進体制の充実

西東京市における男女平等推進社会の実現のためには、庁内のすべての部署がその意義を十分に理解し、推進体制の充実を目指すことが非常に重要である。そのために、一層の意識啓発が欠かせないのではないかと考える。長年「あたりまえ」とされてきた「固定的な役割分担意識」の払拭は、一朝一夕には成しえない。理解が十分でないが故に「男女平等はすでに実現しているのではないか」という思い込みがなされてしまう可能性もあり、意識改革・理解促進のための息の長い取り組みが必要である。

協働コミュニティ課を中心として、男女平等参画についての研修の実施、情報誌パリテ等の各部署への配布や回覧、職員ポータルシステムの掲示板での情報発信等々が積極的に行われ、また、他自治体の関係機関との連携や情報交換等、交流が進められていることは大いに評価したい。今後は、こういった取り組みの成果を検証しつつ、更なる取り組みを進めていただきたい。

さらには、庁内推進体制の充実に向かって、条例及び苦情処理機関の設置に向けて一層の尽力を期待する。他自治体の条例も参考にしながら、確実に進めていただきたい。

イクボス・ケアボス宣言やノー残業デイ、20時退庁等の取り組みが引き続き行われている。こういったワーク・ライフ・バランスの推奨が職員意識の変革につながり、男性職員のみならず女性職員のキャリア開発への意識が高まるのではないかと期待する。女性管理職が少数派（トークン・マイノリティ）にとどまることなく、「普通の存在」となって方針決定に参加し、全体に影響を与える存在になり得るという「3割以上」を早急に占めるようになることを願う。

委員会評価	施策 (1)	施策 (2)	施策 (3)	施策 (4)	施策 (5)	施策 (6)	重点課題評価
R1年度	B	C	A	B	B	B	B
R2年度	B	C	A	B	B	A	B
R3年度							
R4年度							
R5年度							

令和2年度 各課事業評価報告

令和2年度 各課事業評価報告

★（重点課題）

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
1 2 3 4 5 6	I-1 ★ (1)	①情報誌パリティの発行と配布	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。
		②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展また、センターの資料などを充実しセンター内の展示なども工夫をして、さまざまな媒体を通して、情報提供を行う。
				秘書広報課	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き紙面およびホームページ画面について男女平等意識に留意し、情報提供していく。
				公民館	掲示板やパンフレット台等を活用して、市や関係機関、市民団等が行う男女平等意識や男女共同参画に関する啓発事業等について、情報提供を行う。
				図書館	「男女共同参画週間」に関連資料の展示貸出を実施する。（新型コロナウイルスによる展示ができない場合は、別の期間に行う）
		③パリティまつりの開催	パリティまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課	パリティまつりを開催し、広い年齢層の参加を目指し、男女平等参画について発信する。

担当課評価

担当課 評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>情報誌パリテを10月と3月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。</p> <p>男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民に伝えたいタイムリーなテーマを、分かりやすい表現を心がけて構成した。表紙等の色の選定やイラストについても検討をし、興味を持ってもらえるように作成した。特集記事について、「コロナ流行を機に、夫婦・家族の関係を再チェック！～どんな時も自分も家族も大切に。豊かなコミュニケーションで、思いを伝えてみよう～」・「東京2020大会から考える人権 スポーツを通して考える多様性への理解と尊重」とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとして掲載した。</p> <p>また、中学生全員に配布していることから、特に中学生にもわかりやすい内容となるよう、留意して編集を行った。</p>	<p>情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、中学生全員に配布していることから、中学生への情報配信を引き続き行う。</p>
A	<p>男女共同参画週間にパネル展示し女性に対する暴力をなくす運動期間には、パネル展示と講演会を実施した。その他、講演会及び講座5回実施を市報、ホームページ、市民掲示板等に掲載して、啓発を行った。引き続き東京ウィメンズプラザなど啓発事業のポスターやチラシなど、パリテでの掲示を行い、東京ウィメンズプラザフォーラムパネル展にも参加し、西東京市の男女平等参画をPRした。</p>	<p>男女平等意識や男女平等参画について、引き続き市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行う。また、若年層にも分かりやすい表現での情報提供を工夫する。</p>
A	<p>市報・ホームページ等の広報媒体においては、担当課と調整を図り、男女平等意識に留意した情報発信に努めた。</p>	<p>各広報媒体での情報発信については、担当課との調整を図り、男女平等意識に留意し、情報提供していく。</p>
A	<p>コロナ禍のため例年より少なかったが、ポスターの掲示やチラシ、広報紙等の配架により、庁内関係部署及び関係機関、市民団体が行う男女平等参画に関する啓発事業について、情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、ポスターの掲示及びチラシや広報紙の配架により、市や関係機関、市民団体等が実施する男女平等意識や男女平等参画に関する啓発事業や学習機会の提供に努める。</p>
A	<p>男女共同参画週間にあわせ、柳沢図書館にて6月に関連書籍の展示を行った。</p>	<p>パリテまつり期間にあわせ、男女平等意識や男女平等参画に関連する資料の展示を行う。</p>
B	<p>11人の実行委員と10の参加団体により、「コロナ禍で一度立ち止まって見直してみませんか？」をテーマにして、第13回パリテまつりを企画した。</p> <p>○西東京市ホームページに、15団体の団体紹介を掲載した。</p>	<p>コロナ禍に適した、パリテまつりの開催方法、運営方法を検討する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
7	I-1 ★ (2)	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	企画運営委員会の企画による講座として、基礎講座・共通講座・DV被害者支援のための自立支援講座・パリティまつりでの講座等を開催する。
8				子ども家庭支援センター	子育てひろばにおいて父親支援事業を開催する。
9				公民館	男女平等参画の視点を取り入れた講座の開催を検討する。
10				協働コミュニティ課	男女平等に関する資料の収集及び図書の購入や図書コーナーの配置や資料の配架などの工夫を図り、また、ホームページに蔵書リストを掲載し、貸し出しの促進を図る。
11		②資料の収集と図書の貸し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。	図書館	資料収集および提供を継続する。また、図書館蔵書検索でキーワード「男女平等」で検索できることから、主題別の資料紹介などに努める。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>○企画運営委員会の企画による講座 基礎講座 1回 「思春期の「自己肯定感」を高める育て方～女の子を中心に～」参加者14人 託児 2人 ○共通講座 3回 1. 「知っ得！男性にも役立つ介護術～仕事と介護の両立講座～」参加者 9人 託児 2人 2. 「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」参加 9 家族 3. 「性別をこえて。カミングアウトして生きるということ～性の多様性から考えるダイバーシティ&インクルージョン～」参加者19人 託児 0 ○講演会 1回 「木山裕策さんのオンライン講演会&生ライブ！」参加者20人 ○週間事業講演会 1回 1. 「I LADY.に生きる！～子どもが生きるチカラを身に付けるために、親が大人が学ぶこと～」参加者14人 託児 2人 ○DV被害者等のための自立支援講座 Do it! ここから始まる。2020～わたしのトリセツ～ 1. 今だからこそ使いたい、心身を整えるアロマセラピー 2. 知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～ 3. タッピングタッチ～ひとりでもできるこころとからだのリラクゼーション～ 4. マスク映えパーソナルカラーとメイクのポイント 5. もしかしてモラハラ？発達障害？～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～ 6. 心も護る護身術！～セルフディフェンス～ 計 6回 参加者 延べ95人 託児 延べ16人 ○【第13回バリテまつり】 2/20から3/1まで、西東京市ホームページに団体紹介を掲載した。</p> <p>講座等の周知については市のTwitterやQRコードなどを活用した。自主活動への支援については講座実施が少なかったこともあり、難しかった。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催する中で、講座内容について多くの方々知ってもらおう工夫をする。受講者の自主活動につながるような支援の仕方を引き続き考える。</p>
A	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等の発出により、例年行われる父親支援（乳幼児と父親の遊びを通じた交流と、父親同士の意見交換）は開催できなかったが、のどか広場で4月～3月までの父親参加者が1,124名、ピッコロ広場で4月～3月までの父親参加者が1,078名の利用があった。</p>	<p>引き続き父親支援事業の充実を図る。</p>
B	<p>母や妻という性別役割を求められ、社会とのつながり希薄になりがちな育児期の女性を主たる対象とした保育付き講座を5講座実施。女性が一人の人格ある存在として、自分を見つめ直す機会となった。（柳沢／「親子で楽しむ！絵本のあの子育て」102人、田無／「食育講座 あした、何食べる？」105人、芝久保／「手作り絵本をわが子に」83人、谷戸／「ノーバディズ・パーフェクト～完ぺきな親なんていない！～」99人、ひばりが丘／「子育てママの家と心の整理～仲間との学びから深める自分への“気づき”～」75人） （新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした臨時休館により主催事業の開催が秋以降になった結果、当初予定していたが実施できなくなった事業もある。）</p>	<p>男女平等参画の視点を取り入れた講座の開催について検討する。</p>
A	<p>各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に絵本コーナーを引き続き設置するなど工夫した。男女平等参画に関する図書の紹介として、「バリテライブラリーニュース」を発行し、市内関係部署や施設に配布した。HPにおいてもライブラリーニュースの他、新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。 今年度68冊の貸し出し用図書等を増加した。 結果現在の蔵書1359冊（内ビデオ53本） ○28年度貸出し 132冊 ○29年度貸出し 118冊 ○30年度貸出し 234冊 ○31年度貸出し 196冊 ○令和2年度貸出し 239冊</p>	<p>市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを継続して行う。 蔵書内容についてのPR方法を引き続き工夫する。</p>
A	<p>資料収集および提供を行った。</p>	<p>引き続き資料の収集・提供を行う。</p>

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
12	I-1 ★ (3)	①情報誌パ リテや講座等 によるメディア ・リテラシー の普及・啓 発の推進	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及・啓発を推進します。	協働コミュニティ課	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーについて配架図書の充実と活用をしながら普及と教育を実施する。	
13			②市発行物等 の表現におけ る男女平等ガ イドラインの 周知徹底	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインに代わる取り組みを実施する。
14					秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。
15	I-2 (1)	①男女平等の 視点にたった 名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できるよう留意します。	教育指導課	男女混合名簿を作成している各学校に関して、作成の意図等を生活指導主任会で研修を行う。それぞれの教育活動のねらいや児童・生徒の発達段階を踏まえた教育活動を推進していく。	
16			②固定的な性 別役割にとら われないキャ リア教育の実 施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、キャリア教育を行います。	教育指導課	次年度の職場体験学習においても職業に対して固定的な性別役割分担意識にならないよう、生徒の一人一人の個性に合わせた学習内容を選択できるように尊重できるようにする。
17			③学校等にお ける男女平等 教育の実施	男女共修や介護体験などを通じて、男女平等教育を実施します。また、からだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	協働コミュニティ課	男女平等参画に関する情報誌パリテを全中学校生徒に配布し、男女平等参画に関する理解促進を図る。
18					教育指導課	引き続き人権教育の推進を図るとともに、「性教育の手引き」については、生活指導主任会等で周知していき、性についての正しい知識を保健・体育の中で指導できるようにしていく。
19		④保育園や児 童館、図書館 などにおいて 、男女平等の 視点をもった 関係図書の 紹介等	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などの紹介等します。	協働コミュニティ課	保育園や児童館、図書館などにおいて、継続して男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介する。	
20				保育課	男女平等の視点をもった図書の情報把握、共有に努め、意識啓発に努める。	
21				児童青少年課	引き続き男女平等の視点を持った児童図書の紹介し、意識を啓発する。	
22				図書館	児童向け発行物の掲載図書に関係図書を選書するよう、継続して努める。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	講座等でも参加者が知識・情報等を取捨選択できるよう会場に関連図書を設置し、案内を行った。	引き続き、様々な手段での情報提供を検討する。
B	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に記載し、庁内問合せに関しては定型文を紹介するようにした（問合せ実績は無し）。	庁内関係部署への周知を行う。
A	市報・ホームページ等における表現については、ガイドラインを活用し、担当課と調整を図り、適切な情報発信に努めた。	引き続き、ガイドラインを活用した表現による情報発信に努める。
B	児童・生徒の発達段階を踏まえ、教育活動の内容に即して名簿を作成した。生活指導主任会で、名簿作成の意図について研修を行った。	男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できるような名簿の作成や意図について、研修を行う。
B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、職場体験学習を中止したが、キャリア教育の中で、生徒一人一人の個性に合わせた教育活動を展開した。	固定的な性別役割分担意識にならないよう、生徒の一人一人の個性に合わせた学習内容を選択できるよう尊重したキャリア教育を推進する。
A	男女平等参画に関する情報誌「パリテ」を全中学校生徒向けに配布した。	情報誌パリテに中学生に理解しやすい男女平等についての記事を掲載することにより、男女平等意識の啓発を行う。
B	生活指導主任会等で「性教育の手引き」を周知するとともに保健体育等を通して、性に関する正しい知識を身につけさせる教育活動を展開した。	引き続き人権教育の推進を図るとともに、「性教育の手引き」については、生活指導主任会等で周知していき、性についての正しい知識を保健・体育の中で指導できるようにしていく。
A	男女平等に関する絵本1冊と、高校生程度を対象とした本1冊を新規蔵書とした。また、男女平等に関する絵本・児童書の貸出しを行った。相談員による、お勧め図書なども紹介した。おすすめの絵本や児童書を掲載したパリテライブラリーニュースを発行し、児童館等にも配布した。	関係図書を手に取りやすい環境づくりの引き続きの実施と、保育園、児童館等への図書の紹介を増やしたい。
A	各基幹型保育園においては、乳児連れの親子に読み聞かせ等を通じて図書（絵本）の紹介を行うとともに、各園において在園児向けに読み聞かせ等を等を通じて図書（絵本）の紹介を行った。また関係機関紙や関連研修時等の推薦図書を参考に、図書を選択するよう努め、保育における意識啓発に取り組んだ。	今後も引き続き、男女平等の視点をもった図書の情報把握・共有に努め、意識啓発に取り組んでいく。
A	パリテが作成した男女平等の視点を持った図書が紹介されたリーフレット「パリテライブラリーニュース」を各館で掲示・配布した。	引き続き男女平等の視点を持った絵本や児童図書の紹介し、意識啓発を行う。
A	「夏休みすいせん図書」に関係図書を選定・掲載し、市内小学校・中学校の全児童・生徒に配布した。	継続して関係図書の選定・掲載に努める。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
23	(2)	①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課	固定的な性別役割分担への意識をとられないことがないよう、各教科等の中で男女共に社会と家庭に共に寄与する資質能力を育成できるよう人権教育を推進してまいります。
		②多様な性や生き方に関する理解の促進	すべての人々がそれぞれの立場で性自認・性的指向の差別解消の取り組みを協働で進めるために、性的マイノリティの理解に向けた講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	多様な性に関する情報提供を行う。
		③情報誌パリティの発行と配布(再掲)	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。(No.1の再掲)
		④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域でともに暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課	西東京市多文化共生センターの運営
27	(3)	①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、配布します。作成に当たっては男女平等の視点に留意して編集します。
		②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。	子育て支援課	幼稚園補助金として、幼稚園教諭の研修参加費の補助を実施します。(市内私立幼稚園13園、類似施設2園)
				保育課	専門研修の参加、各園OJTの実践等により、保育の基本理念として、継続して意識の向上に努める。
				児童青少年課	引き続き、学童指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修を行い、業務に反映させる。

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	人権教育や道徳、学級活動などを通して、男女がともに社会を創造する資質能力を育むことができた。	固定的な性別役割分担への意識をとられないことがないよう、各教科等の中で男女共に社会と家庭に共に寄与する資質能力を育成できるよう人権教育を推進してまいります。
A	講師にLGBTQ当事者をお呼びして「性別をこえて。カミングアウトして生きるといこと～性の多様性から考えるダイバーシティ&インクルージョン～」講座を開催した。一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとなった。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。
A	情報誌パリティを10月と3月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。 男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民に伝えたいタイムリーなテーマを、分かりやすい表現を心がけて構成した。表紙等の色の選定やイラストについても検討をし、興味を持ってもらえるように作成した。特集記事について、「コロナ流行を機に、夫婦・家族の関係を再チェック！～どんな時も自分も家族も大切に。豊かなコミュニケーションで、思いを伝えてみよう～」・「東京2020大会から考える人権 スポーツを通して考える多様性への理解と尊重」とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとして掲載した。 また、中学生全員に配布していることから、特に中学生にもわかりやすい内容となるよう、留意して編集を行った。	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、中学生全員に配布していることから、中学生への情報も掲載した。
A	【西東京市多文化共生センター】 ・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所 ・外国籍市民の日常生活相談80件、外国籍市民支援活動先の紹介等78件、その他の施設利用816件、多言語情報の提供1件、窓口通訳利用28件、通訳ボランティア派遣事業13件、多言語通訳サービス6件 子どもに関わる通訳ボランティア派遣の依頼が多かった。今後も安定した需要が見込まれる。通訳ボランティアの活動を通じ、ボランティアを行う市民をはじめ、依頼先の市民の外国籍市民を尊重する意識づくりに繋がった。 また、日本人へ外国籍市民支援活動先の紹介等に取り組んだことは、市民の外国籍市民を尊重する意識づくりに寄与した。その他、外国籍市民の日常相談等に取り組むことで、多文化共生センターは外国籍市民を尊重する施設として活動ができた。	以前より認知度のアップについて検討を重ねてきているが、市報やHP等による周知方法について引き続き検討していきたい。 また、新型コロナウイルス感染症に関わる相談等、多様化する相談に応じられるよう情報収集等に努めていきたい。
A	子どもを育てる家庭への情報提供として、子育てハンドブックを作成しました。作成に当たっては、男性・女性が、ともに子育てを行うことを想定して、男女平等を意識しつつ編集しました。	引き続き、子育てハンドブックを作成し、男性・女性ともに子育てに必要な情報を提供します。
A	私立幼稚園教育の振興及び充実を図ることを目的に交付している幼稚園補助金により、幼稚園教諭の研修参加費等を補助しました。各種研修受講による幼稚園教諭の資質向上は、学校教育法に掲げられた教育の目標の1つである男女の平等を重んずる意識の醸成に資するものと考えます。(市内幼稚園13園・類似施設2園)	幼稚園補助金を継続します。 男女平等推進主管課から男女平等意識啓発を主目的とする研修案内等があった場合は市内私立幼稚園に対してこれを周知し、参加を促すよう努めます。
A	各保育士研修及び各園OJT等により継続的に意識啓発を行い実践した。 またその効果は、園だよりなどの記載で園児の呼称を統一(性別ごとに「くん」「ちゃん」と使い分けるのではなく「さん」に統一)したり、園児の言動をその性別に起因するものとして捉えるのではなく一人一人の違いであるとして尊重するなど、身近なところに現れるようになった。	意識啓発を図り実践していく。
B	新型コロナウイルス感染症の影響で多くの人が集まる研修を実施することが困難であった。分散して実施した研修の1つで、子どもの人権や男女平等に関する内容を取り入れた。	引き続き、学童指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修を行い、業務に反映させる。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
31	I-2	(3)	③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、人権教育に係る教職員の研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による指導・助言など、人権教育を推進し、教員の人権意識を高めていく。
32			④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や自治会・町内会長などの地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。
33					地域共生課	新任者・現任者に限らず継続的に研修を実施、特に該当する講演等があった際は積極的に参加を促すなど意識の醸成を図っていく。
34	I-3	(1)	①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力についての講演・DV冊子の配布を行う。
35			②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課	デートDVパンフレットの配布
36			③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携を進めます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向け庁内相談窓口・警察との連携を進める。
37	★	(2)	①相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、関係機関へ情報の提供を行う。外部相談窓口(警察・病院)とは日頃の連携の中で窓口の情報提供を行う。HPや市報等で、繰り返し相談窓口の情報提供を行う。
38			②女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	日々の暮らしの中で様々な悩みを抱える女性に寄り添い、自ら問題解決していく糸口を見出していくことを支える。
39			③一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語(英語・韓国語等)による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の充実を図り、関係部署と連携し対応する。
40				生活福祉課	家庭相談員による相談者の状況に応じた相談や支援を行い、必要に応じて外国語サポーターの活用を検討する。	
41				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を実施します。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	人権教育プログラムを全教職員に配布し、一年次研修等において人権教育の意義等について研修を行った。また、指導主事等による学校訪問においても人権尊重の観点から指導・助言を行った。	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、人権教育に係る教職員の研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による指導・助言など、人権教育を推進し、教員の人権意識を高めていく。
B	情報誌「パリテ」を、関係各所に配布した。	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。また地域各団体との連携を図る。
A	東京都の実施する様々な民生委員対象研修の機会や、都や市の関係機関の実施する、様々な講演会等への参加を促すことにより、意識の醸成を図った。	引き続き、新任者・現任者に限らず継続的な普及啓発を行う必要がある。
A	女性に対する暴力をなくす運動期間（令和2年11月12日～25日）では「I LADYに生きる！～子どもが生きる力を身につけるために、親が大人が学ぶこと～」をテーマに講座を実施し、性暴力、性被害から身を守ることに、意識啓発を行った。DV冊子についてはコロナ禍で新設、拡大された窓口の案内を掲載し、市内中学高校、関係部署へ配布を行い周知に努めた。	講演会の実施 DV冊子の配布継続
A	デートDVパンフレットを更新し、より相談につながりやすいように、新しい相談連絡先の掲載、若者に身近なSNS相談の紹介、QRコードを添付した。市内中学3年生、高校、特別支援学校全生徒への配布をし普及啓発をはかった。大学への設置、成人式での設置については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため設置はできなかった。	引き続きデートDVパンフレットを配布する。 大学への設置、成人式での設置について働きかけを行う。
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察等組織での連携を図った。支援個別対応として警察等と連携し、安全を確保したり、庁内の福祉部署や相談窓口担当者と連携し支援にあたった。	今後も継続実施する。
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察・保健所・民生委員等の連携と情報提供を行った。 また、外部相談窓口とも日頃の業務の中で必要な情報共有を行い連携をすすめた。他自治体の相談窓口とも、支援が途切れないように連携した。	相談窓口の連携をより一層深めるため今後も配偶者暴力担当者連絡会議を定期的に行い、担当者や各機関、各課の状況を共有する。DV冊子や女性相談カードを活用しDV、相談窓口の啓発をはかる。
A	女性相談・婦人相談事業で実施 田無庁舎での女性相談出張相談を実施、コロナ禍の状況で相談者の希望に応じ、初回から電話相談を選択できるようにし実施した。 相談件数 女性相談386件 婦人相談532件	引き続き継続した相談体制の中で事業を実施する。
A	相談者の個々の状況に応じた支援を計画的に実施するため、面接による相談で時間をかけ寄り添いながら状況を聞き取ったうえで検討し支援を実施した。関係部署と協力、役割分担し連携した。	今後も関係部署と連携しながら、対象者の支援を継続して行う。
A	家庭相談員については、医療や生活、養育等の家庭相談や、子どもの進路や進学、奨学金の案内、不登校等の教育相談について、長期的に相談を受け支援を行った。相談形態も訪問や直接の相談だけではなく、電話やメールを使用し対象者にあった形で相談を実施した。今年度は、新型コロナ対策の訪問自粛により、電話や所内面接を重点的に行った。外国語サポーターの利用実績は無かった。	引き続き相談者にあったアプローチを心がけ、必要に応じて制度の案内を行う。今後も必要に応じて外国語サポーターを活用する。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 延べ相談件数1,023件	引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談・助言を行うとともに周知にも努めていきます。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
42	(2)	③一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭相談を継続して実施する。
43				健康課	各事業、個別相談の際に一人一人のニーズに応じた相談を実施する。外国語対応については、通訳・翻訳ツールを導入し、相談体制を整備する。
44		④男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談について情報収集をおこない、検討する。市HPにて既存の男性相談窓口の情報提供を行う。
45		①緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護へつなげる。
46	(3)	②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性が安心して一時避難できる場所を運営している民間シェルターへの運営費を支援とともに、新たな民間支援団体による一時保護先を確保する。
47		③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の生活と子育て支援をおこなう。子どもの保育・就学について行政サービスにおいて早急に支援を行う。
48				健康課	DV被害者の生活・子育て等について、各課との連携も図りながら、必要な情報を活用できるように支援していく。
49		③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	生活福祉課	給付型奨学金など、生活保護受給世帯の高校生への進学に関する支援の拡充が行われたため、相談者に適切に案内を行う。
50				子育て支援課	関係部署と連携し、DV被害者とその子どもの支援を行います。
51		④被害者への自立支援の実施	DV被害者の自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課	自立支援講座を実施する。個々の相談者に対しても自立支援講座の活用や自立のための情報提供等、支援を実施する。
52	(4)	①職員研修の実施	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課	庁内相談窓口職員に対して研修・啓発を行う。
53		②相談員の資質向上とメンタルケア	相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課	相談員の資質向上のため研修の参加、スーパーバイズを実施する。
54		①庁内関係各課との連携の強化	DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課	DV支援に必要な庁内関係各課と連絡を密に行い連携を図る。

I-3
★

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	育児に悩む父親や母親からの相談、DVを受けているケースなどをパリテや関係機関と連携しながら対応した。 子ども家庭支援センターの令和2年度の新規相談件数1,309件、その内虐待件数474件（前年より190件増） 虐待以外の養護相談658件であった。 児童本人からの相談は6件だった。 コロナ禍で虐待件数が過去最多となった。	引き続き、女性や子供等弱者に寄り添った支援を行っていく。また、今後さらに関係機関との連携を強化し対応していく。
A	相談支援については、各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながら実施した。外国語対応については、翻訳タブレットを導入し、窓口対応、面接相談、訪問支援で活用している。 発達支援係では、お子さんの検査等を行い、アセスメントに基づいて家庭環境や園状況に合わせた相談支援を実施している。	継続実施
B	男性相談を実施している近隣自治体の情報を集めた。現時点では男性相談は東京都へ案内をしている。	男性相談のあり方について、他市の実施状況や利用実績等の情報収集しながら継続的に検討を行う。
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。また、自己決定の為に必要な情報提供をタイミングを見ながら行った。	今後も継続実施する。
A	令和元年で多摩地域の民間シェルター連絡会が解散したため、新たな民間支援団体と連携をし一時保護先を確保し、安定的に一時保護が行える体制を確立した。一時保護が必要になる被害者の状況が多様化しており、配偶者以外の家庭内暴力被害者や、ペット連れの被害者等、個々の状況に応じた支援ができるよう民間シェルターとの連携を行った。	今後も民間支援団体と連携をし、被害者支援を継続する。被害者の個々の状況に適した保護先を利用できるよう保護先の情報収集、開拓に努める。
A	被害女性と子の生活支援や子の保育・就学においては関係部署と連携し早急に必要な支援を受ける事ができるよう図った。また緊急一時保護後の行き先については、被害者の意見も尊重しながら、子の保育、就学の環境も考慮し、関係機関と検討を図った。	被害女性、被害母子の生活の安定、安全安心な日常が取り戻せるよう関係機関と連携し、支援の検討、実施を行う。
A	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながら実施した。	引き続き、各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図り実施する。
A	高校生の進路相談時に「進学準備給付金」や、「奨学金」の案内を家庭相談員と連絡し実施した。また、自立促進事業として塾代支給についても中学校や高校への進学時に、案内を実施した。	引き続き進学意欲の向上も含め、制度の説明や活用推進に努める。
A	婦人相談員や関係機関と連携して、母子生活支援施設への入所を通じた自立支援などを実施した。	引き続き、関係機関と連携しながら、きめ細かい支援に努めます。
A	令和2年度は前年度からテーマを引継ぎ「Do it!ここから始まる。2020～わたしのトリセツ～」と題し、癒し、知識の習得、自立を目的とする6講座を実施した。	DV被害者だけでなく相談利用者やその他女性も対象者に含め、自立の支援のため講座を今後も行う。気持ちや日常生活にプラスの影響をもたらす講座への参加を機に、自身の生き方を振り返り、被害に気づき相談につながるきっかけとなる講座を行う。
A	庁内相談窓口対応職員、関係機関に対して、配偶者暴力被害者支援担当者会議（書面開催）の資料の中で、DV被害者支援に関する情報提供を実施した。	担当者会議において、DV被害者支援に関わる研修や情報提供を実施していく。
A	精神科医、カウンセラー等に依頼しスーパーバイズを年5回実施する。東京都主催のスーパーバイズに参加する。	相談員の資質向上の為経験後に合わせ研修に参加する。 今後も継続実施する。
A	DV被害者支援に必要な情報について庁内関係各課と連絡をとりあい、必要なケースにおいてはケースカンファレンスを収集、参加した。関係各課からの要請での相談者支援等も実施し連携した。	個人情報の扱いや本人同意にも留意しながら、DV被害者にとって有効な支援ができるよう関係機関と連携する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
55	I-3 ★ (5)	② 各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を通じ、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し連携を図る。
56				市民課	引き続き庁内外の研修や勉強会へ参加し、関係部署や関係各課との情報共有を図る。 また、住民記録システムを参照している各課とのシステム上の連携を今後も図っていく。
57				保険年金課	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。
58				健康課	連絡会に参加する。専門家との連携については、連絡会等の機会に協議・検討を目指す。
59				生活福祉課	引き続き連絡会議に出席し、DV関連の知識や経験の共有を図るため、関係機関と情報交換を行うとともに、研修などにも積極的に参加する。
60				高齢者支援課	高齢者虐待防止連絡会の開催。
61				障害福祉課	虐待防止の観点から支援に必要な関係機関、専門家との連携を図る。
62				子育て支援課	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図ります。
63				保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。
64				子ども家庭支援センター	関係機関との連携を図る。
65				学務課	関係機関との連携しながら適切に対応できるよう共通認識を持って取り組む。
66	③ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課	配偶者暴力相談支援センター設置についての検討を行う。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議は第1回、2回とも書面開催とし連携を図った。	今後は新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を踏まえ、開催時期、方法を検討し実施する。
A	住民記録システムを参照している各課との連携を図ることにより、市民課による支援措置から、市としての一体的な住所情報等の保護としている。具体的には、関係各課が参照できる支援対象者ファイルを活用し、データ更新があった際は更新通知を各課に行うことで支援対象者の住所情報等の取り扱いについて注意を促し、情報を共有する体制を構築している。	関係各課が参照できる支援対象者ファイルを活用するとともに、情報の共有について各課の独自システムとの自動連携に向けさらに協議を進めたい。また以前から行われている庁内外のDV被害等に関する研修会に積極的に参加し、実態等について理解を深め個別の窓口対応に配慮し、今後も関係機関との連携を図るよう努めていく。
B	新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催となったが、会議に参加し連携を図った。	引き続き、連絡体制を維持していくことが重要である。
B	支援が必要な個別ケースについては赤ちゃん訪問を始め、母子保健事業にて把握につとめ必要時女性相談を紹介している。また婦人相談員との連携を図り支援した。	関係会議への参加、個別支援を通じさらに連携を図る。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議はコロナ対策のため書面開催となった。東京ウィメンズプラザの研修については、参加の予定であったが、新型コロナの影響により中止となってしまった。	引き続き連絡会議に出席し、協力体制を維持しながらDV関連の知識や経験の共有を図り、スキルアップに努める。
A	虐待防止連絡会を2回開催した（うち1回は新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮して書面開催）。	引き続き連絡会を開催し、虐待防止に向けた施策を検討する。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、具体的なケース検討に当たっては、利用できる障害福祉サービスの情報提供を行うなど関係機関と連携を図った。	引き続き、継続実施に努める。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図った。	関係団体との連携強化を図るため、今後も、連絡会議等に積極的に参加します。
A	連絡会議により、関係機関等との連携を図った。	継続実施により連携を図る。
A	年2回の配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加した。要保護児童対策地域協議会代表者会議を書面開催で1回、実務者会議を書面開催で1回、ケース検討会議を102回実施した。関係機関との連携強化を図るため、巡回訪問事業を通して市内の幼稚園、保育園等を訪問した。また、市内のコンビニエンスストア、郵便局等を訪問して、チラシを置いてもらうよう依頼し、気になる子供を見かけたら連絡してもらうこととした。	引き続き、今後も関係機関との連携を密に行い、配偶者暴力を見せることが子供にとって、心理的虐待にあたる、ということに関係機関に周知していく。
A	関係機関と連携を図り、適切な事務処理及び丁寧な保護者対応を行った。	引き続き関係機関と積極的に連携を図り、適切に対応するために共通認識を持つ。
C	都内市部においては設置自治体なく、情報交換、情報収集を行い検討中である。相談支援については、婦人相談員としての経験が0～3年の職員構成の中、研修やOJTによりスキルアップを図りながら、適切に実施した。	配偶者暴力相談支援センターの設置について検討するため情報収集を行う。現在の相談支援体制では設置が難しいことから、体制強化の可否と合わせ慎重に検討する。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
67	I-4	(1)	①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	さまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供し、講座を実施する。
68			②市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課	パリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシュアル・ハラスメントが記載されている「ポケット労働法2020」等を配布する。
69			③暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、さまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課	市職員に向けて暴力防止の情報提供を行う。
70				職員課	ハラスメントに関する研修を継続して実施する。	
71				教育指導課	教員の服務に関しては法定研修で実施し、教職員への意識を向上させていく。また校長会で校内での服務研修の徹底もしていく。	
72		(2)	①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課	学校ではスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者から相談を受けるている。その中で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て速やかに子ども家庭支援センターや警察等との連携を図り対応する。あわせて学校の状況を把握し、スクールカウンセラーから相談状況等の把握する。 教育相談センターでの相談で発覚した場合も同様に対応する。 スクールソーシャルワーカーを定期的に小中学校に派遣し、学校へのコンサルテーションを行うことにより、関係機関との連携を強化し、円滑な支援を行う。
73		②女性相談の実施(No.38再掲)	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	日々の暮らしの中で様々な悩みを抱える女性に寄り添い、自ら問題解決していく糸口を見出していくことを支える。(No.38再掲)	
74		③緊急一時保護の実施(No.45再掲)	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護へつなげる。(No.45再掲)	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	DV冊子、デートDVパンフレットの配布・センター内における掲示の実施によりDV、デートDVについての情報提供を行った。自立支援講座の実施の他、4月に「JKビジネス等被害防止月間」として若年女性に対する性被害、DVについてHP上にて情報提供と啓発を行った。	今後も継続実施することにより広く理解を深める。
B	「ポケット労働法2020」をパリエの窓口に設置・配布したほか、東京都産業労働局発行の「令和2年度雇用平等ガイドブック 職場におけるハラスメント防止ハンドブック」「2020年度版 働く女性と労働法」をパリエの窓口や田無庁舎、商工会田無事務所などに設置・配布した。	引き続き、他の啓発方法も検討する。
B	新規採用職員に向けDVを含む男女平等に関する研修を行った。全職員に対しての研修は実施することはできなかった。	今後も継続実施していく。
A	1月に管理職を含む一般職に対して研修を実施、2月には相談員向け研修を実施した。また、1月にe-ラーニング研修を全職員対象に行っている。	継続した研修の実施と相談体制の強化を図る必要がある
B	法定研修における服務研修を実施するとともに校内での服務研修の充実について校長会議等で徹底を図った。	教員の服務に関しては法定研修で実施し、教職員への意識を向上させていく。また校長会で校内での服務研修の徹底もしていく。
A	<p>幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者、または教員からの相談を、庁舎においては教育相談、学校ではスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーの巡回で受けている。</p> <p>また、当課の機関として適応指導教室や不登校ひきこもり相談室において家庭訪問を実施する等、様々な形態で支援を行っている。</p> <p>どの場面においても、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしたり、緊急の場合は警察にも電話することを伝えている。</p> <p>子ども家庭支援センター、女性相談、学校等関係機関と連携して支援体制を作るよう努めている。</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染防止のために行われた、学校の休校、新しい生活様式の導入による社会の変化と家庭に及んだ影響があった。</p> <p>今後とも、教育支援課に入ってくる相談について関係部署との連携をこれまで以上に強化できるよう情報共有をすすめていく。</p>	<p>関係機関と連携が円滑に行われるように、連絡や、交流を密に行うように努めている。（関係機関お互いが実施する研修への参加やケース会議への出席、ケースの経過報告等）。</p> <p>一方で、関係機関と動きが重複する場面では、それぞれで独自に動いてしまい、足並みがそろわないこともある。今後は、まず、ケース会議を通じて「誰が」「いつ」「何を」か、「誰の立場に立つのか」を関係機関同士で共有し、そのことをきちんと進捗管理していくことが必要と考える。</p> <p>次年度は新しい生活様式のなか、変化を続ける家庭状況を注視しながら支援を継続していく。</p>
A	女性相談・婦人相談事業で実施 田無庁舎での女性相談出張相談を実施。コロナ禍において初回からの電話相談を取り入れた。 相談件数 女性相談386件 婦人相談532件 (No.38再掲)	引き続き継続した相談体制の中で事業を実施する。 (No.38再掲)
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。 (No.45再掲)	今後も継続実施する。 (No.45再掲)

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
75	I-5	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだ と性に関する正しい知識を身 につけ、自他ともに尊重した 性教育を実施します。	協働コミュニティ課	講座、情報誌を通して啓発を実施 する。
76				健康課	性教育の実施については、各課連 携及び場の提供が不可欠である。 効果的な連携を機会をとらえて協 議できるよう、努める。
77				教育指導課	今後も「性教育の手引き」を参考 にし、発達段階に即した授業にな るようにしていく。
78		②性と生殖に関する健康支 援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ（性と生殖に関する健 康と権利）の概念が社会に根 付くよう、多様な機会を通じ て情報を提供します。 また、男女ともに正しい知識 を持って、安心して妊娠・出 産を迎えられるよう情報の提 供に努めます。	協働コミュニティ課	講座、情報誌を通して啓発を実施 する。
79				健康課	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツについても、各課連携を図りな がら周知に努める。
80		(2)	①女性専門外 来に関する情 報提供	女性に特有のからだの不調や 悩みに対応するため、女性専 門外来を設置している医療機 関に関する情報を提供しま す。	協働コミュニティ課
81	健康課				引き続き、女性専門外来につい ては、情報集約に努める。
82	②女性・男性 特有の病気 に対する予防 と検査の実施		子宮がん、乳がん、骨粗しょう 症、前立腺がんなどの予防 と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づ くりや予防についての情報、 性感染症に関する情報等の提 供に努めます。	健康課	各がん検診事業を通じて、情報提 供に努める。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	講師にLGBTQ当事者をお呼びして「性別をこえて。カミングアウトして生きるといこと～性の多様性から考えるダイバーシティ&インクルージョン～」講座を開催した。一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとなった。	引き続き、市民向けの取り組みを実施する。
B	妊娠届やファミリー学級等、母性に関わる事業を通じ、個別性の高さにも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識を提供した。各課連携については、機会がなく未実施。	情報提供と発信の仕方の工夫について、検討が必要
B	保健体育等の授業において、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施した。	引き続き「性教育の手引き」の周知を、生活指導主任会等で周知する必要がある。
C	今年度は、健康支援情報の提供を行う事業は実施できなかった。男女平等推進センターバリエ内で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の解説の掲示を行った。	関係図書の紹介やホームページの活用など、様々な方法を検討しながら、引き続き情報提供を行う。
B	妊娠届やファミリー学級等、母性に関わる事業を通じ、個別性の高さにも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識を提供した。	情報提供と発信の仕方の工夫について、検討が必要
B	最近では性差を踏まえた診療を行っている医療機関が増えたこともあり、女性専門外来を案内した実績はなかったが、相談に応じてレディースクリニックなどの紹介を行った。	今後も情報収集し、相談者に応じて適切な情報提供を行う。
B	健康課事業や健康相談等において、相談内容に応じて女性専門外来の情報提供を行った。	引き続き、健康課事業や健康相談等において、女性専門外来の情報提供を行う。
B	がん検診については継続して実施した。 更年期等、女性の健康づくりに関する健康教育は、新型コロナウイルス感染症の流行にともない、中止となった。	各がん検診事業を通じて情報提供は継続実施。健康教育については、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じて実施

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
83	II-1 ★	(1)	① 審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ② 審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	協働コミュニティ課	① 審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努める。 ② 審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。
84				企画政策課	次期改選に向けて、現在の学識委員の意向確認及び適任者に関する情報の収集に努める。
85				総務課(法規文書係)	審議会委員等の更新の時期のため、女性の委員の登用に努める。
86				公共施設マネジメント課	財産価格審議会は、財産の処分等に関し、適正な価格等を評定することを目的に設置している。 現在の委員は学識経験者として不動産鑑定士3人(うち女性1人)と市職員1名を委嘱又は任命している。 財産の価格等を評定するということで、その専門家である不動産鑑定士に委嘱しているが、女性の不動産鑑定士の数が非常に少ない為、女性登用率の40%を達成することは非常に困難な状況であるが、女性に適任者がいれば、積極的に登用を検討する。
87				契約課	西東京市入札等監視委員会は、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するべく、発注した工事等に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行うため、学識経験を有する者3名で構成する。 次の改選期は、令和3年度だが、欠員等が生じ改選する場合は、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>【男女平等参画推進委員会】 R 1.11～R 2.7 男5人 女10人 登用率67% R 2.7～R 4.7 男5人 女10人 登用率67%</p> <p>【企画運営委員会】 R 1.5～R 2.6 男4人 女4人 登用率50% R 2.6～R 4.6 男2人 女6人 登用率75%</p> <p>両委員会とも会議の開催日時や開催方法（対面・オンライン・書面）については、委員の意向を踏まえて決定した。</p>	<p>①引き続き審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう努めつつ、男女どちらかに偏らないよう、注意する。</p> <p>②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。</p>
B	<p>【行財政改革推進委員会】 H29.1.18～H31.1.17 男6名 女2名 登用率25.0% H31.5.16～R 3.5.15 男6名 女2名 登用率25.0% 公募市民委員の選考において小論文の評価得点により女性2名、男性1名を登用している。学識委員については女性の登用がない状況が続いている。</p> <p>【使用料等審議会】 R 1.10.18～R 2.10.17 男4名 女1名 登用率20.0% R 2.11.12～R 3.11.11 男4名 女1名 登用率20.0% 改選にあたっては女性の登用も考慮しているが、1名の登用にとどまる状況が続いている。</p>	<p>【行財政改革推進委員会】 リモートによる会議開催を積極的に進めていく。令和3年度以降の市民委員について公募・選定の結果、女性委員の登用がない状況となっており、学識委員の改選に当たっては、女性委員の登用を意識して取り組む必要がある。</p> <p>【使用料等審議会】 令和2年度に引き続き、リモートによる会議開催も積極的に活用していく。委員改選に当たっては、学識経験や委員適正を勘案したうえで、女性委員の積極的な登用に繋がるよう、情報の収集に努める。</p>
B	<p>【個人情報保護・情報公開審査会】 任期：令和元年10月1日～令和3年9月30日 3人（男2人、女1人）</p> <p>任期：令和2年10月1日～令和4年9月30日 1人（男1人） 女性登用率25%</p> <p>【個人情報保護審議会】 任期：令和元年10月1日～令和3年9月30日 7人（男6人、女1人）女性登用率14.3%</p> <p>【行政不服審査会】 任期：令和2年3月23日～令和5年3月12日 3人（男2人、女1人）女性登用率33.3%</p>	<p>欠員を補充する際には、女性登用に努める。</p>
B	<p>【財産価格審議会】 任期：平成29年8月1日～令和元年7月31日、男性3人、女性1人 登用率25% 任期：令和元年8月1日～令和3年7月31日、男性2人、女性1人 登用率33.3%（人数と登用率は、令和3年3月31日現在）</p>	<p>女性登用に引き続き努力するが、女性不動産鑑定士が少ない現状で、当市の公有財産事情に精通する女性不動産鑑定士を更に増やし、委員半数を選び出すことは、非常に困難である。</p>
C	<p>西東京市入札等監視委員会</p> <p>任期 令和元年11月1日～令和3年10月31日 男3人、女0人 登用率0%</p>	<p>次の改選期は、令和3年度だが、欠員等が生じ改選する場合は、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
88	II-1 ★ (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	危機管理課	意欲のある女性の発掘に努める。
89				保険年金課	国民健康保険運営協議会は任期が3年間であるため、令和2年度は推薦・一般公募は行わない。
90				健康課	委員の改選の機会を捉え、女性の登用数の見直しを検討する。
91				地域共生課	委員の推薦母体に委員の推薦を依頼しているため、推薦の際に依頼をすることなどの検討を行う。
92				高齢者支援課	改選時に男女比に配慮する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
C	<p>【消防委員会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はR1.8.1～R3.7.31 男8名、女0名 登用率0%【R2.3.31現在】 男8名、女0名 登用率0%【R3.3.31現在】</p> <p>【防災会議】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はR2.7.1～R4.6.30 男32名、女2名 登用率6%【R2.4.1現在】 男30名、女4名 登用率12%【R3.4.1現在】</p> <p>充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難である。</p> <p>【防犯推進会議】 任期：R2.10.1～R4.9.30 男8名、女2名 登用率20%【R2.4.1現在】 男8名、女2名 登用立20%【R3.4.1現在】</p> <p>【国民保護協議会】 男30名、女2名 登用率6.25%【R3.4.1現在】</p>	意欲のある女性の発掘に努める。
B	<p>【国民健康保険運営協議会】 任期：H30.4.1～R1.6.30、男12名、女3名、登用率20% 任期：R1.7.1～R4.6.30、男12名、女3名、登用率20% 国民健康保険運営協議会は任期が3年間であるため、令和2年度、3年度は推薦・一般公募は行わない。</p>	次回（令和4年度）の委嘱の際には、積極的に女性の採用に努める。
B	<p>【予防接種健康被害調査委員会】委員7名の選定は、公募ではなく、医師会・保健所等の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。関係機関に女性の登用が求められていることを周知する。</p> <p>【西東京市健康づくり推進協議委員会】においては委員15名中女性6名が登用されている。</p>	継続実施（※ジェンダーフリーの問題がクローズアップされる時代となった今、女性の登用数を増やすという目標が、適しているのが検討していただきたい。男性及び女性の健康問題等が適切に検討できる会議体であることが重要で、男女の人数の問題ではないと考えます。）
B	<p>【民生委員推薦会】 任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日 男性5人、女性12人 女性登用率70.6%</p> <p>【保健福祉審議会】 任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日 男性8人、女性3人 女性登用率27.3%</p> <p>【地域福祉計画策定・普及推進委員会】 任期：令和2年5月27日～令和4年5月26日 男性5人、女性1人 女性登用率16.7%</p> <p>令和2年度においては、地域福祉計画策定普及推進委員会において任期の更新があった。人事異動や市民公募が無かったことから女性登用率が低下してしまった。</p>	地域福祉計画策定普及推進委員会については、市民公募を再度行い、女性の登用に努める。
B	<p>地域密着型サービス等運営委員会、任期：R2.8.11～R3.3.31、男8名、女5名 登用率38.4%</p> <p>介護保険運営協議会、任期：R1.7.29～R3.7.28、男12名、女5名 登用率29.4%</p>	改選時に男女比に配慮する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
93	II-1 ★ (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	障害福祉課	①②地域自立支援協議会計画策定部会、有償ボランティア輸送運営協議会における女性委員登用に努める。 ③多くの委員が参加できるよう会議日程の調整を行う。
94				子育て支援課	会議開催時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）したり、保育付きの会議にする等、女性にも参加していただきやすいように対応します。
95				文化振興課	改選時には、関係団体へ趣旨を説明し、女性委員を積極的に登用するよう努める。
96				スポーツ振興課	委員改選に当たっては女性登用に留意する。
97				産業振興課	改選する際には、女性の登用を検討する。（令和2年(2020)9月改選）

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>【有償ボランティア輸送運営協議会】 任期：R 2. 4. 1～R 4. 3. 31 男7名、女3名 登用率 33% 登録団体の更新登録申請に関する協議に伴い、協議会を2回開催したが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面開催となった。</p> <p>【障害支援区分認定審査会】 任期：H31. 4. 1～R 3. 3. 31 男9名、女6名 登用率 40%</p> <p>【地域自立支援協議会】 任期：R 2. 4. 1～R 4. 3. 31 男10名、女7名 登用率41%</p> <p>【地域自立支援協議会相談支援部会】 男10名、女16名 登用率62%</p> <p>【地域自立支援協議会権利擁護部会】 令和2年度未実施</p> <p>【地域自立支援協議会計画策定部会】 男7名、女4名 登用率36%</p> <p>【地域自立支援協議会地域生活支援拠点等整備作業部会（令和2年度新規設置）】 男4名 女4名 登用率50%</p>	引き続き、継続実施に努める。
A	<p>子ども子育て審議会 任期：R 1. 8. 22～R 3. 8. 21、男性4人、女性12人、女性登用率75%、会長職：女性 ※男女問わず全ての委員が参画しやすいように、会議の候補時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）するようにしています。</p> <p>青少年問題協議会 任期：R 1. 11. 1～R 3. 10. 31、男性5人、女性9人、女性登用率64%、副会長職：女性（会長は市長）</p>	<p>男女比の比率については、関係機関からの推薦者もいるため調整が難しいところがあります。 会議開催時間の設定については、今後も継続できるように努めます。 保育等の配慮は、関係部署との調整に努めます。</p>
A	<p>平成30年度文化芸術振興推進委員会 任期：H28. 8. 1～H30. 7. 31 男8名、女2名 登用率20%</p> <p>令和元年度文化芸術振興推進委員会 任期：H30. 8. 1～R 2. 7. 31 男6名、女4名 登用率40%</p> <p>令和2年度文化芸術振興推進委員会 任期：R 2. 8. 1～R 4. 7. 31 男8名、女4名 登用率40%</p> <p>令和2年8月の改選時では、委員に変更はなく令和元年度同様、登用率40%を達成した。令和元年度から女性委員が増加したことにより、これまで以上に女性の視点等の多様な意見や認識のもとで協議を進めることができ、委員会の内容の充実が図られたと考える。</p>	改選の際、または委員の人事異動等があった場合等には、委員会に女性が参加しやすい環境整備の手法について検討し、女性の視点等の多様な意見や認識のもとで協議ができるよう、女性委員の推薦を働きかけていきたい。
B	<p>【スポーツ推進審議会】 任期：平成29年7月1日から令和元年6月30日まで 組織：男性8人、女性2人（女性登用率20%） ※公募委員1人は女性（他の委員9人は各団体からの推薦委員） 任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日 組織：男性8人、女性2人（女性登用率20%） ※公募委員1人は女性（他の委員9人は各団体からの推薦委員）</p>	引き続き、委員改選時には女性登用に留意する。
B	<p>【農業振興計画推進委員会】 任期：R2. 9. 29～R4. 9. 28 男10人、女2人 登用率16.6% ・農業振興計画推進委員会について、令和2年度に委員改選があったが、学識経験者・農業団体職員・農業関係者・関係行政機関の職員の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。また、3名の市民委員は公募により選考しているが、選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。</p>	改選時の女性委員の登用

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
98	II-1 ★ (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	環境保全課	環境審議会委員については、令和2年7月に改選を控えており、学識経験者（2名以内）、市民公募（4名以内）、事業者代表（2名以内）、関係行政機関（2名以内）の依頼を行う際は男女比に配慮した登用を検討する。
99				ごみ減量推進課	女性登用率40%が維持できるように努める。
100				都市計画課	【都市計画審議会】 学識経験者に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。 【専門部会（都市計画審議会）】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
101				交通課	【地域公共交通会議】 令和2年度中の構成員の変更予定等はないが、万一欠員等が生じた場合には、女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
102				下水道課	2020年度下水道審議会を開催（時期未定）に向けて、女性適任者がいれば積極的に登用を検討していく。
103				教育企画課	女性登用も含め、女性が参画しやすい会議運営等に努めていく。
104				学務課	学校給食運営審議会については、男女バランスに配慮した登用を可能な限り目指す。 就学支援委員会については、人事異動等による委員の選出を行う。固有の校長職等への委嘱のため調整は難しいが、目標比率を満たすよう配慮する。 令和2年度中学校特別支援教室モデル実施に伴い、審議人数の増加が見込まれる。引き続き、委員会の終了時間を超えないよう、内容の調整、審議人数の調整、簡潔な進行などに努める。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	環境審議会、任期：平成30年7月1日～令和2年6月30日 男7名、女3名 登用率30% 環境審議会、任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日 男8名、女2名 登用率20%	令和3年度は改選の予定はないが、欠員が生じた際にはできる限り女性を登用し、女性登用率40%を目指す。
A	廃棄物減量等推進審議会 任期：R1.7.1～R3.6.30 男7名、女8名 登用率53%	3年度に委員の任期更新となるため、女性の審議会に参加しやすい環境整備に努め、登用率を確保できるようにする。
B	【都市計画審議会】 任期：2年間（ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期） 任期 令和元年10月1日～令和3年9月30日 男15人 女2人 11.8%（R3.3.31現在） （議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2） 【専門部会（都市計画審議会）】 平成29年10月1日から、都市計画審議会の特定の事案が終了するまで 任期 平成29年10月1日～ 男4人 女2人 33.3%（R3.3.31現在）	【都市計画審議会】 審議会委員のメンバー構成が学識経験者6名以内、市議会議員6名以内、関係行政機関の職員が3名以内、市民代表が2名以内と限定され任期が2年間となっている。構成員の選定は、充て職、書類選考によるものが多く、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。 【専門部会（都市計画審議会）】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
B	【地域公共交通会議】 H25.7.1より「地域公共交通会議（法定会議）」として発足 任期 R1.8.1～R3.7.31 男10人 女2人 登用率16.7%（R3.3.31現在） 当初の予定通り、構成員の変更等はなく、欠員等も生じなかった。	本会議の構成員は、関係団体・関係機関の職員が大半を占め、各団体等の指名により参画してもらうものであり、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。
B	【下水道審議会】 任期：R2.10.27～R4.10.26 男5名、女3名 登用率37.5%【R3.3.31現在】	下水道審議会については、委員のうち学識経験者については、充て職及び他機関からの推薦により任命しているため、男女比率を維持することは難しいも面あるが、引き続き維持に努める。
A	【学校施設適正規模・適正配置検討懇談会】 任期：令和元年7月17日～令和2年6月22日 男性5人、女性8人 登用率62%	引き続き、委員会等設置及び開催の際は、女性登用も含め、女性が参画しやすい会議運営等に努めていきたい。
A	学校給食運営審議会の委員は、任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日は、男3人、女13人である。任期途中の改選もなく、女性委員の割合が多い状況である。 令和2年度の状況 ○就学支援委員会（小委員会（固定・学校））、任期：R2.4.1～R3.3.31、男24人、女14人、女性登用率36% ○就学支援委員会（小委員会（言語・S・K））、任期：R2.4.1～R3.3.31、男15人、女6人、女性登用率28% ○就学支援委員会（小委員会（L））、任期：R2.4.1～R3.3.31、男8人、女4人、女性登用率33%	令和3年度に任期満了に伴う改選となるため、可能な範囲で男性の登用も図っていきたい。 固有の校長職等への委嘱のため、割合としては令和元年度より少なくなってしまった。 委員会の終了時間については、今年度から審議方法を変更することで審議時間の短縮に努めた。引き続き、委員会の効率化を図ることで、ワークライフバランスがとれるような委員会運営を行う。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
105	II-1 ★	(1)	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	社会教育課	令和3年度の改選時に、登用率の維持、向上に努める。	
106				公民館	令和2年度は改選の予定なし。	
107				図書館	【図書館協議会】西東京市図書館設置条例第6条に基づき選出する。 【第4期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会】同設置要綱に基づき選出する。	
108				選挙管理委員会	様々な方が参加できるように、登録研修の実施時間や日時などに工夫する。	
109	(2)	①地域における女性のロールモデルの発掘と活用	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用します。	協働コミュニティ課	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。	
110		②リーダー養成講座の実施	情報誌の活用や講座、講演会等の実施による意識啓発を通して、審議会や委員会、政治分野等で活躍できる男女平等参画の視点をもったリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課	情報誌パリティへの記事の掲載や、女性リーダーの育成につながるような講座・講演会を実施する。	
111	II-2	(1)	①地域リーダーの機会均等の支援	地域協力ネットワーク等の地域活動において、性別によらずすべての人がリーダーとなり活躍できる場となるように、団体等を支援します。	協働コミュニティ課	女性リーダーの育成に関する情報提供を行い、女性活躍推進に向けての意識啓発を行う。
112			②地域を担う女性リーダーの育成	情報誌の活用や講座、講演会等の実施を通して、地域活動における女性リーダーを育成します。また、パリティ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図ります。	協働コミュニティ課	国や都で実施するリーダー講習会の情報を提供するとともに、女性リーダーの育成につながる講座を実施する。また、パリティ登録団体で活動する比較的若い世代の女性に対し、パリティまつりの実行委員等への就任を促すなど、地域で活動する女性への支援を行い、次世代の女性リーダーの育成を図る。
113			①男性を対象とした男女平等参画講座の実施	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催し、地域活動への関心を高めます。	協働コミュニティ課	男性も参加しやすい地域活動に関する講座を開催する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	<p>【社会教育委員の会議】 R 1. 7. 1～R 3. 6. 30 男 6 名、女 7 名 女性委員の占める割合54%</p> <p>【文化財保護審議会】 R 1. 7. 1～R 3. 6. 30 男 7 名、女 1 名 女性委員の占める割合12%</p>	<p>【社会教育委員の会議】 令和3年度の改選時に、登用率維持に努める。</p> <p>【文化財保護審議会】 令和3年度の改選時に、登用率の維持、向上に努める。</p>
A	<p>公民館運営審議会第9期 任期：H29. 5. 1～H31. 4. 30 女 8 名、男 6 名 登用率 57%</p> <p>公民館運営審議会第10期 任期：R 1. 5. 1～R 3. 4. 30 男 7 名、女 7 名 登用率 50%</p>	<p>勤労者も参画できるように、定例会の夜間開催を基本としている。</p>
A	<p>【図書館協議会】 任期 令和元年5月1日から令和3年4月30日まで 男5名 女5名 登用率50%</p> <p>【第4期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会】 任期令和2年7月2日～報告の日まで（令和3年3月）男4名 女8名 登用率66%</p>	<p>【図書館協議会】 目標を勘案し、継続して選出する。</p> <p>【第4期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会】次期懇談会令和7年度</p>
B	<p>【明るい選挙推進委員会】 令和2年度内訳：男性5人、女性25人（令和2年度末人数、現推進委員任期R2. 4～R4. 3） 登用率 83. 3%</p>	<p>昨年度と比較すると男性の登用率が上昇している。このまま男女比率が平均化するよう、男性への勧誘もより積極的に行い、さらなる人材確保を進めていく。</p>
A	<p>女性への暴力をなくす運動期間（11月）に「性暴力ゼロ」を目指して団体を立ち上げ活動している女性を講師に招き、講演会を開催した。 男女平等参画推進センター企画運営委員会の委員の改選があり、新たに女性委員として市内在住の学識経験者とパリテ登録団体の代表者が任命された。男女平等参画推進委員会の委員も改選があり、地域活動のリーダー的存在の方や、団体の代表者の方を委員に登用した。</p>	<p>地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。</p>
B	<p>女性への暴力をなくす運動期間（11月）に「性暴力ゼロ」を目指して団体を立ち上げ活動している女性を講師に招き、講演会を開催した。 情報誌にパリテ登録団体の子育てママグループの紹介を行った。</p>	<p>引き続き、情報誌や講座等を活用して、女性リーダーの育成に努める。</p>
A	<p>情報誌のパリテ登録団体の紹介のコーナーで、令和元年度に団体登録された子育てママグループの紹介を行った。また、同団体の代表者に男女平等推進センター企画運営委員会委員の募集を案内し、選考を経て委員に任用された。</p>	<p>地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。</p>
A	<p>情報誌のパリテ登録団体の紹介のコーナーで、パリテ登録団体を中心としたパリテまつり実行委員会の委員長に女性が就任したため、主管課として、委員長のサポートをしながら協働で事業の実施準備を行った（パリテまつりは中止となり、西東京市ホームページに、15団体の団体紹介を掲載した）。 令和元年度に団体登録された子育てママグループの紹介を行った。また、同団体の代表者に男女平等推進センター企画運営委員会委員の募集を案内し、選考の結果委員に任用された。</p>	<p>国や都で実施するリーダー講習会の情報提供とパリテ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図る。</p>
A	<p>知っ得！男性にも役立つ介護術～仕事と介護の両立講座～を開催し、男性の参加者に情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、講座等の啓発活動を行う。</p>

体系番号				担当課目標			
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画		
114	(2)	②地域活動、ボランティア、NPO等の情報提供と参加促進	地域活動、ボランティア活動、NPO法人などによる市民活動など、地域で行われているさまざまな活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図ります。	協働コミュニティ課	さまざまな情報提供を行い、男性の地域参加の促進を図る。		
115				地域共生課	様々な方が参加できるように、登録研修の実施時間や日時などに工夫する。		
116				児童青少年課	引き続き、地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。		
117	(3)	①市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視点をもって活動できるように、パリテまつりでの講座や出前講座の実施など、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	市民活動団体にパリテまつり参加を呼びかけ、講座の実施など、学習機会を提供する。		
118				②男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施	協働コミュニティ課	パリテ登録団体を中心に市民活動団体と協働事業を実施する。	
119	(1)	①防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やします。	危機管理課	意欲のある女性の発掘に努める。		
120				②防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課	パリテにおいて防災における男女平等参画に関する情報提供を行う。
121						危機管理課	現状把握及び女性の防災委員向けの講習会等の実施や東京都の研修会の参加促進に努める。
122	(2)	①避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	協働コミュニティ課	パリテにおいて防災における男女平等参画に関する情報提供を行う。		
123				危機管理課	現状把握及び女性の参画の推進に努める。		
124				教育企画課	引き続き、各学校及び危機管理室等と連携の上、避難施設運営組織における女性の参画を図りたい。		
125	(2)	②災害時要援護者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。	危機管理課	関係課と連携をし、災害時の福祉体制の充実に努める。		
126				③男女のニーズに配慮した避難物資の整備	危機管理課	訓練、講話、避難所運営協議会及び各イベントを通して避難物資のニーズを把握しつつ整備検討する。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	基礎講座として「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」を実施し、質問タイムに参加家族と講師のディスカッションの場を提供した。	引き続き、さまざまな情報提供を行う。
A	コロナ禍により、ほっとネット推進員の登録研修は中止せざるを得なかったが、ふれまち住民懇談会への出前講座を行い、男性の地域参加の促進を図った。	コロナ禍における推進員登録研修の開催方法について検討する。
C	例年「歩け歩け会」等の事業で地域男性の参加促進を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、歩け歩け会については育成会（男性を含む）の実行委員会で検討した結果、中止を決定した。他のイベント等も実施することができなかつたため、地域活動の紹介や、男性の参加促進を図ることができなかつた。	地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。
B	第13回バリテまつりは実行委員会として10団体と個人が企画・運営を行い、西東京市ホームページに団体紹介を掲載した。	市民活動団体が男女平等参画の視点をもち活動できるように、学習機会の提供に努める。
B	女性に対する暴力をなくす運動期間にパープルリボン・プロジェクトのタペストリーを展示した。	引き続き、パリテ登録団体を中心に市民活動団体と協働事業を実施するとともに新規団体について連携がでるよう検討する。
B	充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難ではあるが、女性の意見を確保するため、女性団体の代表を委員に任命している。	意欲のある女性の発掘に努める。
C	今年度は、防災における男女平等参画に関する情報提供を行う事業は実施できなかったが、男女平等推進センターパリテ内に新聞記事の抜粋等の掲示を行ったほか、防災図書コーナーを設置した。	引き続き、危機管理室やボランティアセンター、地域避難所運営協議会との連携を深め、今後の事業展開について検討する。
C	新設の場合、自立組織であることから、女性登用に関して直接関与することは難しい。現存の防災市民組織には、引き続き講習会や研修会の開催（通知）についての参加促進に努めていく。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から講習会・説明会等は実施せず。	現状把握及び女性の防災委員向けの講習会等の実施や東京都の研修会の参加促進に努める。
C	今年度は、防災における男女平等参画に関する情報提供を行う事業は実施できなかったが、男女平等推進センターパリテ内に新聞記事の抜粋等による掲示を行ったほか、防災図書コーナーを設置した。	引き続き、危機管理室やボランティアセンター、地域避難所運営協議会との連携を深め、情報提供を行う。
B	西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱にて市立小・中学校に設置されている避難所運営協議会の体制強化をめざし、各協議会での協議事項等の適切な運用と平準化を進めた。コロナ禍のため協議会を実施する機会が減少したが、実施した学校について、協議会委員等の危機管理意識と能力を高めるための教育や訓練、啓発などに取り組むうえで必要な各種訓練等の企画立案・実施・評価等を実施した。	各避難施設における体制強化、平準化の進展。
B	各学校に設置されている避難所運営協議会には、多くの女性が委員として参加している。また、その協議会が作成する「避難所施設管理運営マニュアル」に、学校が避難施設となった場合の妊婦や乳幼児の対応が言及されているなど、配慮が必要な方への避難計画について検討が進められている。	引き続き配慮が必要な方への避難計画の検討を進めるとともに、コロナ禍における避難所の在り方についても、検討していく。
B	福祉事業者や地域コミュニティ等との情報共有を行うことにより、災害時の市としての安否確認体制の確立、避難生活における自助共助公助の取り組みの充実、災害時要援護者名簿等の名簿の配布を実施した。名簿の記載事項について検討を進める必要があることを認識し、福祉事業者との情報交換を行った。	関係課との連携
C	各方面から、避難物資種目の要望はなかったが、今後もプライバシーの配慮が保たれる物資（資器材）を購入を検討していく。	男女の視点に配慮し、避難物資の整備に努める。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
127	(1)	①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都との共催による講座の実施や、男女平等推進センターパリエにおける講座の実施や啓発掲示などを行う。
128				産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する市民のニーズに応えるため、就職情報提供・相談の拡大を図る。 ・就職情報コーナーにおける就職相談・情報提供等 ・就職支援セミナー（6月と10月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会の実施
129		②多様な働き方に関する情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都と連携した事業や、男女平等推進センター事業で、女性の多様な働き方に関する講座等を実施する。また、チラシや啓発誌などで情報を提供する。
130	(2)			産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施する。
131		①市内事業者団体に対する情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意見交換を行います。	協働コミュニティ課	市内事業者団体との意見交換や連携方法について検討する。
132		②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の紹介を行う。
133		③公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共調達の際に、働きやすさなどワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が評価されるような評価方式の採用について、検討します。	協働コミュニティ課	公共調達においてワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業が評価されるような評価方式が導入されるよう、担当課に働きかける。
134				契約課	公共調達の際に、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の評価方式について検討していく。

III-1
★

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>男女平等推進センター講座として、10月に「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」（オンライン・参加9人）を、3月に「木山裕策さんオンライン講演会&生ライブ！」（参加20人）を開催した。</p> <p>また、パリテの窓口にて育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2020」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により設置・配布したり、東京都産業労働局編集・発行の「働く女性と労働法」を設置・配布、東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」を設置・配布し、情報提供に努めた。</p> <p>男女平等推進センター内でワーク・ライフ・バランスに関する啓発掲示を行った。</p>	<p>講演会に関しては、共に素晴らしい内容だったが、参加者が少なかったのは残念であった。広報の方法などについてさらに工夫をする必要がある。</p>
A	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。</p> <p>②6月・10月の就職支援セミナー及び7月の就職面接会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止（未実施）</p> <p>③合同就職面接会は、1/27にしごとセンター主催で近隣市との共催で実施した。（参加者数については、しごとセンターより報告が来ていないため不明）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい雇用状況が続いており、三鷹所管内の有効求人倍率も1倍を下回る状況となっている。</p> <p>引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。</p>
B	<p>11月に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・国分寺市・東久留米市共催で多様な働き方セミナー「パートタイマーの日頃の疑問に答えます！～法律から労働保険・社会保険、税金まで～」と題して2回連続セミナーを開催した。</p> <p>また、パリテの窓口にて多様な就業形態と女性の権利などが掲載されている東京都産業労働局編集・発行の「働く女性と労働法」を設置・配布し、情報提供に努めた。</p>	<p>コロナ禍でテレワークや在宅勤務など、情報提供よりも現実の取り組みが先行した。より多様な働き方に対する情報提供を行えるよう、努めたい。</p>
A	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。</p> <p>②6月・10月の就職支援セミナー及び7月の就職面接会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止（未実施）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい雇用状況が続いており、三鷹所管内の有効求人倍率も1倍を下回る状況となっている。</p> <p>引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。</p>
C	<p>意見交換や直接的な連携については、検討を行うに留まった。</p> <p>産業振興課に依頼し、東京都産業労働局発行の「雇用平等ハンドブック」の同課及び商工会議所窓口への配布及び設置を行った。また図書館及び田無庁舎へも配布・設置を行った。</p>	<p>様々な事業者団体との情報交換や連携の方法について検討していく。</p>
B	<p>東京都産業労働局のホームページで紹介されたワークライフバランス推進企業の中で、西東京市に住所のある2件の企業をパリテ内で紹介した。</p>	<p>引き続き、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の紹介を行う。</p>
C	<p>育児休業制度、介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等、男女平等参画に関する制度が就業規則等に規定していると加点されるような評価方式の試行的な取り組みが継続されていることを確認した。また、他市の取組状況について情報収集を行った（日野市ほか少なくとも5市で導入済み、武蔵野市・国立市で令和3年度導入予定、他の市もほとんどが試行導入中）。</p>	<p>公共調達においてワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業が評価されるような評価方式が導入されるよう、担当課に働きかけを行う。</p>
C	<p>総合評価方式の入札制度においては、平成29年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づいて見直しを行い、既に男女平等参画の推進を加点項目に追加し、ワークライフバランスの推進に対応している。</p> <p>今後、本制度は、評価方法や対象事業範囲等の課題に対応を予定している。</p>	<p>総合評価方式については、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症等により、有効な実績を得ていない。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
135		①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施する。
136	(1)	②保育付き女性の就労準備講座等の実施	出産や子育て等により離職した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座を開催します。また、ハローワークやしごとセンターが開催する就労セミナーにおいて、保育サービスを提供します。	協働コミュニティ課	出産や子育て等で就労を中断した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座等を開催する。
137				産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施する。
138		③働く女性のキャリア形成支援	働く女性のキャリア形成に関する情報の提供や、ロールモデルの紹介等を通して意識啓発を行います。	協働コミュニティ課	働く女性のキャリア形成に関する講座等の実施、情報の提供や、ロールモデルの紹介等を行います。
139	III-2 (2)	①女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	市内企業や事業者に対し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を図ります。また、国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課	企業や事業者等を対象とした東京都との共催講座等を通し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を行う。国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかける。
140	(3)	①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課	家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援します。
141		②女性農業者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。	産業振興課	農業イベント等におけるJA東京みらい女性部のつながりを醸成します。また、農業者だけではなく、女性の援農ボランティアの交流の場も提供していきます。
142	(4)	①起業に関する支援と相談の実施	本市の起業・創業支援対策として、女性の働き方サポート推進事業を推進するほか、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。	産業振興課	引続き起業相談及び経営革新の相談業務を実施する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。</p> <p>②6月・10月の就職支援セミナー及び7月の就職面接会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止（未実施）</p> <p>③合同就職面接会は、1/27にしごとセンター主催で近隣市との共催で実施した。（参加者数については、しごとセンターより報告が来ていないため不明）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい雇用状況が続いており、三鷹所管内の有効求人倍率も1倍を下回る状況となっている。</p> <p>引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。</p>
B	<p>自立支援講座の中で、自立の一步としての就労準備講座を保育付で実施した。 ・マスク映えパーソナルカラーとメイクのポイント</p>	<p>保育付講座で就労準備講座を開催する。</p>
C	<p>6月・10月の就職支援セミナーは、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止（未実施）</p>	<p>引き続き事業の実施に向け、関係機関と調整を図る。</p>
C	<p>委員会委員においても地域で活躍する女性を登用した。 男女平等推進センターパリテ内で東京都や各自治体等で実施する講座やセミナーの情報提供を行った。</p>	<p>地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。</p>
C	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が記載された、東京都産業労働局編集・発行の2020年度版「働く女性と労働法」の配布によりポジティブ・アクションについての情報提供を行った。 情報誌を市内企業に配布した。 市内企業・事業所への情報提供の仕方について検討した。</p>	<p>刊行物の配布や、労働セミナー以外に、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供する方法を、調査・検討する必要がある。</p>
B	<p>令和2年3月末現在、認定農業者54名のうち、52名の農業者が女性家族を含む共同申請や家族協定を締結している。</p>	<p>今後も引き続き、農業者が認定を受ける際、共同申請や家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援する。</p>
B	<p>「農のアカデミー事業」において、女性援農ボランティアの交流の機会を提供した。</p>	<p>引き続き、女性の援農ボランティアの交流の場を提供していく。</p>
A	<p>創業支援・経営革新相談センターについては、市広報やHP及びセンターHPによるPR活動及び個別相談を実施。 また、令和2年9・10月に実施した創業スクールでは、参加者17名のうち、10名の女性が参加。（令和3年1・2・3月に予定していた創業スクールは、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止）</p>	<p>創業融資あっせん制度の推進、マッチング・コーディネイト事業や創業スクールの実施など、センター機能を充実させ、創業のための環境整備を進める。</p>

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
143	III-2	(4)	②NPO法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供	市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。	協働コミュニティ課	これまで実施してきた事業内容を踏まえ、NPO等市民活動団体等の立ち上げや活動等の相談事業を含め、より一層の育成・支援に取り組む。 各種等市民活動団体同士、NPO法人をはじめとする各種非営利団体、地縁活動団体、教育機関、農業や商業、医療、福祉関係の団体あるいは企業、事業所等各業界団体・行政など、多様な地域の主体との交流・連携をますます促進させ、ダイバーシティの視点で、地域課題解決（地域の活性化）に取り組んでいくことが課題である。
144	III-3	(1)	①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課	男性を対象とした家事・育児・介護等の講座の開催や、情報誌「パリティ」等による情報提供を行う。
145					健康課	妊娠届出時面接やファミリー学級等の機会を捉え、啓発に努める。
146					公民館	男性を対象に、家事や育児への参加の促進につながる講座の開催を検討する。
147					協働コミュニティ課	情報誌等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。またパリティ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法2020」等を配布する。
148					健康課	妊娠届出時面接やファミリー学級等の機会を捉え、啓発に努める。
149			②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。特定事業主行動計画に基づく研修実施にともない、制度や実際の取得者からの体験談などを紹介する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>【主な実施事業】</p> <p>1. 広報・PR事業</p> <p>①NPO市民フェスティバルの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインにより、ライブ等により団体活動の紹介動画等を配信した。 <p>②センターの広報・PR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関紙「ゆめこらぼ通信」を発行するほか、ホームページ・SNSによるPR活動を実施。 <p>③他の団体・組織イベントでの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等を連携し、センターの広報・PR活動を展開した。 <p>2. 人材、団体育成・研修事業</p> <p>①地域活動紹介ゆめサロンの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あなたにできること×楽しいこと」と題し、新型コロナウイルス感染症対応下における地域活動の実践方法などを紹介した。 <p>②NPOパワーアップセミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動をするに当たっての、オンラインツールの活用の仕方を紹介するセミナーを開催するほか、SDGsの観点から地域活動を捉え直すセミナーをオンラインにより開催した。 <p>3. 地域連携促進事業</p> <p>①交流事業（団体交流会の開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO市民フェスティバルの参加団体が交流する団体交流会をオンラインにより開催した。 <p>②まちづくり円卓会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みんないろいろ～LGBTQから話し合おう～」と題し、多様性を尊重する社会を実現するための公開会議を開催した。 <p>③地域コミュニティ支援施策への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応下において、市内の各地域協力ネットワークの活動が展開できるよう、助言等を行い、コーディネーターの役割を担った。 	<p>これまで実施してきた事業内容を踏まえ、NPO等市民活動団体の育成・支援等に取り組むため、新型コロナウイルス感染症や新しい生活様式を踏まえた事業を実施する。</p> <p>次年度も引き続き、NPO等市民活動団体をはじめ、地縁活動団体及び教育機関、農業や商業、医療、福祉関係の団体、企業、事業所、各種業界団体等、地域の多様な主体との交流・連携を促進させ、ダイバーシティの視点で、地域の課題解決（地域の活性化）に取り組んでいくことが課題である。</p>
A	<p>男女平等推進センター講座として、10月に「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」（オンライン・参加9人）を、3月に「木山裕策さんオンライン講演会&生ライブ！」（参加20人）を開催した。</p> <p>情報誌パリティでは、市内の保育園で働かれている男性保育士を紹介した。</p> <p>また東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」を設置・配布し、情報提供に努めた。</p>	<p>引き続き、男性を対象とした家事・育児などの情報提供に努める。</p>
A	<p>ファミリー学級について、妊婦のパートナーも参加しやすい曜日で開催するとともに、パートナー向けの情報提供を実施した。新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、2日制のうち、パートナーの受け入れを1日のみとした。</p>	<p>継続実施</p>
B	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、小学生とその父親を対象とした料理講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調理を伴わない内容の講座に組み替えて実施した。 ・父親の参加を期待し、父親対象の連続講座等の講師もしている専門家（男性）を講師に、子どもとのかかわり方を考える講演会を土曜日に開催。父親の参加もあった（全体の17%）。 	<p>男性の育児への参加の促進につながるように、性別を問わず子育て中の人を対象とした講座や、子育てをテーマとした講座の働いている人も参加可能な日時での開催を検討する。</p>
B	<p>10月に男女平等推進センター講座「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」を（オンライン・参加9人）、3月に「木山裕策さんオンライン講演会&生ライブ！」（参加20人）を開催した。</p> <p>また、東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」や、育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2020」（編集：東京都産業労働局）をパリティに設置し、情報提供に努めた。</p>	<p>引き続き、情報提供を行いながら、啓発に努める。</p>
B	<p>妊娠届出時に 育児休業制度などが掲載されている東京ウィメンズプラザ作成の「パパとママが描くみらい手帳」を配布し普及啓発を行った。</p>	<p>みらい手帳による普及啓発を継続実施</p>
A	<p>①育児休業取得対象の男性職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案。</p> <p>②新人研修の中で、男性の育児休業制度や特定事業主行動計画等について説明。</p> <p>③庁内LANに男性の育児休業取得者の体験レポートを掲載。</p> <p>④令和2年度中の男性職員の育児休業取得者数：2名</p>	<p>継続して次のとおり取り組む</p> <p>①制度及び制度利用実績の周知</p> <p>②「性的役割分担意識の是正」や、男性職員自身及び職場における「男性職員の積極的な育児参加に対する消極的な意識の是正」等、制度利用を支援する職場環境の整備。</p> <p>③業務量・業務分担等、各職場における業務改善。</p> <p>④配偶者が妊娠している男性職員の把握及び事前の制度説明</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
150	Ⅲ-3 (2)	①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	情報誌等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。またパリア窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法2020」等を配布する。
151				職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。
152				高齢者支援課	介護休業についての相談窓口の周知、介護休業法の紹介等啓発に努める。
153		②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについて情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課	在宅介護教室の開催
154	Ⅲ-4 (1)	①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	妊娠届出時の全件面接も開始し、相談窓口の充実を図ります。
155				地域共生課	市報への掲載やリーフレットの配布などを通じ、市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。
156				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
157				保育課	利用者支援事業の拠点として保育課窓口地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センター・各保育園と相談業務ネットワークによる対応により相談業務の充実を図る。 また、定期的に家庭的保育事業者等の地域型保育事業所や、認証保育所を訪問するなど、保育内容の指導・助言等の充実を図る。
158				児童青少年課	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図る。 特に、不特定多数の市民への本事業の周知の場として「こそだてフェスタ」を共催する。
159				子ども家庭支援センター	子育て支援ショートステイの周知を図る。トワイライトステイ等、支援方法の検討を行っていく。
160		②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるように、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	子育て支援課	「子育て・子育てワイワイプラン」に定められた事業計画に基づき、病児保育2施設、病後児保育1施設への事業委託を継続します。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	9月に男女平等推進センター講座「知っ得！男性にも役立つ介護術」開催した（参加9人、うち稼働年齢層の男性3人）。 育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2020」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により窓口に設置した。 約20部設置し、全て配布したが、配布による効果については不明である。	稼働年齢層の男性に情報が届くよう工夫しつつ、情報提供に努める。
A	①介護休暇取得対象の職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案 ②新人研修の中で、介護休暇制度について説明 ③令和2年度中の介護休暇取得者数：2名	継続して制度周知や活用について情報提供を行う
B	窓口において、介護休業についての相談実績はなし。	窓口としての周知を図るとともに、情報提供等啓発に努める。
A	在宅介護教室を令和3年3月3日・3月4日・3月5日に実施した（参加9人）。 開催について市報、市ホームページで周知した。	より多くの方々に参加していただけるよう開催時期や開催時間帯について引き続き検討する。
A	7月より、妊娠届出時に専門職による全件面接を実施。相談支援の充実に向けて、取り組みを開始した。	継続実施
A	市報への掲載、リーフレットの配布を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。	引き続き、積極的な情報提供に努める。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行いました。 延べ相談件数1,023件（うち父子31件）	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。
A	相談業務としては、利用者支援事業として総合窓口に位置付けられる保育課窓口に、保育園における保育実践豊富な地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センターに配置された地域子育てコーディネーター、各保育園における相談と、ネットワークによる対応を図った。 家庭的保育事業者等の地域型保育事業者や認証保育所に対して、地域子育て推進員や公立保育園の園長経験者が巡回訪問し、保育内容の指導・助言等を行った。また、地域子育てコーディネーターがセンター事業のチラシや研修のご案内等を届ける際に、困っていることやわからないこと等ないか聴き取りを行った。	継続実施により充実を図る。
B	児童館で気軽に相談できるように来館者とのコミュニケーションを図った。新型コロナウイルス感染症の影響で「こそだてフェスタ」は中止となった。	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図る。 新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよるが、不特定多数の市民への周知の場として「こそだてフェスタ」を共催する。
A	市のホームページに子育て支援ショートステイ事業のコーナーを設けて、周知を行っている。 現在、19時までの預かりを実施している。	引き続き、子ども家庭支援センターの周知や、ホームページを通してショートステイの周知を拡充していく。
A	病児保育室は定員8名・1施設、定員6名・1施設、病後児保育は定員6名1施設、3施設合計20名で実施しました。 延べ利用人数 病児・病後児保育室ありあ 262人 病児・病後児保育室えくぼ 271人 病後児保育室ばんだ 272人	引き続き、子育て・子育てワイワイプランに定められた事業計画に基づく供給量を確保するため、既存の3施設での事業を継続します。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
161	(1)			保育課	入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策により入園環境の改善に努める。
162				児童青少年課	今後児童数が多くなると予測される小学校区域での学童クラブを整備するための準備を実施する。引き続き、放課後子ども教室との連携を図ることができるよう社会教育課と調整する。
163				子ども家庭支援センター	支援を要する家庭の利用が多いため、その支援方法等について児童養護施設と連携を図る。要支援家庭への支援プログラムを模索していく。
164				子育て支援課	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の交付及び幼児教育無償化による施設等利用給付費の支給を行います。
165				学務課	経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者へ向けた丁寧な案内と適切な支給事務を実施する。
166	(2)	①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、子ども総合支援センターや、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、情報誌や子育てハンドブックの作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	保育付講座の開催や情報誌「パリティ」等による情報提供を行う。
167				子育て支援課	子育てハンドブックを作成・配布し必要な情報の提供に努めます。作成に当たっては、見やすい編集に努めます。
168				保育課	地域子育て支援センター5園の各種事業の充実を図り、市報やホームページなどにより情報提供に努める。
169		①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、子ども総合支援センターや、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、情報誌や子育てハンドブックの作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	子ども家庭支援センター	子育てサークルに関する情報提供を行う。ルピナスまつりへの参加や子育てイベントのお知らせをする。
170				健康課	市民講座を行いより広く発達の理解を促し、啓発に努める。また、伝達ツールを創設し、情報伝達の充実を図る。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	認可保育所1園の開設準備を行うとともに、保育ニーズに見合った定員構成の見直しを行った。 また地域子育て推進員が市内各園を訪問し、預かり保育の最新情報や課外授業等の情報収集を行い、入園申込者への選択肢拡大を図った。 また、待機児童の特に多い1歳児への対応として、新規開設園での1歳児1年保育の実施に向けた調整を図った。	入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策を図っていく。
A	定員超過学童クラブ対応のため、教育委員会や学校と連携し学校内施設の利用等の対応を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、放課後子供教室自体が実施できない状況が続いたが、社会教育課と実施状況の確認を実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、放課後子供教室と児童館・学童クラブの連携を図るため、社会教育課との調整や学校施設開放運営委員会と話し合いを実施する。
A	保護者の疾病や育児疲れ等で養育が一時的に困難となった児童を市内の児童養護施設で預かる事業。 年度によって利用者の傾向が異なる。 令和元年度は、保護者の病気・入院（51%）が一番多く、次に育児疲れ（32%）が多かった。 令和2年度は育児疲れ（42%）が一番多く、次に、保護者の病気・入院（28%）が多かった。 要支援家庭に係る児童養護施設との連携については、情報共有のあり方について、協議し、検討し連携を図った。	今後も施設側と連携できるよう模索していく。
A	幼稚園に通うお子さん・家庭を支援するため、幼児j教育無償化による施設等利用給付費の支給に加え、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金を交付することで幼稚園の保育料に対して補助を行いました。 また低所得世帯及び多子世帯を対象に、実費徴収補給付として給食費に対する補助金を交付しました。	引き続き、幼稚園へ通うお子さんがいる家庭へ継続的な支援ができるように努めます。
A	経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者へ、適切な案内と支給事務を実施した。また、新型コロナウイルス対策として当初の申請期間の1か月延長や、家計急変家庭への対応を行った。	案内等も含め、適切に事務事業を実施することで、市民サービスの向上に努める。
B	男女平等推進センター主催のうち、オンライン講座を除いた講座を保育付きで開催。講演会・講座開催数：4回 参加者：72人、保育数：13人 また情報誌で、男女平等推進センター登録団体の子育てママグループ・NPF 2019の団体紹介を行った。	引き続き、保育付き講座の継続実施や情報誌等による情報提供に努める。
A	子育てハンドブックを作成して母子健康手帳交付時に配付するとともに、市内幼稚園・保育施設利用者全員に利用施設を通して配付しました。また、市内各施設（田無庁舎、保谷庁舎、子ども家庭支援センター（のどか・ピッコロを含む）、地域子育て支援センター、児童館）に設置して希望者に配布し、ホームページにも同内容のPDFを掲載して、広く情報提供を行いました。 編集にあたっては「ハンドブック」として持ち運びしやすいサイズを損なわないように留意しつつ、フォントの大きさや太さを工夫し、見やすい編集に努めました。	引き続き、子育てハンドブックを作成・配布し必要な情報の提供に努めます。作成にあたっては、見やすい編集に努めます。
A	各種事業については、ホームページ等にて工夫を凝らし周知した。 また、電話相談について広報やYouTubeでのPRを強化し、相談件数の増加に繋がった。	継続実施により充実を図る。
A	広場では、サークル団体の紹介コーナーを設置している。1階交流ホール展示スペースでは、子育てコーナー用の机を設置して、子育ての様々な情報が分かるようにしている。 子育てハンドブックでのサークル・団体の紹介では、地域限定や広くアピールすることを辞退する団体が増えている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、こそだてフェスタやルピナスまつり・市民まつりが中止となり、参加できなかったが、今後も積極的に地域の交流会や、イベントに参加していく。	今後も継続して、実施および周知を行っていく。
B	新型コロナウイルス感染症の流行により、実施方法等変更しながら、感染予防対策を講じて実施できるもののみ開催した。 子どもの発達支援センターひいらぎ主催の市民講座では多くの出席者に対して、肯定的な子育てについての情報提供を行った。 メール配信システムを構築し、通所利用の方へメールでの情報伝達を開始した。	継続実施 市民講座は回数を増やして実施する。 メール配信の拡大を図る。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
171	Ⅲ-4 (2)			公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示板やパンフレット台等を活用して、市の施策や関係機関、市民団体が行う事業など、子育てに関する情報を提供する。 ・ 子育てをテーマとした保育付き講座の開催を検討する。
172		②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターを、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、整備・充実を図ります。	保育課	一時保育を引き続き実施するとともに、一時保育の拡充に向けて事業者へ働きかけを行う。
173				子ども家庭支援センター	サポート会員の減少が心配である。会員の増加を図っていく。子育て中の保護者にもPRし会員登録説明会に参加してもらえるよう対応していく。
174		③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課	引き続き、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。
175				子ども家庭支援センター	ルピナスまつりの開催や、子育て世代の居場所づくりに向けて引き続き検討していく。
176				公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てをテーマとした保育付き講座の開催を検討する。 ・ 学習支援保育の実施等により、子育てサークルの活動を支援する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため、例年より少なかったが、ポスターの掲示、チラシや広報紙の配架により、庁内関係部署及び関係機関、市民団体等が行う子育て支援に関する情報や子育てに関する情報の提供を行った。 ・コロナ禍でより孤立化していることが危惧される育児期の女性を対象に、保育付き講座を5講座実施。子育てについて学ぶ機会を提供するとともに、仲間づくりを支援した。（新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした臨時休館により主催事業の開催が秋以降になったため、例年よりも実施講座数は少ない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ポスターの掲示やチラシ・広報紙等の配架により、市の施策や市内で開催される催しものなど、子育てに関する各種情報を提供する。 ・子育てをテーマとした保育付き講座を開催する。
A	保育士の確保が難しい状況が続いており、同規模で実施できるよう事業者へ働きかけている。	継続実施によりサービス提供
A	<p>市報や市のホームページに事業内容を掲載し、引き続き事業PRを行った。講習会、説明会の開催日や時間を参加しやすい時間に変更して実施した。サポート会員は、191人で新規入会が25人だった。</p> <p>主な活動内容としては、保育所・幼稚園の迎え、帰宅後の預かり、学童の放課後の預かり、放課後児童クラブの迎え・預かり、小学校通級・通所施設送迎・預かりである。また、新型コロナウイルス感染症対策利用助成金を実施し、延べ52日分の利用助成を行った。</p>	<p>今後も継続してファミリー・サポート・センター事業説明会の実施、サポート会員養成講習会や研修を実施する。</p> <p>引き続き子育て家庭に対して、積極的に周知をしていく。</p>
C	新型コロナウイルス感染症の影響で、児童館は利用人数の制限等実施したため、サークル活動への情報提供はできなかった。	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。
A	<p>活動室の利用延べ件数は192件で、利用延べ人数は1,434人だった。</p> <p>子育てグループ活動室については令和元年7月1日以降、「活動室」として男女平等推進センターと共有となった。</p> <p>世代間交流と、子育て団体の参加のもと、住吉小学校区育成会「わかば」が中心となり第5回ルピナスまつり開催を模索したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止し、可能な範囲で住吉会館のロビーを開放し、子供達が集える場所としての居場所の提供を行った。</p>	<p>今後も子育てサークルへの積極的な周知を図っていく。活動室が男女平等推進センターと共有となったため、親子の交流スペースとしてバランスを取りながら利用のアピールをしていく。</p>
A	<ul style="list-style-type: none"> ・保育付き講座を5講座実施。子育て世代に学習機会を提供するとともに、参加者の関係形成に配慮した講座運営を行い、自主サークル化を支援した。新型コロナウイルス感染予防対策のため、例年よりも講座の実施回数は少なかったが、講座終了後、3サークルが発足。職場復帰する参加者が多く自主サークル化が難しかった2講座については、参加者が過去の講座から発足した自主サークルに参加したりした。 ・14の自主サークルを対象に学習支援保育を実施し、サークル活動を支援した。 ・保育室を設置する館で保育室運営会議を7回程度開催し、子育て世代が情報交換する機会を提供するとともに、自主サークル同士の関係形成を図った。 ・職員は、自主サークルの相談に応じるなどニーズ把握に努め、日常的に活動を支援している。 ・公民館主催講座から発足した自主サークルが、公民館市民企画事業を利用してサークルメンバー以外の子育て世代の市民とともに学習する講座を企画・実施することを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育付き講座の開催や保育室運営会議の開催等により、子育て世代の関係形成を支援する。 ・学習支援保育の実施等により子育てサークルの活動を日常的に支援する。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
177	III-4	①子育てに関する相談の実施(再掲)	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	妊娠届出時の全件面接を開始し、相談窓口の充実を図る。	
178				地域共生課	市報への掲載やリーフレットの配布などを通じ、市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。	
179				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。	
180	III-4	(3)	②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子・父子福祉資金貸付等の支援事業に取り組みます。	子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を実施します。 ※「母子自立支援プログラム策定事業」及び「母子自立支援プログラム策定員」は、平成26年10月からそれぞれ「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「母子・父子自立支援プログラム策定員」に変わりました。
181						
182	III-5	(1)	①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	地域共生課	行政などからの情報提供が地域に届くよう、また地域からの声が行政などの関係機関に届くよう、民生委員に対し、「地域と行政とのパイプ役」としての民生委員が十分に機能を果たすことができるように研修等を通じて徹底を図る。
183					高齢者支援課	地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークの強化に取り組むと共に、介護サービスを含む様々なサービスや多様な地域資源の把握・活用により総合的な相談体制の充実を努めます。
184					障害福祉課	市報、HP、障害者のしおりを活用した制度周知を図る アプリやフェイスブック等を活用し、さらなる周知に努めていく。 障害福祉課、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所が連携し、必要な相談支援を実施する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	7月より、妊娠届出時に専門職による全件面接を実施。相談支援の充実に向け、取り組みを開始した。	継続実施
A	市報への掲載、リーフレットの配布を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。 民生委員に関するお問い合わせについては、事務局（地域共生課地域共生係）へ連絡をするようご案内している。	引き続き、積極的な情報提供に努める。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行いました。 延べ相談件数1,023件（母子992件、父子31件）	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。
A	ホームヘルプサービス事業のホームページの掲載内容を更新しました。また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し、周知に努めました。 【ひとり親相談】 延べ相談件数1,023件 【母子・父子福祉資金貸付等】 貸付件数901件 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業】 派遣状況 10世帯 593回	引き続き、制度の周知に努めます。
A	相談者個々の状況やニーズに合ったきめ細やかな自立・就業支援を行った。アフターフォロー希望者へ向け、就労決定半年経過後に手紙によるフォローアップを行い、就職率の向上、職場定着等を図った。また「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し周知に努めた。 【就業支援申込】 55件 【就職者数】 18件 【プログラム策定件数】 30件 【アフターフォロー】 14件 【高等職業訓練促進給付金】 14件 【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 3件	引き続き、相談者のニーズに合ったきめ細やかな就労支援とフォローアップに努めます。
A	民生委員が、行政と地域をつなぐパイプ役となれるよう、毎月の定例会議の場などで、行政サービスなどの情報の積極的な提供に努めた。また、可能な方には、ご自宅に掲示板を設置してもらい、提供した情報のうち、可能なものについては、チラシ等掲示するなどして、情報が広く届くよう取り組んでいる。 定例会終了後には、各地区の協議会ごとで、随時班別会を行い、必要な情報交換を行うことで、スキルアップに取り組んでいる。	引き続き民生委員のスキルアップのための情報提供に努める。
A	・社会資源マップの作成、更新。更新時随時ケアマネ分科会にて配布。 ・地域包括支援センターの体制については、運営協議会（年2回）開催を通じ、実績の分析、自己評価等のあり方の検討を行っている。地域包括支援センターの負担軽減を図りながら、相談体制については充実にすることとする。	・連携の継続と強化 ・定期的に社会資源マップの情報更新を行う。
A	障害者のしおりについては、記載内容・レイアウトを見直し、分かりやすいものにリニューアルした。 市報やHPを利用し、制度やイベント周知を行った。 ツイッター等のSNSを積極的に活用し、さらなる周知を図った。 保谷障害者福祉センター（身体障害）、地域活動支援センター・ブルーム（知的障害）、地域活動支援センター・ハーモニー（精神障害）とともに3障害の相談拠点を整備し、3障害に対応する相談支援センター・えぼっく（令和2年10月より基幹相談支援センター・えぼっく）と田無庁舎内の基幹相談支援センターと合わせて困難なケースにも対応している。女性の障害者からの相談に対しては、必要に応じて各相談機関の女性職員が対応している。	引き続き、継続実施に努める。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
185	(1)	②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域で支えあう体制の充実を図ります。	地域共生課	民生委員、ほっとネット推進員ともに数的な部分の充実を図るために、人材の発掘に努めるとともに、相談対応能力の向上などの内容の充実を図るために研修の充実にも取り組む
186				高齢者支援課	一人でも多くの高齢者に見守りの目が行き届くよう、ささえあいネットワークの充実を図る。
187		③NPOや市民活動団体等との協働の推進	NPOや市民活動団体等がより質の高いサービスを提供できるよう、積極的に活動を育成・支援するとともに、連携を推進していきます。	協働コミュニティ課	*市民協働推進センターゆめこらぼ NPO等市民活動団体をはじめ様々な地域の主体との連携することが今後の課題である。 *NPO等企画提案事業の補助金の活動で、NPO等市民活動団体と行政の協働の取組がより一層図れるように、庁内外の継続的な周知等、システム構築の検討が課題である。
188	(2)	①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	高齢者支援課	関係課と連携し、虐待防止キャンペーンの実施
189				障害福祉課	高齢、障害、子育てが連携し、虐待防止に努める。
190		②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業や家族介護者の会を実施するほか、地域包括支援センター等、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課	地域包括支援センターとの連携

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	民生委員においては、令和3年3月末の時点で定員である147名が揃っており、コロナ禍の状況の中、書面開催等様々な方法を取り入れて研修を行っている。ほっとネット推進員については、コロナ禍で集合形式の催しが開催しづらい状況であったが、ふれまち住民懇談会への出前講座を行うなど、様々な方法を取り入れて行った。	民生委員、ほっとネット推進員ともにコロナ禍での人材の発掘、相談対応能力の向上などの内容の充実の方法について検討する。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ささえあいネットワークについては、令和2年度も継続して実施している。コロナ禍において、訪問協力員の養成研修や懇話会については、開催数の減、或いは不開催などがあった。 (令和3年3月末現在) ささえあい協力員 1,462名 ささえあい協力団体 249団体 ささえあい訪問協力員 335名(うち男性71名、女性264名) ささえあい訪問サービス利用者 112名 ささえあいネットワーク懇話会 0回 ささえあいメール見守り協力員 27名 ささえあいメール見守りサービス利用者 6名 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ささえあい協力員、協力団体、訪問協力員の養成、登録を進める。 ・コロナ禍における研修会や懇話会の開催を検討する。
A	<p>1. 市民協働推進センターゆめこらぼ 多様な主体と連携し、地域の課題解決を図るため、主に以下の事業を展開した。</p> <p>①人材、団体育成・研修事業 NPOパワーアップセミナー等の各種セミナー</p> <p>②地域連携促進事業 NPO市民フェスティバル、まちづくり円卓会議等</p> <p>③各種相談事業(団体運営に関する相談受付、地域活動に関する情報提供等)</p> <p>2. NPO等企画提案事業 地域の課題解決や市民サービスの向上、団体育成を目的に、令和2年度は以下の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名：特定非営利活動法人生活企画ジェフリー ・事業名：「3.11から10年」西東京プロジェクトー冊子発刊と講座開催 ・内容：「3.11から10年」を切り口に、NPO等及び行政、企業等の多様な主体が協働し、被災者・被災地支援を継続して行ってきた記録集を発刊することにより、市が協働豊かなまちであることを周知し、まちの愛着を深めて貰う。 	<p>1. 市民協働推進センターゆめこらぼ 新型コロナウイルス感染症対応下において、団体運営や他団体との連携、活動方法等に関する効果的な助言・支援等を行うことが課題である。</p> <p>2. NPO等企画提案事業 NPO等市民活動団体がより活発な活動ができるよう、行政との連携を図れるような仕組みづくりを検討することが課題である。</p>
B	新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、例年実施している子ども家庭支援センター、障害福祉課とともに開催している街頭での普及啓発活動やパネル展示は中止した。その他、日常で行っている、パンフレットやチラシ配布による普及啓発を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な普及啓発活動については、関係機関と連携しながら地道に行っていく。 ・街頭での普及啓発活動については、コロナ禍での開催方法を検討する。
A	高齢者支援課、障害福祉課及び子ども家庭支援センターの3課合同で、市報に記事を掲載した。障害福祉課は、12月に相談先一覧が記載されたウェットティッシュの配布を行った。	引き続き、継続実施に努める。
A	介護を担っている息子・娘を支援するための介護者の会を、年3回開催した。地域包括支援センターごとに地域の介護者の家族会を開催、その他認知症カフェ等を通じて、専門相談等につながる支援をしている。また、日頃から地域包括支援センターで把握した虐待ケースの報告を受け、常に検討を行うとともに定期的なモニタリング会議等で共有を行い、連携を図っている。	コロナ禍で開催回数が減少した介護者の会は、回数を増やして実施するなど、より多くの方に参加いただくことができるよう取り組む。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
191	(1)	①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的に開催します。	協働コミュニティ課	計画の実績評価報告書を通して、庁内の男女平等推進の進捗状況を共有する。	
192		②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課	各課事業評価を通して調整を行う。	
193		③関係部署を対象とした男女平等意識の啓発	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会が多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性に対する理解促進と男女平等意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会が多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図る。	
194	(2)	①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課	次期計画の策定までの間で検討を行う。	
195		②苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討を進めます。	協働コミュニティ課	次期計画の策定までの間で検討を行う。	
196	★	(3)	①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけを行います。また、他自治体等と連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課	性的マイノリティに関する取り組みや女性相談の実施方法等について、他自治体と情報交換を行う。また、市町村男女平等参画施策担当課長会及び同担当職員連絡会、都内男女平等参画（女性）センター館長等会議で情報交換を行う。
197	(4)	①職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	協働コミュニティ課	平成29年度に実施した調査結果を踏まえ、職員の理解促進が必要と思われる課題について、啓発を行う。	
198				職員課	協働コミュニティ課の調査結果を活用し、職員の意識・実態把握のための調査については、協働コミュニティ課と連携して実施に向けた検討を行う。	
199		②職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課	新入職員の庁内研修で男女平等についての研修を実施する。パリテで実施している講座や講演会等を庁内にも周知し、参加呼びかけを行う。	
200				職員課	職員研修所の研修案内及び庁内の独自研修を通じて理解促進に努める。	
201		③市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底（再掲）	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインに代わる取り組みを実施する。	
202				秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
C	計画策定に合わせて実施するため、男女平等推進会議は開催しなかった。令和2年は、計画の評価を市長に報告し、報告書を庁内で共有することにより、男女平等推進の進捗状況を共有している。	男女平等推進会議のあり方について検討する。
B	各課への事業評価において、目標の設定や執行状況の報告について、いくつかの課と意見交換や設定目標や報告内容に関する調整を行った。	出来るだけ多くの課と、男女平等施策について、庁内の調整を行う。
A	新入職員研修にて男女平等参画についての研修を実施した。情報誌を庁内各部署に配布し（年2回）、回覧を実施した。庁内向けに男女平等参画に関するニュースを年3回、発行した。	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図ります。
C	条例設置については検討を行ったが、引き続き検討することとなり、今年度は他自治体の条例についての情報を収集したり、都内26市の条例設置状況を確認した。26自治体のうち13自治体（50%）が条例設置している。（令和3年4月1日現在）	第4次計画を進めていく中で検討していく。
C	条例設置の検討の中で苦情処理機関の設置についても検討していくが、現状は他自治体の苦情処理制度の制定状況について情報を収集したり、報告書により苦情の件数や内容を確認し、情報収集に努めた（都内26市中、11市で制度あり）。	第4次計画を進めていく中で検討していく。
A	市町村男女平等参画施策担当課長会及び同担当職員連絡会、都内男女平等参画（女性）センター館長等会議で、性的マイノリティに関する取組やパートナーシップ制度、コロナ禍での啓発事業、女性相談の実施状況、DV被害者支援について等、幅広く情報交換を行った。	市町村男女平等参画施策担当課長会や同担当職員連絡会、都内男女平等参画（女性）センター館長等会議などの機会を通じて、男女平等参画のあり方について情報収集や意見交換を行うほか、新たな課題への取り組みなどについて、各自治体と情報交換を行う。
A	情報誌バリテの各課への配布や、庁内ニュースの発行などにより、庁内向けに性的マイノリティやDV、ワーク・ライフ・バランス等に関する情報発信を行った。	調査結果を踏まえ、庁内における男女平等参画の推進のための効果的な働きかけについて、引き続き検討・実施する。
B	研修を通じて意識啓発を図ってきたが、実態把握ができていない。	職員の意識・実態把握
A	新入職員研修にて男女平等参画研修を実施した。性的マイノリティの当事者団体の方を講師に招き、協働コミュニティ課の職員を対象に性的マイノリティに関する研修を実施した。	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。
A	1月、3月に新規採用職員を対象に庁内における男女共同参画研修を実施した。	職員への十分な理解促進
B	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に記載し、庁内問合せに関しては定型文を紹介した。	庁内関係部署への周知を行う。
A	市報・ホームページ等における表現については、ガイドラインを活用し、担当課と調整を図り、適切な情報発信に努めた。	引き続き、ガイドラインを活用した表現による情報発信に努める。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
203	IV-1 ★	(5)	①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知	協働コミュニティ課	職員ポータルシステムの掲示板を活用し、庁内への周知を図る。	
204			②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会等情報の提供に努める。	
205		(6)	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図ります。	職員課	職員の意識・実態把握のための調査については、協働コミュニティ課と連携して実施に向けた検討を行う。	
206				①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備	職員課	女性が管理職になりやすい環境づくりのための研修を実施する。人事評価の面接を通じて勧奨していく。
207				②女性職員の活躍推進に向けた取り組みの実施	職員課	特定事業主行動計画の後期計画を策定し、計画に基づく研修等を実施していく。
208	IV-2	(1)	①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	協働コミュニティ課	女性相談開設時間・場所の一部変更後の状況を確認し検証をおこなう。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	職員ポータルシステムの掲示板で、「西東京市ワークライフバランス労使推進宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図った。	職員ポータルシステムを利用し「西東京市ワークライフバランス労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』を周知する。
A	職員ポータルシステムの掲示板で、「西東京市ワークライフバランス労使推進宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図った。また、土曜日及び夜間に開催した男女平等推進センター講座「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」及び「木山裕策さんオンライン講演会&生ライブ！」を職員にも周知し、少数だが参加があった。	特に木山裕策さんの講座はワーク・ライフ・バランスについてとても参考になる内容であったが、新型コロナウイルス感染症の影響のため、やや早い時間帯で実施したためか、参加者が少なかった。曜日や時間帯の設定、広報の方法など、さらに工夫が必要である。
A	2月に西東京市特定事業主行動計画に基づく研修を実施した。研修内容は、自己のキャリアを振り返り、今後のワークライフにつなげていくというもので、ワークライフバランスの視点を踏まえた自らのキャリア形成を考える機会を提供することを目的とした。また、平成29年5月のイクボス・ケアボス宣言及びノー残業デー、20時退庁などの取組みにより時間外勤務の縮減に努めた。	引き続き特定事業主行動計画に基づきワークライフバランスを推奨していく。
A	昇任支援研修として管理職試験（短期）の受験年次にある職員を対象に、本市における管理職の現状を理解し、その役割を考える機会を提供した。また、昨年度管理職試験（短期）合格者の経験談・現課長職の経験談を聞くことにより、組織全体の昇任機運の醸成と職員の昇任意欲の向上を図った。	管理職試験受験の勧奨
A	西東京市特定事業主行動計画に基づく研修の中で、キャリア視点を持つことの重要性を認識し、自身の今後に活かすとともに、仕事に対する上昇志向を醸成するための内容を実施した。また、平成29年5月のイクボス・ケアボス宣言及びノー残業デー、20時退庁などの取組みにより時間外勤務の縮減に努めた。特定事業主行動計画の後期計画を策定した。	特定事業主行動計画の認知度
A	平成27年度より女性相談の利用率の低い時間帯の見直しを行いパリテだけではなく、田無庁舎での出張相談を開設し、利便的にも相談しやすい環境を整えた。その後の利用状況について確認を行った。男性相談に関しては都の相談窓口などを案内しながら情報収集を行った。 女性相談の実施 女性相談386件 婦人相談532件	引き続き、利用者のニーズを確認しながら、相談を受けやすい窓口の整備に努める。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
209	IV-2	(2)	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)	協働コミュニティ課	No.7の再掲
210		②情報誌パリティの発行と配布(再掲)	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	No.1の再掲
211		①男女平等推進センターパリティのホームページでの情報の提供	ホームページでパリティの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課	男女平等推進センターの事業をホームページに掲載し、情報の提供と男女平等に関する意識啓発を行う。
212		(3)	②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。また、ホームページを通じて図書、資料に関する情報を積極的に発信し、利用促進を図ります。	協働コミュニティ課
213	(4)	①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリティまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課	パリティまつりで参加団体を募り、男女平等参画に関する市民、団体等の活動を支援する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>○企画運営委員会の企画による講座 基礎講座 1回 「思春期の「自己肯定感」を高める育て方～女の子を中心に～」参加者14人 託児2人 ○共通講座3回 1. 「知っ得！男性にも役立つ介護術～仕事と介護の両立講座～」参加者9人 託児2人 2. 「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」参加9家族 3. 「性別をこえて。カミングアウトして生きるということ～性の多様性から考えるダイバーシティ&インクルージョン～」参加者19人 託児なし ○講演会1回 「木山裕策さんのオンライン講演会&生ライブ！」参加者20人 ○週間事業講演会 1回 1. 「I LADY.に生きる！～子どもが生きるチカラを身に付けるために、親が大人が学ぶこと～」参加者14人 託児2人 ○DV被害者等のための自立支援講座 Do it! ここから始まる。2020～わたしのトリセツ～ 1. 今だからこそ使いたい、心身を整えるアロマセラピー 2. 知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～ 3. タッピングタッチ～ひとりでもできるこころとからだのリラクゼーション～ 4. マスク映えパーソナルカラーとメイクのポイント 5. もしかしてモラハラ？発達障害？～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～ 6. 心も護る護身術！～セルフディフェンス～ 計6回 参加者 延べ95人 託児 延べ16人 ○【第13回パリテまつり】 2/20から3/1まで、西東京市ホームページに団体紹介を掲載した。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催する中で、講座内容について多くの方々から知ってもらった工夫をする。受講者の自主活動につながるような支援の仕方を引き続き考える。</p>
A	<p>男女平等推進センターの実施事業をホームページに掲載する他、「情報誌パリテ」や男女平等参画推進委員会で作成した、「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」、「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」や「TOKYO働き方改革宣言企業」制度などの情報をホームページで提供した。</p>	<p>引き続き、見やすく、充実した情報の提供に努める。</p>
A	<p>男女平等推進センターの実施事業をホームページに掲載する他、「情報誌パリテ」や男女平等参画推進委員会で作成した、「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」、「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」や「TOKYO働き方改革宣言企業」制度などの情報をホームページで提供した。</p>	<p>引き続き、見やすく、充実した情報の提供に努める。</p>
A	<p>各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に絵本コーナーを引き続き設置するなど工夫した。男女平等参画に関する図書の紹介として、「パリテライブラリーニュース」を発行し、市内関係部署や施設に配布した。HPにおいてもライブラリーニュースの他、新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。 今年度68冊の貸し出し用図書等を増加した。 結果現在の蔵書1359冊(内ビデオ53本) ○28年度貸出し 132冊 ○29年度貸出し 118冊 ○30年度貸出し 234冊 ○31年度貸出し 196冊 ○令和2年度貸出し 239冊</p>	<p>市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。</p>
B	<p>11人の実行委員と10の参加団体により、「コロナ禍で一度立ち止まって見直してみませんか？」をテーマにして、第13回パリテまつりを企画した。 ○西東京市ホームページに、15団体の団体紹介を掲載した</p>	<p>パリテまつりを開催方法を検討し、幅広い世代の市民が活動できる機会を提供する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
214	IV-3	(1)	①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課 西東京市男女平等参画推進委員会を開催する。
215			②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課 男女平等参画推進委員会を設置し、毎年度「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」を作成する。

担当課評価

担当課 評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	男女平等参画推進委員会を合計5回開催した。主な議題は第4次男女平等参画推進計画・第2次配偶者暴力対策基本計画・女性の職業生活における活躍推進計画の令和元年度実績評価についてで、新型コロナウイルス感染症の影響による会議時間短縮や書面開催などの制約の中、活発なご意見をいただき、評価方法を確定し報告書をまとめることができた。	引き続き、男女平等参画推進施策の推進に関する事を審議、検討していく。また、委員会の内容については、ホームページで公開していくとともに、会議資料なども情報公開コーナーに設置し、閲覧できるようにする。
A	男女平等参画推進委員会でご審議いただき、令和元年度事業実績評価報告書を取りまとめ、市長に報告した。	引き続き、評価を行う。また、評価報告書は、ホームページで公開していく。

西東京市男女平等参画推進委員会評価

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-Ⅰ	男女の固定的性別役割分担意識の解消（★重点課題）
施策（１）	男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
事業	①情報誌パリテの発行と配布
	②情報の提供
	③パリテまつりの開催
担当課	協働コミュニティ課・秘書広報課・公民館・図書館

施策全体についての評価

コロナ禍の影響はジェンダー格差があり、男女の固定的性別役割分担意識の解消が急務となっている。さまざまな媒体や機会を活用した男女平等意識や男女平等参画についてのさらなる情報提供の工夫を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	コロナ禍の影響を考慮し、情報誌パリテで特集を組んだり、パリテまつりのテーマとして取り上げたことを評価する。 情報誌パリテの中学生全員への配布はよい取組みなので、中学生からの感想／意見を聞く機会や出前講座開催など、さらなる一歩を期待したい。 次年度への課題については、今年度の執行状況／事業評価を踏まえた課題設定を要望する。 また、パリテの配布先（数、どのような場所か）についても記載もお願いしたい。情報発信の媒体として、SNSの活用も期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
			課題把握				
B	B						
秘書広報課	②	担当課と調整を図り、男女平等意識に留意した情報発信を行っている点を評価する。 限られた市報のスペースかと思うが、男女平等参画に関するコラム（DVも含め）の検討を期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	B			
			執行状況				
			B	B			
			課題把握				
B	B						
公民館	②	公民館は、市民にとって情報収集の場だと思っので、引き続き、男女平等意識や男女平等参画に関する事業の情報提供を期待する。	総合評価				
			A	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	B			
			課題把握				
B	A						
図書館	②	男女共同参画週間に令和元年度のひばりが丘図書館につづき、柳沢図書館にて関連書籍の展示を行ったことを評価する。 男女共同参画週間、パリテまつりなどの機会を活用して、パリテと連携した関連書籍の展示、情報提供の継続した取組みを期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	A			
			課題把握				
C	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-Ⅰ	男女の固定的性別役割分担意識の解消（★重点課題）
施策（２）	男女平等に関する学習機会の提供
事業	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催
	②資料の収集と図書の貸し出し
担当課	協働コミュニティ課・子ども家庭支援センター・公民館・図書館

施策全体についての評価

コロナ禍で見えてきた現状について情報共有など、担当課間の連携を進めていただきたい。それぞれの担当課の強みをいかした 男女平等に関する学習機会の提供を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	<p>今年度の「執行状況・事業評価」は、執行状況のみの記述で、昨年度の課題への対応も含め、事業評価の記述が不足している。次年度への課題についても、今年度の執行状況／事業評価を踏まえた課題設定を要望する。</p> <p>講座企画の際には、推進計画との関連を考慮し、評価報告の際にもどのような効果があったかを明記されたい。</p> <p>参加者人数に男女別の人数の記載がほしい。</p> <p>受講者のアンケートから、受講者の自主活動につながるような支援についてのヒントを探るなど、計画が進捗する取組みを要望する。</p> <p>「パリティブラリーニュース」の発行、HPでの掲載を評価する。その影響か、ライブラリーの貸出し冊数が大幅に増加しているの、継続した取組みを期待する。</p>	総合評価				
			A	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	B			
			課題把握				
A	B						
子ども家庭支援センター	①	<p>コロナ禍において、のどか広場、ピッコロ広場の男性参加者が大幅に増加したことは、父親のニーズに合ったのだと思う。</p> <p>アンケートなどを実施し、父親の現状、ニーズを知る機会にはどうか。男女の固定的性別分担意識の解消に向けて、父親支援事業の充実に期待する。</p>	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	B			
			執行状況				
			A	A			
			課題把握				
B	B						
公民館	①	<p>育児期の女性を対象とした保育付き講座の実施を評価する。</p> <p>男女平等参画の視点を入れた講座、コロナ禍で孤立しがちな育児期や高齢期の女性、男性向けの開催を期待する。パリティとの情報共有、連携を要望する。</p>	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
			課題把握				
B	B						

図書館	②	男女平等に関する資料の収集や図書の貸出、情報提供については、図書館に期待するところが多い。男女平等、男女共同参画、DVに関する書籍の書架に、相談場所を記したカード、デートDVに関するリーフレットなどの資料を配架している図書館を訪問したことがある。パリテとの連携を要望する。	総合評価			
			B	B		
			計画内容			
			B	B		
			執行状況			
			B	B		
			課題把握			
C	B					

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-Ⅰ	男女の固定的性別役割分担意識の解消（★重点課題）
施策（3）	メディア・リテラシーの普及・啓発の推進
事業	①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの普及・啓発の推進
	②市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底
担当課	協働コミュニティ課・秘書広報課

施策全体についての評価

内閣府作成の「表現における男女平等ガイドライン」と、協働コミュニティ課作成の「事例集」が、主要な関係者の間で活用が進んでいることを評価する。今後の広がり期待したい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	メディアリテラシーに関する蔵書の充実を図り、講座等の機会をとらえ、閲覧や貸し出し対応に努力されたこと、および「男女平等ガイドライン」と「事例集」の活用促進にも努力されたことを評価したい。今後は次のステップのための具体案を検討されたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	A			
			執行状況				
			B	B			
秘書広報課	②	内閣府作成の「表現における男女平等ガイドライン」と、協働コミュニティ課作成の「事例集」を活用し、市報とホームページによる情報発信に注力されたことを評価したい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進
施策(1)	男女平等参画推進のための教育・学習の実施
事業	①男女平等の視点にたった名簿等の活用
	②固定的な性別役割にとられないキャリア教育の実施
	③学校等における男女平等教育の実施
	④保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介等
担当課	教育指導課・協働コミュニティ課・保育課・児童青少年課・図書館

施策全体についての評価

幼少時からの読書や教育を通して男女平等意識を育てていくことは非常に重要だが、「パリテライブラリーニュース」などが連携した活動の基盤づくりに役立っているようだ。今後も良質な情報発信に期待したい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
教育指導課	①②③	前年度に整備された男女混合名簿について、名簿作成の意図などを教員が人権教育の観点から理解するための研修が行われたことを評価したい。「性教育」は小学校は学級担任、中学校は専科の体育科教諭が担当と聞いているが、男女共に学ぶ場を作るには専門家の投入を検討されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
A	A						
課題把握							
A	A						
協働コミュニティ課	③④	情報誌「パリテ」が全中学校に配布されたこと、また編集段階で中学生への配慮がなされたこと、関係図書の整備と「パリテライブラリーニュース」による情報発信について大いに評価したい。今後は中学校での「パリテ」の活用などにも注力されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
A	A						
課題把握							
A	A						
保育課	④	親子への図書の紹介や読み聞かせを通じて意識啓発に努められたことを評価する。今後も継続されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
A	A						
課題把握							
A	A						
児童青少年課	④	児童館において、ライブラリーニュースを活用した図書の紹介等啓発活動が行なわれたことは評価したい。今後は、一歩踏み込んで内容紹介などにも注力されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
A	A						
課題把握							
A	A						
図書館	④	関係図書の紹介や、「夏休みすいせん図書」への選定を通して、関係図書が読まれる環境づくりに取り組まれていることを評価したい。今後も継続されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
A	A						
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進
施策(2)	多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり
事業	①学校における人権教育の実施
	②多様な性や生き方に関する理解の促進
	③情報誌パリティの発行と配布(再掲)
	④国際交流等行事の実施
担当課	教育指導課・協働コミュニティ課・文化振興課

施策全体についての評価

様々な場面で人権の視点から男女や多様性の尊重に関して、教育や啓発活動が行われていることを評価する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
教育指導課	①	学習指導要領に沿った教科指導により「男女が共に社会を創造する能力を育むことができた」という担当課の事業評価では実施状況が見えてこない。より具体的な記述を期待する。	総合評価				
			A	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	B			
課題把握							
A	A						
協働コミュニティ課	②③	市民啓発のため、適切で学びを深める講座の開催、および情報誌の拡大配布、配布対象への配慮など、事業の深化と広がりを大いに評価する。今後の発展継続を期待したい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						
文化振興課	④	人権尊重の視点からも、多様性を持つ外国人市民への支援及び、日本人住民の啓発活動により多文化共生の推進を図ることは重要であろう。多文化共生センターの運営及びサービスの周知に努められたことを評価する。今後のさらなる充実を期待したい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進
施策(3)	保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発
事業	①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布
	②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発
	③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施
	④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発
担当課	子育て支援課・保育課・児童青少年課・教育指導課・地域共生課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

各課男女平等意識の醸成の為に研修等を通じて職員の育成がなされている。引き続き研修実施とともに日頃から男女平等を含む人権を意識できる環境作りに期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
子育て支援課	①②	出産や子育ては夫婦共に未経験から始まる事が多く、どちらか一方に責任や負担が偏ってはならない。新しく父・母が誕生していく中で夫婦間の子育てに対する思いは少しずつ塗り替えられていく部分もあるが、やはり正しい情報・認識が確実に子育てをする夫婦に届けられる必要がある。子育てハンドブックの編集とともに、男性側が確実にハンドブックを手に取り目を通せるような工夫や仕組み作りを心掛けられたい。幼稚園補助金や研修参加への促しも引き続き継続されたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
			課題把握				
B	B						
保育課	②	園児の呼称の統一など具現的に効果が見られ評価できる。次世代を担う子どもたちの未来が男女平等・男女共生に直結していくことを考えると保育士一人一人の園児への関わりは時代に見合った適切なものでなければならない。引き続き研修参加への促しや保育士の育成に力を注がれたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
			課題把握				
B	B						
児童青少年課	②	体制を変えつつも研修を実施できていることを評価する。新人や旧人という経歴の差だけでなく、性別や育ってきた環境の異なる職員が児童に関わることへの影響力を軽んじることなく研修という場に加え定期的に児童への関わりを見直せるチェックシートを利用するなど日頃から差別や偏りが生じない指導を心掛けられたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
			課題把握				
A	A						

教育指導課	③	人権教育プログラムは多岐にわたる人権について詳しく解りやすく解説や教育指針が記載されている。必要に応じて利用されるだけでなく全ての教職者が読み込み理解されている状態が望ましい。研修実施や指導とともにこの冊子の配布に留まらず熟読されるような体制作りに期待する。	総合評価			
			A	B		
			計画内容			
			B	B		
			執行状況			
			A	B		
課題把握						
B	B					
地域共生課	④	地域における担い手がより適切な情報や知識を持ち地域に貢献できるよう引き続き研修の機会の提供や人材の育成を推し進められたい。	総合評価			
			A	A		
			計画内容			
			A	A		
			執行状況			
			A	A		
課題把握						
A	A					
協働コミュニティ課	④	地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解し意識の醸成を図れるよう情報誌パリティの配布とともに内容にも改良を重ねられたい。	総合評価			
			A	B		
			計画内容			
			A	A		
			執行状況			
			A	B		
課題把握						
B	B					

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（１）	暴力の未然防止と早期発見
事業	①講演会やパンフレット等による啓発
	②デートDV防止の啓発
	③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

三つの事業において効果的な執行状況が窺える。引き続き課題の把握に努められ事業の遂行がなされることに期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	執行状況から暴力防止や被害者支援の為の働きかけがなされていることが伝わる。引き続き未成年者への教育や支援を要する人が素早く関係機関につながり被害者の方がヘルプを出しやすいパンフレットの作成や配布場所を検討されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（2）	相談窓口の充実
事業	①相談窓口の周知と情報の提供
	②女性相談の実施
	③一人ひとりの状況に応じた相談の実施
	④男性相談のあり方の検討
担当課	協働コミュニティ課・生活福祉課・子育て支援課・子ども家庭支援センター・健康課

施策全体についての評価

昨年度から続くコロナ禍、DV相談件数は増大している。日々の暮らしの中での女性相談は、セーフティネットの視点からもその役割は大きい。ニーズに即したきめ細やかな相談体制を期待したい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③④	コロナ禍の状況を鑑み、相談体制として、庁舎での出張相談や初回からの電話相談の実施は相談者への配慮として評価できる。また、相談体制の更なる充実にむけて、多様な性に対する相談窓口のあり方について検討されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
生活福祉課	③	コロナ禍に対応し、相談体制を訪問から電話、メールに変更し、継続されたことは評価に値する。また家庭相談員が個々の家庭の状況を把握し、長期的な相談体制を構築していることは望ましい。今後も継続していくことを期待したい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
子育て支援課	③	ひとり親家庭に対して、個別のニーズにあわせ、より具体的な支援体制を推進していることは評価したい。特に経済的な支援のほか、自立支援にむけての就労相談事業は、幅広い相談体制を構築することうえで今年度も期待したい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			B	A			
			執行状況				
			A	A			
子ども家庭支援センター	③	コロナ禍、潜在していたDV家庭が表面化した。未だに女性が家事・子育てに対して多大な負担を強いられている現状が見られる。男女がともに協力しあえる家庭環境を構築し、男女平等社会が実現出来るような相談対応になることを期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
健康課	③	外国人に対する相談体制に窓口対応にタブレットの活用等を導入し、様々な相談ニーズに対して対応していることは評価したい。また、子どもの身体や心に対する支援にもきめ細かな対応を今後も庁内における連携を深め、充実に努力されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
			B	B			

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（3）	被害者の安全の確保と自立への支援
事業	①緊急一時保護の実施
	②民間支援団体との連携
	③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供
	④被害者への自立支援の実施
担当課	協働コミュニティ課・健康課・生活福祉課・子育て支援課

施策全体についての評価

DV被害者支援で欠かせないこと、安全性の確保と切れ目のない支援体制。そのためには利用しやすい緊急一時保護体制と庁内の連携体制の下でのケースワークの実施は不可欠となる。この点、被害者のニーズにあわせてきめ細やかな支援体制の取り組みかうかがえ、今年度もより良い支援体制に取り組んでいくことを期待したい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③④	昨年からのコロナ禍において、家族で一緒にいる時間が増えたことによる息苦しさをより感じているDV被害者も少なくない。そのため、より一人一人の状況に即したケースワークの必要性が問われる。庁内部署の連携体制、民間支援団体つながりを深めニーズに対応した被害者支援にあたることを期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
B	A						
健康課	③	DV被害者の多くは心のケアを必要としている場合が多い。特にコロナ禍においては、そのサポートが必要とされている。こころの相談をどこでももらえるのかしてわからない被害者の相談窓口として、関係各課と連携を図りながら、必要な情報を提供し、支援体制の間口を今年度も広げて欲しい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	B						
生活福祉課	③	コロナ禍において、顕著に表れていることの一つに子どもの貧困問題がある。子どもたちの学習の機会の確保等、シングルマザーの母子に対しての経済的支援の情報提供等が望まれる。子どもたちの進学意欲の向上、制度の説明、活用の推進を期待する。そのためにも家庭相談員の役割に期待したい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						
子育て支援課	③	コロナ禍、家庭において子どもが面前DV被害者になっているケースが見受けられるが子ども自らSOSを上げることは難しい。虐待の早期発見の要となる子育て支援課とDV相談窓口が更なる連携をはかり、子どもの被害者がなくなることを期待したい。またDV被害者親子がともに生きやすくなる視点での相談体制の充実を望む。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（４）	市の体制整備に向けた取り組みの強化
事業	①職員研修の実施
	②相談員の資質向上とメンタルケア
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

新型コロナウイルス感染症感染拡大の中で、配偶者暴力被害者支援担当者会議（書面開催）より、市職員への研修、情報提供を評価する。 DV被害者の様々な相談について庁内関係各課とのさらなる連携を図ることが大切なので、評価する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	庁内相談窓口職員に対しての研修、情報提供について評価する。 相談員の資質向上のため、東京都主催のスーパーバイズ研修に積極的に参加していただきたい。 DV支援に必要な研修も今後庁内関係課、関係機関に連絡を密に取り、連携を進めていただきたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（5）	関係機関との連携強化
事業	①庁内関係各課との連携の強化
	②各種関連機関・専門家との連携の強化
	③配偶者暴力相談支援センター機能の検討
担当課	協働コミュニティ課・関係各課

施策全体についての評価

新型コロナウイルス感染症拡大の中で、会議（書面開催）を2回実施し、連携を図られていることを評価する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	庁内関係機関との連携強化に努め情報収集、相談支援者等への相談等を実施したことを評価したい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
			課題把握				
関係各課 (下記の各課)	②	各課ともに配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加され、連携を図られていることを評価する。 子ども家庭支援センターにおいては、市内コンビニエンスストア、郵便局等を訪問してチラシの配布をしてもらい、気になる子供を見かけたら連絡してくれるようPRすることを、今後も継続して実施していただきたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
			課題把握				
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-4	男女平等を阻む暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）
施策（1）	暴力の防止に向けた意識啓発
事業	①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供
	②市内事業所への意識啓発
	③暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修
担当課	協働コミュニティ課・職員課・教育指導課

施策全体についての評価

暴力防止に向けた意識をより高めていくためには、無意識や勘違いの中で発生している暴力の存在に気付くことも非常に重要である。啓蒙活動は一朝一夕に効果を出せるものではないので、今後も工夫を重ね、地道に取り組んでいかれることを期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	コロナ禍で制約があった中でも、講座の開催や書籍の紹介、HPを使って情報提供を行ったことを評価する。冊子やパンフレット類は、今一度配布先や配布方法を見直して、男女問わずより多くの市民の目に止まるようにすることが重要と思われる。昨年に続き実施できなかった全職員への研修を、どのようにしたら実施できるか、具体的に検討していただきたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
職員課	③	e-ラーニングシステムを用いる等の工夫で、全職員対象の研修を行っていることを評価する。受講者が、ハラスメント防止の重要性を理解したうえで研修に参加できるよう、日常の啓蒙活動にも工夫を期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
教育指導課	③	法定研修の実施により教職員の意識向上を図っていることは評価できる。教育現場は極めて限られた空間なので、一般社会人を講師に迎える等の工夫で、学校の常識と社会の常識との差異を客観的に認識できるような研修となることが望まれる。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-4	男女平等を阻む暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）
施策（2）	暴力の被害者に対する支援
事業	①相談の実施
	②女性相談の実施(再掲)
	③緊急一時保護の実施(再掲)
担当課	教育支援課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

一人では抱え込まずとりあえず相談することで、問題が深刻化するのを防ぎ、早期解決に繋げることができる。そのためには、相談窓口の周知とともに、「相談」のハードルを下げる工夫も必要と思われる。まずは自分の置かれている状況を認識するために、初回はSNSを使ってアクセスするという方法も考えられるのではないかな。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
教育支援課	①	コロナ禍で社会や生活様式が変化した中でも、関係機関と連携し、支援体制を整えられていたことを評価する。今後さらに課題に取り組むことで、相談者が必要としている支援を迅速に届けられるような支援体制が作られることを期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						
協働コミュニティ課	②③	コロナ禍に柔軟に対応して、初回からの電話相談を取り入れたことを評価する。情報誌パリティ等で女性相談の周知をしているが、相談した後の見通し(特に緊急一時保護を希望した場合)の情報も知らせてあると、より相談がしやすくなるのではないだろうか。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-5	性と生殖に関する健康支援
施策(1)	からだと性に関する正確な情報の提供
事業	①発達に応じた性教育の実施
	②性と生殖に関する健康支援情報の提供
担当課	協働コミュニティ課・健康課・教育指導課

施策全体についての評価

からだと性に関する情報(常識)は、世代間でも大きなギャップがある。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を社会で共有できるような取り組みを進めていただきたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	講座の開催や書籍の紹介を通して、性の多様性についての啓発活動を進めたことを評価する。市民に現状と課題を伝えることは非常に重要であるので、パリテやHPでの掲載や掲示にとどめず、当事者の声をもっと多くの市民の目にとまるような工夫をしていただきたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
A	A						
健康課	①②	母性に関わる事業を、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての正しい知識を提供する機会として活用したことを評価する。性と生殖に関する問題は、非常に個性性は高いが、避けては通れない大切な問題である。各課連携し、親子やパートナー間で真面目に話し合えるような環境作りに努めていただきたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						
教育指導課	①	性に関する情報が溢れている現代社会にあっては、「性教育の手引き」による授業だけでは、思春期を迎えた子供達の心と身体の健康を守ることはできないと考える。情報提供と発信の仕方に工夫は必要だが、肝心な問題を家庭できちんと話し合える環境を作るためにも、幼い頃から継続して親子で性教育の授業を受けるといった取り組みはいかがか。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-5	性と生殖に関する健康支援
施策(2)	性差に応じた健康支援
事業	①女性専門外来に関する情報提供
	②女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施
担当課	協働コミュニティ課・健康課

施策全体についての評価

必要に応じて専門外来受診に繋がられていることを評価する。性的マイノリティにとっても必要とする情報の提供や医療機関への紹介がなされているか、検証されたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	継続して事業を実施されたい。 女性特有の体調不良に苦しんでいる人は、若年層にも多数存在する。中学・高校生に対しても医療機関に関する情報が周知されるよう期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
健康課	①②	継続して事業を実施されたい。 健康課事業や健康相談等で得た市民の声を情報集約の際の視点に加えることで、より有益な情報提供に繋げることができると思われる。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-1	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進（★重点課題）
施策（1）	審議会・委員会等への女性の積極的登用
事業	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上
	②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備
担当課	協働コミュニティ課・関係各課

施策全体についての評価

軒並みいずれの委員会・審議会でも、「課題」の中には女性の登用率を向上させる旨が示されてはいるが、例年その目標達成ができていない根本的な原因に着手するまでに至っていない印象がある。女性登用率が高ければ良いわけではなく、男女比のバランスの必要性を各会により周知していく必要がある。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	各会共に女性登用率は目標の40%を超えており、数値的なバランスも良い。子育て世帯の委員に対する保育などの副理の配慮も行き届いており、幅広い年齢層の女性が参画しやすい環境と言える。情報誌やパンフレットの発行にも工夫が凝らされ、女性が興味を抱きやすい環境を作っている。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
関係各課 (下記の各課)	①②	専門性や任期、適性・平等な選考方法の結果による女性登用率の低さは理解できるが、関係団体や他機関からの推薦や任命により女性には登用率が依然として低い場合、行政側からの呼びかけをより徹底する努力を要すると考えられる。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
			B	B			

（企画政策課・総務課・公共施設マネジメント課・契約課・危機管理課・保険年金課・健康課・地域共生課・高齢者支援課・障害福祉課・子育て支援課・文化振興課・スポーツ振興課・産業振興課・環境保全課・ごみ減量推進課・都市計画課・交通課・下水道課・教育企画課・学務課・社会教育課・公民館・図書館・選挙管理委員会）

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-1	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進（★重点課題）
施策（2）	人材に関する情報の収集と人材の養成
事業	①地域における女性のロールモデルの発掘と登用
	②リーダー養成講座の実施
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

地域でリーダーとなる女性のロールモデルの広報活動や具体的な啓発活動の実施という計画に沿った執行状況は評価される。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	実際に起業等で活躍している女性を講師として招き、多彩なイベントを企画継続していることは評価すべきで、今後も期待される。今後は、女性起業や女性の権利の向上と共に、シングルファザーや男性向けの男女参画社会についての啓発も期待したい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-2	地域活動における男女平等参画の推進
施策(1)	女性リーダーの育成と参画の促進
事業	①地域リーダーの機会均等の支援
	②地域を担う女性リーダーの育成
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

コロナ禍において、「第13回パリテまつり」は中止となったが、市のホームページを活用し広報を行っていることや女性リーダー育成の為の情報提供から委員の任用につながる結果となったことは評価できる。引き続き前向きな選択と工夫を求めたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	「第13回パリテまつり」が中止となる中でも、西東京市のホームページを活用し15団体の団体紹介を行ったことや、女性リーダー育成を目的とした講習会等の情報提供が行われていること。また、実際に男女平等推進センター企画運営委員の任用がされたことは評価できる。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
C	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-2	地域活動における男女平等参画の推進
施策(2)	地域活動等への男性の参画の促進
事業	①男性を対象とした男女平等参画講座の実施
	②地域活動、ボランティア、NPO等の情報提供と参加促進
担当課	協働コミュニティ課・地域共生課・児童青少年課

施策全体についての評価

昨年より続くコロナ禍に対し、工夫し計画を実行している課がある一方で、計画に対する取り組み自体が行われていない課も見受けられる。状況に応じた対応を求めたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	C			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	ワークライフバランス、男性の介護の問題、夫婦で参加しやすい講座を計画し、情報の提供を行ったことは評価できる。一方で参加者を増やすために時間や曜日に配慮した事業への工夫を求めたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			C	B			
地域共生課	②	計画に対し「ほっとネット推進員」への登録研修が中止となったことにより取り組みが不十分であると考える。コロナ禍が始まり1年以上たっているにもかかわらず、手法に工夫が見られない。	総合評価				
			A	C			
			計画内容				
			A	C			
			執行状況				
			A	C			
児童青少年課	②	例年「歩け歩け会」等の事業で地域男性の参加促進を図っているとのことだが、そのような取組が行われなかったことから評価することは難しい。検討した結果やむを得ず中止したとのことだが、今後も地域男性の参加促進を図る事業の計画を検討されることを期待したい。	総合評価				
			A	C			
			計画内容				
			A	C			
			執行状況				
			A	C			
課題把握							
A	C						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-2	地域活動における男女平等参画の推進
施策(3)	市民活動団体との協働
事業	①市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供
	②男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

コロナ禍において事業実施自体が困難な中、西東京市のホームページを活用した情報提供の工夫を行ったことは今後にもつながると考える。より多くの学習機会の提供と市民団体との連携を期待したい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	「第13回パリティまつり」実行委員会において10を超える団体と個人の参加している実績は評価できる。引き続き新規団体とも連携する機会を増やすことを期待したい。	総合評価				
			A	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	B			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-3	男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進
施策(1)	防災対策における女性の参画拡大
事業	①防災会議における女性の参画
	②防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成
担当課	危機管理課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

危機感が高まっている現在だからこそ、防災意識の啓発による効果が高まっていると考えられる。講習会、説明会等の実施が難しい中でもWEBを活用した工夫を求めたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
危機管理課	①②	防災会議に女性団体の代表を委員に任命していることは評価できる。防災会議における男女比率のコントロールが難しいことに加え、コロナ禍における講習会等の開催が難しいことは理解できるが、意欲のある女性の発掘に関しては計画性を持って実行まで移すことを望む。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
協働コミュニティ課	②	コロナウイルス感染症の感染拡大事態も特殊災害の一つであり、危機管理課や他の機関と連携した取り組みを求めたい。	総合評価				
			B	C			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	C			
			課題把握				
			B	C			

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-3	男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進
施策(2)	男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進
事業	①避難施設運営組織における女性の参画
	②災害時要援護者の支援
	③男女のニーズに配慮した避難物資の整備
担当課	協働コミュニティ課・危機管理課・教育企画課

施策全体についての評価

危機管理課主導で行われる取り組みが主になるかと思うが、可能な限り収集した情報を他の課とも共有し、男女平等参画の視点を持った地域の防災活動へとつなげることが必要である。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	計画していた防災における男女平等参画に関する情報提供ができなかった現状を踏まえ、危機管理課や他の機関とも連携した取り組みに期待したい。また「パリテまつり」を活用した防災への啓発など工夫を求めたい。	総合評価				
			B	C			
			計画内容				
			A	B			
			執行状況				
			B	C			
危機管理課	①②③	災害時の女性、要援護者、障害者、などの様々なニーズに応えるため情報提供を促したこと、名簿の作成について福祉事業者との情報交換を行っていることは評価できる。今後も継続することを望む。	総合評価				
			A	B			
			計画内容				
			A	B			
			執行状況				
			A	B			
教育企画課	①	計画を引き続き執行し、次年度への課題にあるようにコロナ禍における避難所運営の在り方も検討・実行することを求めたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（★重点課題）
施策（1）	ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
事業	①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供
	②多様な働き方に関する情報の提供
担当課	協働コミュニティ課・産業振興課

施策全体についての評価

目標に対しての取り組みは実施されている。しかし、セミナーや講座の実施、啓発掲示が目標設定となっており、セミナーに参加する人、就労者を増やすなどの目標人数の設定がないため、実施することが目標になっているのではないか。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	コロナ禍の中、講座（講演）を中止せず、オンラインを活用したことは評価できる。参加者が少なかったことを反省点として挙げ、来年度の課題として広報の方法を工夫することも賛成である。プラスして、オンラインでの参加者を増やすための工夫（IT講座、ipadやwifiポケットの貸し出し等）も合わせて検討してもらいたい。	総合評価				
			B	A			
			計画内容				
			B	C			
			執行状況				
			B	A			
課題把握							
B	A						
産業振興課	①②	就労者を増やすためのハローワーク等の取り組みについては、コロナの影響もあり、セミナーが実施できない中、市の広報やHPに情報掲載をしたことは評価できる。次の段階として、オンラインでのセミナー開催など、しばらくはコロナ禍の中での活動を想定した取り組みを検討してもらいたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	C			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
C	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（★重点課題）
施策（2）	ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
事業	①市内事業者団体に対する情報の提供
	②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介
	③公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進（新規）
担当課	協働コミュニティ課・契約課

施策全体についての評価

難しい取り組みであることは理解できるが、出来ることを考え、目標にしてもらいたい。そうしなければ、毎回、検討で終わってしまい、一向に進まない。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	C	C			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	市内事業者団体へのアプローチが難しいため、中々取り組みが進まない中、他市の取り組み状況の情報把握は評価できる。 他市の実施例、成功例などを参考に色々な角度からアプローチをして取り組みを進めてもらいたい。	総合評価				
			C	C			
			計画内容				
			C	C			
			執行状況				
			C	C			
契約課	③	慎重に進めざるを得ない状況は理解できるが、昨年と状況は変わっておらず、何を検討するのもかも具体性が示されていないため、評価が出来ない。	総合評価				
			C	C			
			計画内容				
			C	C			
			執行状況				
			C	C			
課題把握							
C	C						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進
施策（1）	女性の就労及びキャリア形成支援
事業	①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供
	②保育付き女性の就労準備講座等の実施
	③働く女性のキャリア形成支援
担当課	産業振興課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

普及啓発、情報提供を主体とした事業展開であるが、継続的な取組を続けるとともに、今後はあらゆる機会や手法を活用した情報提供や今までとは異なるアプローチからの普及などにも取り組まれない。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
産業振興課	①②	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職支援セミナーや就職面接会など一部事業が実施できなかったのはやむをえないところである。引き続き市民のニーズ把握に努め、事業の拡充を推進されたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						
協働コミュニティ課	②③	計画に沿った事業が実施されている。次年度は情報提供や啓発のさらなる充実を期待する。	総合評価				
			A	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	B			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進
施策（2）	市内の事業所における女性の活躍の推進
事業	①女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

普及啓発、情報提供を主体とした事業展開であるが、継続的な取組を続けるとともに、今後はあらゆる機会や手法を活用した情報提供や今までとは異なるアプローチからの普及などにも取り組まれない。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	C			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	ポジティブアクションの企業、事業者への周知拡大については、担当課の自己評価のとおりあまり成果が上がっていないものと思われる。多くの事業者に浸透させていくためにも引き続き情報提供の手法等に工夫を凝らし、事業を推進することを期待する。	総合評価				
			B	C			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	C			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進
施策（3）	女性農業者への支援
事業	①家族経営協定の普及
	①女性農業者の支援
担当課	産業振興課

施策全体についての評価

農業の担い手として重要な女性の参加をさらに推し進める新たな施策の構築にも取り組まれない。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
産業振興課	①②	家族協定の締結実績は昨年度の35名から52名へと大幅に増えている。引き続き農業における女性の活躍が拡大するよう取組を進められたい。	総合評価				
			B	A			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	A			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進
施策（4）	女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
事業	①起業に関する支援と相談の実施
	②NPO法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供
担当課	産業振興課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

普及啓発、情報提供を主体とした事業展開であるが、継続的な取組を続けるとともに、今後はあらゆる機会や手法を活用した情報提供や今までとは異なるアプローチからの普及などにも取り組まれない。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
産業振興課	①	新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業が中止されたことはやむをえないところである。引き続き商工団体等と連携し女性の起業の支援を進められたい。あわせて、起業から安定期までの間の経営支援策についても取り組まれるよう期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						
協働コミュニティ課	②	NPO団体の活動に関するイベント、交流会、情報提供など様々な取組が実施された。引き続き団体等のニーズも踏まえ積極的な支援を進められたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-3	男性の家事・育児・介護への参画促進
施策（1）	男性の家事・子育てへの参画促進
事業	①男性向け家事・育児に関する情報の提供
	②男性の育児休業取得の啓発
担当課	協働コミュニティ課・健康課・公民館・職員課

施策全体についての評価

普及啓発、情報提供を主体とした事業展開であるが、継続的な取組を続ける とともに、今後はあらゆる機会や手法を活用した情報提供や今までとは異なる アプローチからの普及などにも取り組まれない。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	男性の育児休業取得については、取得の希望と現実の取得率にまだ大きな隔りがあるのが現実である。今後法律の改正も予定されていることから、広報、イベント、セミナー等様々な機会を通して育児休業取得が促進されるよう普及啓発などに取り組まれない。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
健康課	①②	計画に沿った事業が概ね実施されている。引き続き他部署とも連携しながら男性の育児休業取得の促進、家事参加への普及啓発を推進されたい。	総合評価				
			A	B			
			計画内容				
			A	B			
			執行状況				
			A	B			
公民館	①	計画に沿った事業が概ね実施されている。引き続きニーズの把握に努め、普及啓発に取り組まれない。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
職員課	②	全職員に対し育児休業制度の周知啓発を徹底するとともに、育児に関する休暇、育児休業などが取得しやすい職場環境づくりと執行体制の確立を推進されたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-3	男性の家事・育児・介護への参画促進
施策（2）	男性の介護への参画促進
事業	①介護休業取得の啓発
	②介護講座の開催
担当課	協働コミュニティ課・職員課・高齢者支援課

施策全体についての評価

各課で介護休業取得の啓発のための講座等を計画し実施しているが、情報提供が市報、HPだけなのが残念。ためになるであろう講座が、広く対象者に届けるにはどうするのが今後の課題。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	市報の掲載があったが稼働年齢層男性に関わらず参加者が少なく勿体無いと感じる。どうすれば対象者に情報が届けられるかの工夫に期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						
職員課	①	多数いる職員の中から対象者に働きかけていること、新人研修での介護休暇制度の説明をして情報提供していることを評価する。今後も対象者を漏らすことなく、情報提供に努めて頂きたい。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			B	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
B	A						
高齢者支援課	①②	介護休業についての相談窓口をどのように周知し、結果相談実績が無かったのか振り返りが必要。講座の開催を3日間に渡り開催した事は評価する。次年度に繋げて頂きたい。	総合評価				
			C	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			C	B			
課題把握							
B	C						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-4	子育てへの支援
施策（1）	子育て支援サービスの充実
事業	①子育てに関する相談の実施
	②保育サービスの提供
	③子育て家庭に対する経済的な支援
担当課	健康課・地域共生課・子育て支援課・保育課・児童青少年課・子ども家庭支援センター・学務課

施策全体についての評価

コロナ禍での子育てに不安や閉塞感を抱えている家庭が多いであろう中、相談窓口・支援業務が求められ対応されている事に安心を感じる。困難家庭へのよりきめ細やかな支援を横断的に行い、子どもの利益を最優先にして頂きたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
健康課	①	妊娠時の最初の窓口であろう場で全件面接を実施されている事は、妊婦にとっての不安軽減の場の働きとして大いに評価する。今後も期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
B	A						
地域共生課	①	住所ごとに民生委員の氏名・電話番号が市報に掲載されていた事で、何かの時には相談できる安心を提供したと思う。	総合評価				
			B	A			
			計画内容				
			B	A			
			執行状況				
			B	A			
課題把握							
B	A						
子育て支援課	①②③	支援の必要な世帯に対しての相談・助言を行ったり、病児病後児の受け入れ施設の事業継続や幼稚園の担当への仲介等、全ての子育て世帯を支援している事を大いに評価する。	総合評価				
			B	A			
			計画内容				
			B	A			
			執行状況				
			B	A			
課題把握							
B	A						
保育課	①②	市内の待機児数は東京の平均より多いとの情報もあるが、ホームページに掲載される欠員数を見ると一概には言えない事が分かる。引き続き、待機児の現象の取り組み、相談業務の拡充を期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
B	A						

児童青少年課	①②	子育て世帯が楽しく集まる場と周知されているこそだてフェスタ@西東京が、コロナ禍で中止をなってしまったが今後の開催を期待する。学童の定員についても、各課との調整の上児童の最善を提供して頂きたい。	総合評価			
			B	B		
			計画内容			
			B	B		
			執行状況			
子ども家庭支援センター	①②	多岐に渡る子育て支援業務の中、子育て支援ショートステイ事業の実施を評価する。養護施設との連携をより強固なものとし、利用する子どもの利益を優先して頂きたい。	総合評価			
			A	A		
			計画内容			
			A	A		
			執行状況			
学務課	③	経済的理由により、児童・生徒が不利益を被ることが無いようにするための対応を評価する。コロナ禍により支援が多岐に渡っているであろうと想像するが、新規・継続の家庭へのサービス向上を期待する。	総合評価			
			A	A		
			計画内容			
			B	A		
			執行状況			
課題把握						
課題把握						
A				A		

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-4	子育てへの支援
施策（2）	地域での子育て支援の促進
事業	①子育て支援に関する相談と情報の提供
	②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供
	③子育てサークルの育成と支援
担当課	協働コミュニティ課・子育て支援課・保育課・子ども家庭支援センター・健康課・公民館・児童青少年課

施策全体についての評価

<p>ワーク・ライフ・バランス（WLB）と女性の活躍の推進に紐づけられる施策が多く実施されていると推察される。今般COVIT-19の影響で事業が予定通りに遂行できないことが多い中、SNSを使つての情報提供などを行っている課と行っていない課との差が明確化されている。社会の動向にアンテナを張り、行政だから市民の一步先を進む姿勢を見せていくことが必要である。今後の努力に期待したい。</p>	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5	
協働コミュニティ課	①	オンライン講座では、保育付き講座の開催は難しい。オフラインで保育付き講座を実施したことは評価に値する。ただ、次年度の課題把握は努力目標ではなく、担当課として課題を明確にし次年度への目標と位置付けることを望む。	総合評価					
			A	A				
			計画内容					
			A	A				
			執行状況					
子育て支援課	①	見やすい編集を務めていることは評価する。ただし、ハンドブックを配架するだけにとどまらずSNSを活用するなどの工夫に努めらえたい。	総合評価					
			A	B				
			計画内容					
			A	A				
			執行状況					
保育課	①②	各種事業においてSNSを駆使していることは高く評価する。今後も継続されたい。その結果が相談件数の増加に結びついたと考える。一時保育のニーズは今後も続くと考えられるため、保育士の確保が難しい中、事業者への働きかけを続けることを今後も継続されたい。	総合評価					
			B	A				
			計画内容					
			A	A				
			執行状況					
子ども家庭支援センター	①②③	広場での情報提供の工夫、子育てハンドブックの更新を丁寧に行っていることを評価する。新型コロナの影響で相次いでイベントやフェスタが中止になる中、工夫を凝らし支援を続けていることも評価に値する。これからも継続されたい。	総合評価					
			B	A				
			計画内容					
			A	A				
			執行状況					
課題把握								
B					A			

健康課	①	新型コロナの影響下においても、感染予防対策を講じた上で実施していることは評価に値する。さらに情報の伝達方法を工夫し、新しい取組を進める姿勢も高く評価できる。今後も更なる情報配信の工夫など継続されたい。	総合評価			
			A	A		
			計画内容			
			A	A		
			執行状況			
			A	A		
課題把握						
A	A					
公民館	①③	新型コロナの影響を受けながらも、情報提供を積極的に実施したことは評価できる。また、現在の社会状況下を鑑み孤立化を危惧し、育児期の女性を対象とした講座を企画する視点は素晴らしく、高く評価できる。今後も決められたことだけに縛られず、社会の動きを把握した支援を継続されたい。	総合評価			
			A	A		
			計画内容			
			A	A		
			執行状況			
			A	A		
課題把握						
B	A					
児童青少年課	③	新型コロナの影響で利用制限があり、情報提供がしづらい環境だったことは十分理解する。しかし、この状況下だからこそSNSなどを駆使し情報の収集・発信、活動の支援も出来る。今までと違う視点に立ち新しい発想を持ち、課として職員全体で話し合った課題を把握し、計画に反映するよう努められたい。	総合評価			
			A	C		
			計画内容			
			A	A		
			執行状況			
			A	C		
課題把握						
B	C					

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-4	子育てへの支援
施策（3）	ひとり親家庭への支援
事業	①子育てに関する相談の実施(再掲)
	②ひとり親家庭の生活支援
	③ハローワーク等との連携による就業支援
担当課	健康課・地域共生課・子育て支援課

施策全体についての評価

WLBと女性の活躍の推進に紐づけられている施策が多く実施されていることは評価に値する。担当課職員は委員会評価内容を次年度に反映するよう努められたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
健康課	①	全ての妊娠届時に相談ができる体制は評価に値する。だれもが安心して子育てができる、相談体制づくりとしてLINE等SNSを利用し、対面ではない相談の体制づくりも進めていくことを検討されたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
地域共生課	①	民生委員は地域ごと担当が決まっているが、男性や女性特有の相談をしたい時に相手（同性や異性）を選べる体制になったことは評価に値する。その情報をより市民に分かりやすく伝える努力が必要。誰もが安心して子育てができるような体制を整備するよう、より努められたい。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	A			
			執行状況				
			B	B			
子育て支援課	①②③	継続して実施されたい。 母子・父子などひとり親支援として、様々なきめ細やかな相談からアフターフォローまでの体制は高い評価に値する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-5	介護への支援
施策（1）	地域での支え合いのしくみづくり
事業	①地域での福祉に関する相談と情報の提供
	②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成
	③NPOや市民活動団体等との協働の推進
担当課	地域共生課・高齢者支援課・障害福祉課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

介護や福祉の充実のため、地域人材の発掘だけでなく研修等で育成を図っていることを評価する。また地域の市民活動やNPOへの活動支援とそれらをつなぐネットワーク作りに取り組んでいることを評価する。さらなる情報発信と啓発、連携強化に期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
地域共生課	①②	市内の民生委員の高齢者や障害者への働きかけが活発である。引き続き、民生委員への啓発と研修に努めてもらいたい。また、引き続き資源マップの情報更新もお願いしたい。 コロナ禍での民生委員の研修会、ほっとネット推進の催しなど書面開催等で、工夫して行うことができた。次年度もより工夫し充実させることを期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
			課題把握				
C	B						
高齢者支援課	①②	必要なサービスや支援のニーズに基づいた社会資源マップの情報更新をお願いしたい。また活用状況の把握と啓発活動は、感染予防を行いながら実施し充実させることを期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
			課題把握				
B	B						
障害福祉課	①	障害者のしおりのリニューアルなど細やかな支援に努めており評価できる。困難な相談ケースについては、必要に応じて他の関係機関との連携も必要である。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
			課題把握				
B	B						
協働コミュニティ課	③	NPOのパワーアップセミナーなど、人材や団体の育成・研修事業は大変評価できる。引き続き充実を期待したい。課題にあるように、NPO法人がより活発な活動ができるよう、行政との連携を図る仕組み作りを期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
			課題把握				
C	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-5	介護への支援
施策（2）	家族介護者への支援
事業	①家族介護者への情報の提供
	②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援
担当課	高齢者支援課・障害福祉課

施策全体についての評価

被介護者への虐待防止の啓発活動については、コロナ禍の中実施されたが、次年度はその方法を含めてその充実に期待する。また介護者の家族会や認知症カフェなどの開催については、介護者支援、被介護者支援に力を入れていて評価できる。今後も専門家と連携強化し更なる支援策を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
高齢者支援課	①②	コロナ禍での普及啓発活動の難しさがあるが、効果的な啓発活動の充実に期待する。感染予防対策をしながら、パネル展示を実施できるとよい。 介護者の会、地域包括支援センターの介護者の家族会、認知症カフェの複数開催、そして虐待ケースの関係機関との情報共有や連携ともに、大変評価できる。引き続きお願いしたい。	総合評価				
			A	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	B			
課題把握							
A	B						
障害福祉課	①	コロナ禍での啓発活動を工夫しながら実施した。さらに次年度は継続し効果的な啓発活動を期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			C	B			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
C	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（1）	庁内推進体制の充実・強化
事業	①庁内の男女平等推進会議の定期的開催
	②関係各課の男女平等施策に関する調整
	③関係部署を対象とした男女平等意識の啓発
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

男女平等推進会議が開催できなかったのは残念であったが、各課に個別にアクセスを重ねて意見交換や各種調整をしていただいたということで、個別アプローチであるが、ある程度の庁内の意識高揚の実はあげられたのではないかと思う。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	男女平等推進会議は、評価報告を通して行うというものであるから、その個別の各課へのアクセスの頻度や程度によるところが大きく、共同コミュニティ課の方々のご尽力に期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（2）	男女平等推進条例設置の検討
事業	①条例設置検討委員会の設置
	②苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

第4次計画に繋がるように、情報収集に努められているとのことなので、引き続きご尽力願いたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	C	C			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	条例設置検討委員会の設置や苦情処理機関設置検討委員会の設置については、少なくとも、この検討を続けるか否かにつき、次期計画策定までに要検討であり、そのための資料（他の自治体の設置による効果把握）が必要。	総合評価				
			C	C			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			C	C			
課題把握							
C	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（3）	国や都、他自治体等との連携や情報交換
事業	①関係機関との交流・連携
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

他の自治体との情報交換は、西東京市単独では思いつかない参考事例の学びの機会であり、逆に、西東京市ならではの取り組みを他の自治体に紹介することによりそれが取り入れられれば、ひいては東京全体の男女平等推進にも繋がるのであるから是非、今後も積極的に行っていただきたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	男女平等意識に関する事柄のみならず、性的マイノリティ・女性相談についてまで情報交換・情報収集は、機会をとらえてよく行われている。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（4）	男女平等参画に関する職員の理解促進
事業	①職員の意識実態調査の実施
	②職員研修の実施
	③市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底(再掲)
担当課	協働コミュニティ課・職員課・秘書広報課

施策全体についての評価

新人職員ないしは新任採用のタイミングでは研修が実施されるようになってきている点は評価に値するが、その後も、定期的に一定の研修がなされるような運用も検討してもらいたい。また、庁内における男女平等の意識調査を踏まえて、職員研修も内容を工夫する必要があるかもしれない。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	意識・実態調査は、各施策ないしは計画策定の重要な基礎資料となるので、調査内容・実施の方法について、項目を絞り、確実に1つ1つに的確に伝えてもらう等工夫が必要かもしれない。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
A	A						
職員課	①②	協働コミュニティ課と連携して、充実した意識調査や研修にさせていただけるよう期待している。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	B			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						
秘書広報課	③	ガイドラインも性的マイノリティへの配慮等、時代の進化により適宜見直しが必要であるので、その時々々の市民意識に配慮しながら改訂を重ねて頂けるよう期待している。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
A	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（5）	男女ともに働きやすい職場環境の整備
事業	①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」、『「健康市役所」宣言』の周知
	②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ
担当課	協働コミュニティ課・職員課

施策全体についての評価

ワークライフバランスの推進が家庭内における男女共同参画に資するわけであるから、子育てプラン、イクボス、ケアボス等について、あまり区別にこだわらず、どんどん、企画、開催をして進めていただきたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	意識調査、職員ポータルシステムの掲示場活用、講演会情報の提供等、さらに、両課共同の上で、充実を図られることを期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			B	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
C	B						
職員課	②	意識調査、職員ポータルシステムの掲示場活用、講演会情報の提供等、さらに、両課共同の上で、充実を図られることを期待する。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（6）	管理的立場における女性職員の参画促進
事業	①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備
	②女性職員の活躍推進に向けた取り組みの実施
担当課	職員課

施策全体についての評価

男女平等参画社会の実現のためには、従来男性に大きく偏りがちであった方針決定の場への女性の参画が欠かせない。管理的立場における女性職員の参加促進は、今後の事業全般に大きな影響を与えると思われるので、積極的な取り組みを期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
職員課	①②	管理職に占める女性職員の割合が増加傾向にあり、令和元年度は2割に到達したことは一定の評価ができる。しかし、「少数派」を脱して意思決定に影響力を持つとされる3割到達を、早急に達成していただきたい。2割にとどまっている要因を追求し、もっと具体的な課題の設定を期待する。	総合評価				
			B	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	A			
			課題把握				
C	C						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実
施策（１）	相談機能の充実
事業	①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

昨年からのコロナ禍で、特に女性の失業等の労働問題やDV問題の増加が指摘されている。このような状況の中で、相談機能の充実は喫緊の課題であると強く認識する。男性相談も含めて、よりアクセシブルな相談機会の提供を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	思いのほか相談窓口へのハードルは高い。より安心して気軽に相談できるような窓口の整備を期待する。相談を受ける担当者の専門等の情報があると、相談しやすくなるのではないかと考える。また、男性相談の相談窓口の早期開設を期待する。	総合評価				
			B	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	A			
			課題把握				
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実
施策(2)	学習機能の充実
事業	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)
	②情報誌パリテの発行と配布(再掲)
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

男女のみならず多様な性に関するテーマも含めた学習機会・情報提供の広がり を評価する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	男女平等意識の浸透のために、様々な分野及び関心が高そうなテーマを取り上げ、講座が開催された点を評価する。オンライン講座も開催され、講座参加の選択肢が広がったことは参加者増加につながるのではないかと期待する。	総合評価				
			B	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	A			
			課題把握				
B	A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実
施策(3)	情報収集・提供の充実
事業	①男女平等推進センターパリテのホームページでの情報の提供
	②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

市のHPのトップページから、もっと簡単にパリテのページまで行きつくことができればより良いと考える。パリテの存在を知らない人たちがアクセスすることは難しいのではないかと懸念がある。情報提供の機会拡大の検討を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	施設「パリテ」の紹介ページから直接情報誌「パリテ」にアクセスできるようにしてはどうかと考える。新着図書一覧を見ると話題の本が並んでおり、こういった情報をもっと前面に押し出してはどうかと考える。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実
施策（４）	市民との協働
事業	①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

男女平等参画社会の実現に向けて、市民との協働は欠かせないとする。団体への活動支援の状況等のより一層の情報発信を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B	B			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	西東京市HPにおいて、第13回パリテまつりに関する情報（中止になったことも含めて）に、後日アクセスできなかった。より多様な市民の活動・参加を促すためには、過去にどういったことが行われていたかという情報の提供が必要ではないかと考える。	総合評価				
			B	B			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			B	B			
課題把握							
B	B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-3	男女平等参画推進計画の進行管理
施策(1)	市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理
事業	①男女平等参画推進委員会の開催
	②事業評価の実施
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

コロナ禍で多くの制約がある中で、予定通り委員会開催の進行管理を担当した協働コミュニティ課の努力を評価する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A	A			

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	引き続き委員会の開催及び評価報告の取りまとめを進め、情報公開の機会の拡大を期待する。	総合評価				
			A	A			
			計画内容				
			A	A			
			執行状況				
			A	A			
課題把握							
B	A						

これからの課題

令和2年度は新型コロナウイルス感染症が世界の様相を一変させた1年であった。

国内では女性が約7割を占める非正規労働者の減少や、ステイホームや在宅勤務などによる家庭内での女性の負担の増加、それらも要因となって女性の自殺者数が前年と比較して急増するなど、女性への深刻な影響が明らかになった。

12月には国の第5次男女共同参画基本計画が策定された。第2次計画（2005年）で「2020年までにあらゆる分野における指導的地位の女性の割合を30%に」と目標を掲げたが、その多くが未達成のまま第5次計画では「2020年代の可能な限り早期に」と先送りされた。

2月には東京2020オリンピック・パラリンピックに関連した女性蔑視発言問題から、図らずも日本の男女平等に関する現状（世界各国の男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数」で日本は世界156か国中120位）が注目された。それが契機となり、組織委員会における女性割合を速やかに40%に引き上げるなどの取組が行われたが、一過性の取組で終わらせず、また他分野へも同様な動きが広がっていくことが望まれる。

さて、西東京市では第4次計画において2度目の評価となったが、今回は市の事業において新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小されたものが多かったことから、担当課評価では全体としてA評価が減少し、C評価が増加した。委員会評価においては、執行状況だけでなく計画の内容や課題の把握と合わせ総合的に評価を行ったが、施策評価はAが増加したものの、C評価も増加した。

基本目標別に施策評価をみると、「Ⅰ人権の尊重」については昨年度からA評価が減少したが、「Ⅲワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進」と「Ⅳ男女平等参画の実現に向けた市内推進体制の強化」についてはA評価が増加した。基本目標Ⅰについては新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等が主な原因だが、基本目標Ⅲについては女性農業者への支援、子育て・介護への支援の取組についての評価が高くなった。基本目標Ⅳについては女性管理職の増加や、パリティの相談・学習機能についての評価が上昇した。

評価は男女平等参画推進計画を着実に前進させるために実施するものである。各課におかれては取組が難しい項目もあろうかと思うが、委員会の評価を踏まえ、よく検討したうえで目標設定や執行を行っていただきたい。各課が委員会からフィードバックされた評価を生かし、男女平等参画の視点に立って取組を行うことで、男女平等参画の推進につながると考える。評価サイクルを意義のあるものしていくために、改めて認識し、具体的な取組に繋げていただきたい。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見出せない中、感染症対策を講じ、一部事業ではオンラインを活用しながら実施されたことは評価したい。今後も様々な工夫をしながら、withコロナ、さらにはafterコロナを想定した、事業や情報発信の取組を進めていただきたい。

令和4年3月31日

西東京市男女平等参画推進委員会

3. 課題ごとの指標及び目標値

★重点課題

目標	課題		指標	現状値	R 5 年度 目標値	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
I 人権の 尊重	I-1 ★	男女の固定的性別 役割分担意識の解 消	男女の固定的性別役割分 担意識の解消について、 解消されていると思う人 の割合を増やす	63.4% (平成29年)	70.0%	-	-	-	-	-
	I-2	家庭・学校・地域 における男女平等 教育と学習の推進	社会全体として「男女の 地位は平等になってい る」と思う人の割合を増 やす	15.3% (平成29年)	30.0%	-	-	-	-	-
	I-3 ★	配偶者等からの暴 力の防止と被害者 支援	配偶者から暴力を受けた とき、「誰にも相談しな かった」人の割合を減ら す	58.7% (平成29年)	50.0%	-	-	-	-	-
	I-4	男女平等を阻む暴 力の防止	女性相談の認知度を上げ る	19.2% (平成29年)	50.0%	-	-	-	-	-
	I-5	性と生殖に関する 健康支援	女性に特有のがんの検診 受診率を上げる	乳がん:25.6% 子宮頸がん:19.0% (平成30年4月1日現 在)	乳がん:26% 子宮頸がん :21%	-	-	-	-	-
II 地域に おける 男女平 等参画 の推 進	II-1 ★	政策・方針決定過 程への男女平等参 画の推進	市の審議会・委員会等 における女性委員の割合 を増やす	32.8% (平成30年4月1 日現在)	40.0%	33.5%	32.3%	-	-	-
	II-2	地域活動における 男女平等参画の推 進	地域社会(自治会・町内 会など)において、「男 女の地位は平等になって いる」と思う人の割合を 増やす	43.9% (平成29年)	60.0%	-	-	-	-	-
	II-3	男女平等参画の視 点による防災・ま ちづくりの推進	防災会議における女性委 員の割合を増やす	5.9% (平成30年7月 1日現在)	15.0%	5.9%	11.8%	-	-	-
III ワーク ライフ ・ライ フと女 性のバ ランス の活 躍の推 進事 業	III-1 ★	ワーク・ライフ・バ ランス(仕事と生 活の調和)の推進	ワーク・ライフ・バラ ンスを実現していると思 う人の割合を増やす	42% (平成29年)	60.0%	-	-	-	-	-
	III-2	経済活動における 女性活動	職場において、「男女の 地位は平等になってい る」と思う人の割合を増 やす	26.2% (平成29年)	40.0%	-	-	-	-	-
	III-3	男性の家事・育 児・介護への参画 促進	男性が家事・育児・介 護等に携わっている時間 を増やす	1時間17分 (平成29年度)	2時間	-	-	-	-	-
	III-4 III-5 共通	子育てへの支援・ 介護への支援	男性の育児休業取得率 を上げる	2.9%	10.0%	-	-	-	-	-
IV 男女 平等 参画 の推 進事 業の 実 現に 向 け	IV-1 ★	庁内推進体制の充 実	女性係長級職以上の割合 を増やす	29.7% (平成30年4月1 日現在)	40.0%	24.0%	26.3%	-	-	-
	IV-2	男女平等推進セン ターパリティの事業 の充実	男女平等推進センター パリティの認知度を上げ る	20.3% (平成29年度)	40.0%	-	-	-	-	-
	IV-3	男女平等参画推進 計画の進行管理	西東京市男女平等参画推 進計画の実績評価におい て着実に執行されている 事業の割合を増やす	A評価53.5%(平 成29年度各課実 績)	60.0%	53.5%	49.1%	-	-	-

※現状値の根拠については、第4次計画の89ページを参照

4. 第4次計画の評価活動

		令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月			
第4次計画	担当部門	事業実施				事業実施				事業実施				事業実施				事業実施										
	委員会					4月 委員会評価	9月 委員会評価			8月 委員会評価	12月 委員会評価			4月 委員会評価 (中間評価)	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価	
第5次計画		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会評価を庁内に周知する際に、評価を踏まえた取組を依頼する。また、担当課評価と委員会評価に乖離があるものについては検証を促す。 次年度の担当課評価で委員会評価が把握できるよう、各課への連絡を工夫す </div>																										
委員任期		← 7/31から2年間				← 7/31から2年間				← 7/31から2年間																		

○上半期に前年度の実施結果への委員会評価をまとめ、当該年度の事業実施内容や翌年度の担当評価に反映できるよう、周知方法や資料の作り方を工夫します。

○委員会評価は、次年度の予算見積にも活用します。

○評価活動3年度目(令和4年度)に中間評価を行い、次期計画の中間のまとめに反映させます。中間評価に当たっては、重点課題など対象を絞ったヒアリング等も検討します。

○評価活動4年度目(令和5年度)の委員会評価も、次期計画の素案に反映させます。